厚生労働科学研究費補助金 総括研究報告書

リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の 背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究

主任研究者 三柴 丈典 近畿大学法学部政策法学科・教授

*以下、次年度報告書から加筆した箇所には下線(棒線)、

強調すべき個所には下線(波線)を施した。

研究要旨

【考察及び結論】

<u>外国法制度調査とその結果を踏まえた専門家らによる討議、社会調査を経て導かれた、日</u> 本の法政策への提言は以下の通り。

<u>1</u> 一般的提言

<u>以下のリスク管理(本報告書において、「リスクアセスメントとその結果に基づく適切な</u> 対応」を意味する。以下同じ)の6要素を各事業場で展開させるため、多面的で専門的かつ 柔軟な労働安全衛生行政の推進が求められる。

(a) 組織の責任者による真摯で具体的な関与

<u>(b)構造的で計画的な取り組み</u>

(c) 適切な人的・物的資源が利用できる条件の整備

(d)全ての管理者による安全衛生の重視

<u>(e)</u>直面課題に応じた柔軟な対応

(f)安全衛生と組織の生産性や競争力との一体視

<u>これは、組織的な安全衛生の学習と取り組みの促進であり、事業場ないし社会全体における安全衛生文化の醸成とほぼ同義なので、行政による高権的な介入に加え、何より経営者の自発的な関与を必要とする。従って、明確な目標設定と戦略、漸進的な取り組みが求められる。</u>

このうち戦略面では、高齢者を焦点とした安全衛生行政の推進が考えられる。現在、日本では、世界的にも最速のスピードで高齢化が進行しており、平均寿命の上昇、年金財政のひっ迫など様々な事情から、高齢労働力の活用は、国の重要課題となっている。法制度面でも、高年齢者雇用安定法による65歳定年制の施行等の措置が講じられているため、経営者らにとっても重要課題となって来ている。他方、高齢者は、若年者に比べ、転倒、つまずきなど

<u>の労働災害に遭遇したり、難治性の身体疾患にり患する割合が高い。そこで、彼・彼女らを</u> <u>焦点とした対策の推進が求められる。そして、その実施により、一般的な安全衛生水準の向</u> 上も図られ得る。

 言うまでもなく、安全衛生管理は、法令遵守の視点のみでは完成しない。そもそも区々多
 様であり、ますます複雑多層化する職場のリスクとの関係では、法令に過不足が生じ得る。
 そこで、行政及び(個々の)行政官には、専門性の強化を前提に、法制度的に裁量を強化す
 べきと解される。それにより、結果的には安全衛生の実現方法にかかる事業者の裁量も一定
 範囲で拡大するため、実質的には性能要件型の規制ともなり得る。

立法技術的には、イギリス(UK)のように、安全衛生や快適職場形成を包括的に義務づける罰則付きの一般的義務条項を定め、その具体化を下位の規則や個々の監督官による個別的な命令に委ねる方策と、ドイツのように、法律本法の一般的義務条項には罰則を付さず、
 それを具体化する規則や個々の監督官による個別的な命令に、罰則による強制力を付与する方策があるが、日本の事情に応じた方策が求められる。

日本の場合、罰則付きの法規定を新設する場合、一般的に、立案の過程から罪刑法定主義の要請を充たす厳格な定め方が求められるうえ、安全衛生立法について、それを覆すだけの 社会的支持があるとも言えないので、イギリス的な方策は採り難い。かといって、法律本法 に罰則に関する定めを置かず、下位の規則や個別的な命令に罰則を設けるドイツ的な方策も 採り難い。結局、安全衛生法の業法(法目的の達成のため、行政が事業者に対し、一定の裁 量をもって監督指導を行う根拠を提供する法)としての性格を強化する方策が妥当であろ う。

先ず、法律本法は、できる限り目標が明確な基本原則を示し、罰則を付すよう図るべきで はあるが、現実的には労使を含めた関係者間の調整の必要性、対象となるリスクの多様性や 不確実性などから困難を伴う。そこで、特にリスク創出者に対するリスク回避措置の義務づ け等、重要な原則を義務化する努力は継続しつつも、それが叶わない限り、安衛法の基本原 則、体系等を示した大綱を設ける、従前以上に詳細部分の具体化を厚生労働省令等に委任し、 原則を明確に示す規定を設ける等の方策が求められよう。なお、努力義務規定にも、強制規 範への布石、行政における予算の獲得や体制づくり、関係業界や産業社会への啓発、民事裁 判への影響など様々な意味があるので、強制規範形成への関係者の合意が得られない場合等 には活用されるべきと思われる。努力義務規定より1ランク上と認識されている配慮義務規 定は、規制対象となるリスクの多様性や不確実性との関係などから結果責任を問えないが、 手続的な措置を求める趣旨で有意義と解されるが、対策の必要性の高い対象に関するもので あれば、事業者側に安全衛生の証明責任を課し、事情に応じた具体的な要件が手続的に明ら かにするようにすることや、望ましい措置の詳細を実施省令(法の委任を直接受けず、法の 実施を目的として策定される省令)で示すこと等を前提に、罰則を付す努力が求められよう。 罰則を伴わない義務規定も、アナウンス効果のほか、罰則付きの義務規定への布石としての 意味は大きい。

施行令や規則(政省令)については、現在の法制度の下でも、折々の事情に応じて行政が 主導し、適宜、罰則付きで策定されているので、それを根拠づける法律条文を大きく修正す る必要はないと思われる。ただし、法律と政省令の関係については、再考の価値がある。安 衛法令では、罰則付きの政省令は原則として法律の委任を受けているが、そうした政省令が、 親法の解釈を完全に「き束」してしまうとなると、構造的に過不足が生じ得る。確かに罰則 を付す場合には、罪刑法定主義の要請を拒み難いが、刑法典(明治40年4月24日法律第 45号)自体も精神的犯罪を含め、抽象的な定めを多く盛り込んでいる以上、人の命や健康 に関わる安衛法令でそれが許されない理由はない。現に、「労働者に危険を及ぼすおそれの ある」場合に囲いの設置を求めている安衛則第101条のように、不確定法概念(解釈に幅 のある抽象的な文言)を持ち込んだ規定もある。よって、政省令側での定め方に一定の抽象 性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による 判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要があると解さ れる。望ましい仕様の詳細は、法の履行を支援するガイドラインの役割としつつ、悪質さが 窺われる対象者には、その定めも参考に執行を図るのが妥当と解される。

次に、個々の監督官による具体的な命令については、現行法第98条第1項に列挙された 条項の違反にする場合には、それらを具体化する個別の規則違反に該当しない場合も含まれ る旨の規定を同条に加えるか、行政解釈で示すことが望まれる。また、現行法第99条に新 たに1項を追加し、第1項で要件とされた「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊 急の必要があるとき」に当たらない場合(特に法第28条の2の違反が認められる場合等) にも、複数の専門官の判断により一定の危険(許容できない危険)があると認められる場合 等には、労災防止上必要な措置を勧告又は要請できる旨に加え、当該勧告又は要請を受けた 者が、それを遵守せず、かつ、監督署長が専門家の意見を聞き、一定の危険(許容できない 危険)が残存していると認めた場合には、労災防止上必要な措置を命じられる旨を規定する 等の方策が考えられる。

<u>なお、安衛法の業法としての性格を強化すると、その分だけ、政省令の制定や、個別的な</u> 命令の発令を行わずに被害が生じた場合に、国の規制権限不行使の責任が問われるリスクが 高まる可能性がある。よって、質的に重要だが、不確実性が拭えないリスク等については、 現にそうされているように、現行法令上、健康保持増進対策ないし快適職場形成を含め、努 力義務規定などとされているものの履行を支援するためのガイドラインで対策を規定し、周 知することとし、それをもって足りる旨を法律本文に定めて実施する等の方策も考えられ る。労働災害防止協会による労災防止規程(労働災害防止団体法第2章第3節)の策定に委 ねる方策もあり得るが、同協会は、ドイツの労災保険組合のように強制加入ではなく、法律 上は可能だが実際には規程違反に対する制裁も設けられていない(最高でも「警告」にとど まる)ため、現状のままでは、規制権限不行使の免責事由とはなり難いし、策定、運用共に 困難であろう。

他方、様々な制約から、当初から十全な法令遵守が困難な中小規模の事業体については、

<u>罰則等による威迫を含め、労災防止へ向けた明確な方向づけと共に、その実現を図る事業者らに対しては、低リスクな違反事項の是正につき、一定の猶予も必要となる。現状でも、監</u>督指導の実際において、そうした事業者らに形式的で不均衡な法執行(是正勧告書の発布や送検)はしていないはずだが、イギリス(Enforcement Policy Statement, http://www.hse.gov.uk/pubns/hse41.pdf)やアメリカ(Field Operations Manual (FOM), https://www.osha.gov/OshDoc/Directive_pdf/CPL_02-00-160.pdf)のように、そうした状況に応じ、柔軟性のある取扱いを明文化することで、監督官による措置の斉一化を図る方策もあり得よう。その際、猶予の前提として、労働基準協会や労災防止団体などが専門的な研修を行い、認証した安全・衛生コンサルタントや社会保険労務士などに監査を行わせ、猶予の必要性を証明させる方策を講じれば、安全衛生の専門性の高い人材の育成にも繋がる可能性があると思われる。

<u>また、労働者の危険有害物へのばく露のように特に不確実性の高いリスクへの対応に際しては、以下のような対策のメニュー(安全衛生インフラ)を増やし、そのいずれかがヒット(:効果を発揮)するように図る必要がある。もっとも、この方策にも相応の費用を要するため、結局、上述した産業界や社会全体における安全衛生文化の醸成とそのための戦略が求められよう。</u>

<u>ア 法規則の集積 (accumulation of good regulation)</u>

<u>イ 現実的で均衡のとれた法執行 (effective and proportionate enforcement)</u>

<u>ウ 検査官(inspector)の専門性の高さ、</u>

<u>工 事業場ごとの安全衛生管理を監視・支援する安全代表制度(system of safety</u> representative)

オ 業務プロジェクトのリーダーによる安全リーダーシップ(職場に応じた標準の策 定と信賞必罰など)の涵養、

<u>カ 安全意識を高め、行動変容を促す規格 (BS: British Standard など)</u>

<u>キ 専門的な行政機関(Health and Safety Executive: HSE)による災害疾病やヒヤ</u>

リハット情報の確実な収集、

<u>ク</u>建設業におけるプロジェクトの設計者、発注者、関係請負人などに安全管理義務を 課すこと、

<u>ケ

民間団体による安全衛生に関する専門家の養成と適格性認証、</u>

<u>コ 法令でリスク管理のために適任者を選任するよう定めること、</u>

サ 技術革新による設備・器具自体の安全性の向上

<u>2 個別的提言</u>

<u>(1)法令関係</u>

ア 安全管理者の国家資格化、各種国家資格の更新制度の導入を契機とする安全衛生の専

門家(安全衛生人材)の育成及び能力の向上

上記のような法規制に実効性を持たせるうえで、安全衛生の専門家(安全衛生人材)の育 成や能力の向上は、極めて重要な意味を持つ。リスク管理との関係では特に、各事業体の事 業の性質に応じて必要な専門性を持つ者と協働する体制を整備して運用できる者の育成が 求められる。その出発点として、安全管理者の国家資格化、各種国家資格の更新制度の導入 が求められよう。また、学習の対象にも動機づけにもなり得る安全衛生関係情報(職場の八 ザード、リスク、有効な対応策など)の共有を図る必要もある。

安全衛生人材の質量は、行政・民間の双方で充実化させる必要があるが、いずれも事業者 による専門性の重視と応分の費用負担 育成費を含む人件費や、外部専門家の委託費など が出発点となる。そして、事業者に高額な費用を負担させるには、それを当然視させる安全 衛生文化の醸成と、それを支援する戦略が求められる。

イ リスク最小化原則(排除できるリスクは排除し、それが困難なリスクは最小化すべき とする原則であり、3ステップ・アプローチ(先ずはリスク調査をして集団的措置を中心に 本質的な排除・低減策を講じ、それが叶わない場合に個別的、人的措置等を実施する方策) に代表される)や、その原則とも深くかかわるリスク創出者管理責任負担原則(リスクの管 理責任は、製造者、設計者、発注者等のリスク創出者が負担すべきとする原則)など、イギ リスなどで採用されている予防上の重要な原則については、法律本法や大綱に規定する必要 があると思われる。なお、重層的下請関係下での発注者や元請事業者の安全衛生責任の強化 及び具体化を図るため、発注先が法定の安全衛生要件を充たしているかを、発注に際して発 注元に審査させる方策も考えられる。

ウ 事業体の役員の責任強化

<u>事業体の役員の業務が労働安全衛生に及ぼす影響の大きさや、現にそれゆえに企業の取締</u> <u>役個人の民事責任を認める判例が複数登場して来ていること、イギリスでは既にそうした法</u> <u>制度が採用され、実際の運用もされていること、何より事業体ごとの安全衛生文化の醸成に</u> <u>は、トップ層による安全衛生への責任的関与を図る必要があること等に基づき、現行法上の</u> <u>違反行為者への刑事制裁規定とは別に、安全衛生の運営を担う事業体の役員が、内部統制シ</u> <u>ステムの管理を怠ったことにより重大な労働災害を発生させた場合、それゆえに刑事制裁を</u> 科す旨の規定の新設について検討しても良いと思われる。

<u>エー定条件を充たす対象にかかる規制の性能基準化</u>

リスクの要因と実効的な対策が明確な対象には、仕様的な危害防止基準(仕様基準:なす べきこと・なすべきでないことを特定的に定める基準)で規制を行い、そうでない対象には、 できる限り、性能基準(達成すべき目的のみを特定し、達成の手段は名宛人の合理的な裁量 に委ねる基準)で規制を行うのが適当と解される。具体的には、リスク要因が不確実な場合、 実効的対策が不確実か、場所的、条件的、将来的により実効性の高い対策があり得る場 合などが該当しよう。性能基準を採用する場合にも、強制力を持たず、基準の履行を支援す るガイドラインは充実化させる必要があり、独自の方法で求められる性能を達成できない名 <u>宛人は、それに従う限り違法を問われないこととする 違法性の判断基準ではなく、合法性</u> の判断基準として用いる 方策が妥当と思われる。

すると、必然的に、安全関係では仕様基準が中心になり、衛生や快適職場形成関係では性 能基準が中心になると察せられるが、既に仕様基準が採用されている規制を性能基準に改め る場合には、既存の仕様基準が個々の事業体の安全衛生を確保するための砦や秩序のバック ボーンになっている場合 例えば、当該規制にかかる定期的な検査が行われ、その結果が安 全衛生関係部署に伝達されることになっている場合など もあるので、不用意に廃止されな いよう留意する必要がある。

オ 新たに中小企業を対象とした遵法の猶予制度(段階的遵法の許可制度)を設ける場合 には、各基準を定める法令本文に、「事業の性質上可能な限り」等の文言を加える方法もあ り得るが、膨大な改正作業を要するため、当該制度に関する1条を別途加える方法の方が現 実的と解される。

また、そうした法制度の新設に際しては、併せてリスクアセスメントの普及促進を図るた め、アメリカの SHARP (Safety and Health Achievement Recognition Program:安全衛 生達成度認定プログラム)のように、中間指標を設けてその達成を積極的に評価すると共に、 彼国の現地コンサルテーション制度(民間の安全衛生人材が政府のクレジットを得て他社を 訪問し、安全衛生についてアドバイスを与えること等を内容とする制度) EU の OiRA (Online Interactive Risk Assessment)等に倣い、WEB上のツールの設定と人的な支援 を組み合わせる必要がある。前述した通り、中小企業等の改善努力の証明は、労働安全・衛 生コンサルタントや公的機関での研修と認定を受けた社会保険労務士等に行わせ、行政が審 査する方法を講じることにより、前者と中小企業の接点を創り、後者に安全衛生知識をもた

<u>らす等の副次的効果を期待できる。</u>

<u>カ</u>労災発生率が高いか重大労災が生じた事業体(の事業者)に対する労災防止団体の関 与の強化

日本の労災防止団体法の立法者が起案に際して参考にしたドイツやフランスの労災防止 団体制度は、強制加入制度を採用しており、なおかつ労災保険も司っているため、保険金拠 出を減らすためには予防活動に尽力するという構造的圧力に晒されており、安全衛生講習の 受講者数も日本とは比較にならないほど多い。そうした条件下、日本では、労災による死傷 者数(被災による休業日数4日以上の件数)は、昭和35年をピークに4分の1程度に減少 しているが、依然として約900名弱の死亡災害、11万件強の休業日数4日以上の死傷災 害が発生している(厚生労働省「労働災害発生状況」平成28年速報値 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/))。そこで、労災 発生率が高いか重大労災が生じた事業体(の事業者)に対する労災防止団体等の関与の強化 を図る必要があると解される。

<u>労災防止団体は、既に、現行法第99条の2、第99条の3に基づく「労働災害防止業務</u> 従事者及び就業制限業務従事者に対する労働災害再発防止講習」の指定講習機関(指定条件 等の詳細は、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」を 参照されたい)となっているので、先ずはその履行の徹底を図る必要があろうが、概ね数時 間の講習にとどまるので、重大労災が発生した場合に適用される安衛法第78条以下の安全 管理特別指導事業場(「トクアン」)や衛生管理特別指導事業場(「トクエイ」)の指定制度と 連続するように、より継続的かつ体系的な関与が求められよう。

キ 総合的な化学物質対策の推進(化学物質対策の多チャンネル化)

<u>有害物などハザードやリスクの評価に不安定性や相対性を伴い、未知の物質(新規物質)</u> <u>や混合物も次々に登場し、事業体の企業秘密に関わり、それでも産業として有効活用が避け</u> られないものによるリスクへの対策では、対策の幅を拡大し - 複数の対策メニューを用意し <u>て - 、そのいずれかがヒット(:効果を発揮)するようにする必要がある。具体的には、タ</u> <u>テ(サプライチェーンの上流から下流に至るリスク情報の共有やリスク低減策の実施)・ヨ</u> <u>コ(GHSなどの国際的なハザード(ないしリスク)に関する情報の共有)・タカサ(現場</u> でのばく露実態等の調査・分析)の3方向での展開を法政策的に図る必要があると解される。

<u>ク</u>労働者によるリスク情報の報告の義務づけ

<u>関係者間でのリスク情報の共有(いわゆるリスク・コミュニケーション)の徹底のため、</u> <u>ECの安全衛生枠組み指令に倣い、労働者に自ら認識したリスク情報の事業者や行政への報</u> <u>告を法令で義務づける方策も考えられる。</u>

<u>たしかに、にわかに実効性を担保することは難しいが、社会啓発や、行政による監督指導</u> への根拠づけ、民事裁判への影響などの効果が見込まれる。

<u>ケ</u>産業医や産業保健スタッフによる難治性疾患り患者や病前性格者らの就業支援機能 の強化

<u>高齢化が急速に進み、医療や社会保障関係の支出が増える中、産業保健の役割が重要性を</u> <u>増している。とりわけ個々の事業場で産業保健をリードすべき産業医は、ただ不調者の就労</u> <u>判定を行うだけではなく、主治医を含</u>む様々な関係者と協働しつつ、適切な就業調整により 彼・彼女らの就業を支援すること(:就労判定可能性の拡大)等を通じて、労使に貢献せね <u>ばならない。</u>

<u>そのため、その勧告の実効性の強化が図られる必要がある。たとえば、現行法第65条の</u> <u>4の作業時間規制では、目下、規則(省令)で潜水業務と高圧室内業務のみが対象とされて</u> <u>いるが、産業医面談を通じた就業上の配慮として就業制限がなされる場合には、その対象業</u> 務にも本条の適用を及ぼすことで、実質的に心理社会的リスクを含めた多様なリスクを同条 の適用範囲に入れることができると思われる。</u>

<u>(2)</u>政策関係

ア 公使の共働による「安全衛生経営」の推進

<u>
日下、経済産業省により、「健康経営」というキーワードを用いた政策が図られているが、</u> 本来的には、安全衛生全般を重要な経営課題として、経営者のリーダーシップにより推進さ せる必要がある。イギリスでは、HSC(Health and Safety Commission)と経営者協会が共同 して彼らのリーダーシップ行動論に関するガイダンス(HSE, Leading health and safety at work -Actions for directors, board members, business owners and organisations of all sizes-,2013.)を発行しており、安全衛生担当役員の選任は、安全衛生の戦略的重要性に関す る企業の理解の象徴である("The presence on the board of a health and safety director can be a strong signal that the issue is being taken seriously and that its strategic importance is understood." HSE,p4.)との認識も示されている。

<u>そこで、日本でも、適当な条件が整った時期に、行政と経営者団体が共働し、「高齢化時</u> 代の安全衛生経営」など適当なキーワードを用い、経営層による労働安全衛生推進のリーダ ーシップに関するガイダンスを発行し、安全衛生担当役員の選任を誘う方策が望まれる。

<u>イ 厚生労働省の労働保険の適用状況検索サイトの充実化</u>

<u>厚生労働省の労働保険の適用事業場検索サイトに、先ずは安全衛生表彰やあんぜんプロジェクトへの参加等の情報も掲載し、その後掲載情報を増やすことで、安全衛生への取り組みの動機付けを図る。</u>

ウ 労働監督行政体制の見直し

<u>実効的な労働監督行政のためには、各管区の事業場数や地域性などを考慮する必要がある。そこで、少なくとも、事業場数と災害発生率に応じた監督官の配置を行うことが望まれる。</u>

工 事業場内の安全衛生人材のステータス向上の推進

<u>事業場内のリスク管理の展開には、それを主導し、管理できる安全衛生人材が必要だが、</u> <u>そうした人材の事業場内、ひいては社会的なステータスが高まり、高い処遇を受ける条件が</u> <u>整わなければ、志望者は増えず、養成機関も成り立たない。</u>

<u>そのサイクルを逆回転させるには、やはり経営トップ層への意識付けが重要な意味を持つ。そこで、元に帰って、1で述べた高齢者を焦点とした安全衛生行政戦略や、2(1)イ</u>ウで述べた基本的な法原則の確立と厳格かつ柔軟な執行などが求められよう。

オ外部の安全衛生人材の検索用WEBサイトの設置

<u>特に中小企業者から外部の安全衛生人材(安全・衛生コンサルタント等)へのアクセスを</u> 容易にするため、検索用のWEBサイトを設置する。検索情報として、大まかな住所、業務 受託の可否、得意業務、過去の業務経験、標準報酬などが考えられる。</u>

カ 民間の安全衛生人材の活用

アメリカで、VPP の現地調査に当たる SGE (特別政府職員: Special Government Employee)や、主に中小企業をターゲットにした現地コンサルテーション制度を担う政府 と任用関係にないコンサルタントを参考にして、専門官ポスト(産業安全専門官及び労働衛 生専門官規程(昭和47年9月30日労働省令第46号))等に、専門分野ごとに、相応の 条件で民間の安全衛生人材を任用すると共に、派遣元企業が人件費を負担して自社が雇用す る安全衛生人材を、政府からの委嘱を受けて他社の安全衛生事情を視察のうえ、アドバイス <u>させる制度を設ける方策が考えられる。その際、コンサルタントは、たとえ法違反が発見されても、官公署に通告する義務を負わないが、重大なリスクが発見されれば是正することに</u>同意を得るようにする必要があろう。

<u>キ 中小企業対策の推進体制の創設</u>

2(1)オに記載したような中小企業対策を実施するため、可能であれば、厚生労働省の 安全衛生部内に中小企業担当班等を設置する。

ク 安全・衛生委員会制度の実効性の強化

<u>事業場におけるリスク管理を監視し、推進するという重要な役割を持つ安全・衛生委員会</u> の実効性を高めるため、業務執行や安全衛生対策につき実質的な権限を持つ担当役員の参 加、決議事項の実施等を制度的に担保する。

ケ 安全衛生教育の強化

 既に法制度化されている作業主任者への技能講習、危険有害業務従事者への特別教育、一 般従業員の雇入れ時教育などを充実化すると共に、未だ法制度化されていない経営のトップ 層(総括安全衛生管理者等)一般従業員層への一般的な安全衛生教育の実施を図る。労働 災害防止団体が実施する研修を受講すると労災保険料が下がる仕組みなどの導入なども考 えられる。

コ安全衛生研究の推進

労働安全衛生総合研究所等の研究機関が、基礎研究と応用研究の両面で充分な研究成果を 挙げられるよう、充分な予算の配分と安定的雇用の確保を図る。なお、基礎研究面を疎かに すると、研究者にとって、研究所としての魅力を保ちにくく、優秀な研究者の維持獲得が難 しくなることに留意する必要がある。

【調査結果の概要】

1 日本の法制度調査の結果

(1)日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス

諸外国の法制度情報から汲み取るべき示唆を選択するため、日本の安衛法の特徴とそれが 示唆する予防政策のエッセンスを明らかにすることを目的として、文献調査等を実施した。 その結果判明した特徴を整理すれば、以下の通り。

【安衛法の特徴】

規制対象の多様性・多層性に象徴される合目的性 行政による監督指導的・支援的役割(2章、10章、8章、9章関係) 人的措置(ソフト面)の重視(3章、6章関係) 危害防止基準の充実化とリスク・アセスメントの強化(4章関係) 重点傾斜的規制(高リスクの作業や要因に重点を置いた規制) 健康への配慮と維持増進(7章) 快適職場形成の努力義務としての規定(7章の2) 専門家・専門機関の適格性確保、事業場による活用の促進や義務づけ 定めぶりや規制趣旨の多様性、手続的規制への傾倒 予防段階の包括性

【示唆される予防政策のエッセンス】

以上のような特徴を持つ現行安衛法が示唆する予防政策のエッセンスを考察すれば、以下 の通り。

リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき。労使間では、一次的に事業者責任を原則 としつつ、二次的に労働者自身にも責任を負わせるべき。他にリスク創出者がいる場合にも、 労働者に対しては、予見・回避可能性の範囲内で同人を使用する事業者に一次的な責任を負 担させるべき。重層的下請関係下での混在作業などでは、元請や発注者に管理責任を課すと 共に、請負人間の連携を促すべき。

国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安 全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき。国などの執行機関と労使その他の関係者の対 話や情報交換も促進し、リスク関連情報の集中と分析ないし共有を図るべき。

物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき。特に、経営責任者 のイニシアティブ、管理・責任体系の整備、教育、専門性(知識、経験、良識など)を持つ 適任な支援者・担当者の選任、組織全体の関与と意思統一を促す合議を重視すべき。

不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、 自主的な RA を実施させるべき。リスク要因と有効な対応策が判明した場合には具体的な危 害防止基準(作為・不作為の内容を特定する仕様基準)を設定し、遵守を確保すべき。

予防政策は1次予防から3次予防まで包括的に形成せねばならず、リスク管理では、高 いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて個別的・技術 的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき。そのためにも、リスク関連情報を持つ 者(機械や有害物の譲渡者、建設工事の発注者等)には、その情報をリスクに直接ばく露す る者(労働者等)やそれに影響を与える者(事業者等)に伝達させるべき。

リスクのレベルが不明確な場合には、国際機関や国が発信する情報、関係学会や産業の認 識のほか、当該事業場での客観事情、専門家の意見(専門性)及び関係者の合議(自律性・ 民主性)を踏まえて判定すべき。

労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を前提に、 たとえ比較法制度的にパターナリスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進 対策は積極的に推進すべき。その際、優先すべきは作業管理、作業環境管理などの1次予防 であり、2次・3次予防は、医師・保健師など適任な専門家の関与を得て、労使や関係者間 で協議し、職場事情等に応じてテーラーメードで実施すべき。事例の集積による1次予防策 へのフィードバックも求められる。その際、作業密度などの心身への負荷要素を考慮した実 働時間制限を図るべき。

現に不調者が生じた場合には、疾病・治療と就労の両立を図るための就業上の配慮に努め るべき。また、消極的な健康障害の防止と積極的な健康増進は一体的に捉えるべき。

不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定 し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情 に応じて参酌すべき。

ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、(自然科学のみならず)社会科学的にも認識すべき。労災認定基準を含む補償法や安衛法による規定(捕捉) は、そうした社会科学的認識の裏付けとしても活用すべき。

(2)現行安衛法制度の利点と課題に関するインタビュー調査の結果 - 元監督官の声 -

本調査は、本研究プロジェクト全体の目的の妥当性及び望ましい方向性を、労働安全衛生 に詳しい元労働基準監督官の経験に照らして再検証すること、初年度に実施された外国法制 度調査の成果を日本で応用する際の留意点を明らかにすることを目的として実施された。

その結果、以下のような所見が示された。

すなわち、日本の現行安衛法制度は、規則等も含めた体系全体としては、その綿密さや過 去の災害等を踏まえた実践的な有用性、事業者への威迫・強制性などの点で優れている。 しかし、以下のような課題を抱えている。

安衛法本法を見ただけでは、具体的になすべきことが分かり難い。

多くの規定に違反した状態にある中小零細事業者が改善努力を行ない易い、(特に有害物質対策などの衛生面で)簡便かつ安価な方策が充分に用意されておらず、そうした努力を行う事業者を適正に評価する仕組みもない。

衛生面の対策の履行を適正に確保できる監督官が少ない。実際の業務の質量に 照らし、監督官の絶対数の不足や、管区ごとの配置にかかる偏在がある。

職場で新たに生じるリスクにあまねく確実に対応できるようなリスク管理型の 仕組みになっていない。

災害発生率の集計に際して、災害の重篤度が重視されていない。

そこで、以下のような改善策が望まれる。

中長期的展望として、法律本法とそれに連なる法体系を分かり易く整理し、法 律本法をみれば、事業者らがなすべき基本的な事柄が分かるようにする。

安全関係は具体的な基準を法律で規制し、衛生関係では、法律では目的や手続 などを定めるにとどめ、その余はガイドラインで誘導するような方式で性能要件化 を進める。安全関係でも、性能要件化が適当なものは、衛生関係に倣う。

ただし、性能の定義と達成度の審査を適正に行える専門性を持った行政官(行政

資源)を確保する必要がある。

既存の仕様的な基準が組織の安全衛生を確保するための砦や秩序のバックボーンになっている場合もあるので、不用意に廃止されないよう留意する。

重層的下請け関係下で、発注者や元請事業者の安全衛生責任を強化ないし具体 化する。特に、末端の自営業者などの管理を充分に行わせる。

発注先が法定の安全衛生要件を充たしているかを、発注に際して発注元に審査さ せる方策も考えられる。

監督署を含めた安全衛生監督機関と労使その他の関係者間における対話型の安 全衛生行政を進め、各事業場の事情に応じた監督指導行政を推進する。監督署は、 高リスク事業場に特化し、災防団体や労働基準協会などが安全衛生に関する相談機 能を果たすよう整理する方法もあり得る。

監督署が持つ労働警察としての役割は維持ないし強化する。

対象となる事業の規模や地域性などを考慮した、実効性のある監督指導行政の 展開を図る。

中小零細事業者が改善努力を行ない易い簡便で安価な方策を用意すると共に、 (たとえ違法状態を残していても、)そうした努力を行う事業者を適正に評価する仕 組みをつくる。

全国の管区で、事業所数や災害発生率などに応じて監督官を配置する。

新人監督官に労働災害の現場調査や死亡災害被災者の葬儀を体験させるなど、 濃密な学びの機会を提供する。

厚生労働省の WEB ページで、各企業の安全衛生への取り組み状況を公表する 施策を推進する。

企業における安全衛生担当役員の選任を促進する。

特に中小企業の安全衛生対策を進めるうえで、RST トレーナーを活用する。

安全管理者を国家資格化する。また、事業場ごとに安全・衛生管理者の職務と 職責を明確化させると共に、活動に必要な権限を付与させる。

安全衛生担当者や一般労働者への安全衛生教育を強化する。特に、作業主任者 への技能講習、雇入れ時教育、危険有害業務従事者への特別教育などを強化する。

労働行政が持つ安全衛生関係情報を、現場の責任者クラスの人物に積極的に提供する。

災防団体が実施する研修を受講すると労災保険料が下がる仕組みなどを導入 し、災防団体の活動の強化を図る。

2 外国の法制度調査の結果

(1)イギリス

日本の関連法制度と比較して、HSWA(イギリス労働安全衛生法典)を中心とするイギリ

スの労働安全衛生法制度が持つ特徴は、メリハリ(アメとムチ) 単純明快さ、多角 性・多面性、自律性と労使協議の重視、専門性と柔軟性(法執行機関とビジネスの親和 性) それらを支える物的・人的資源である。これらの背景には、ILO187号条約が示唆 する政労使が安全衛生を重視する文化がある。

は、安全・衛生・快適性の全てにわたり、雇用者に限らず、リスクを生み出す者を名宛 人として実効性確保を求める罰則付きの一般条項を置き、法違反に多額の罰金を科す定めと 運用を行う(2011/12年の平均金額は£30,000弱/件だったほか、かつて **Balfour Beatty** 社が£1000万(控訴審で£750万に減額された)にのぼる罰金を命じ られた例もある)と共に、適切な管理を怠る役員への身体刑を定め、運用する一方で、規制 内容の単純化、規制方法の柔軟化により、法の遵守を容易にすると共に、遵守の方法につい ては各雇用者にできる限りの裁量を与えるほか、 で後掲するスキームなど、事業活動を阻 害しないための配慮が尽くされている点などに現れている。

は、HSWA が労使その他関係者の安全衛生や快適性の確保のために設定している要件 そのもののほか、(a)その要件を補完する規則、(c)履行を支援するガイダンス、(b)両者の中 間に位置する行為準則というルールの体系が明確である点などに表れている(とはいえ、行 為準則の法的性格は、意図的にグレーなものとされており、それゆえのメリット・デメリッ トや、生じている問題や議論がある)。

は、そもそも安全衛生の実効性は、何か1つの方策によってなし得るものではないという彼国での経験則の反映であり、法規則の集積、現実的で均衡のとれた法執行、検査官の専門性の高さ、事業場ごとの安全衛生管理を監視・支援する安全代表制度、業務プロジェクトのリーダーによる安全リーダーシップ(職場に応じた標準の策定と信賞必罰など)の涵養、安全意識を高め行動変容を促す規格(BS:British Standard など)、専門的行政機関による災害疾病やヒヤリハット情報の確実な収集、建設業などにおけるプロジェクトの設計者、発注者、関係請負人などへの安全管理義務の賦課、民間レベルでの安全衛生に関する専門家の 養成と適格性認証、リスク管理等に適任者を選任すべき旨の法的要求、技術革新による設備・器具自体の安全性の向上などの総合的な取り組みの「厚み」に表れている。

は、労働組合により選任され、事業場ごとの安全衛生を監視・支援する安全代表制度や 彼らの学習機会や活動に必要な情報(雇用者・検査官が保有する情報を含む)の獲得、諸活 動の有給での保障、彼らが重要ないし主導的役割を果たす安全委員会制度などに現れてい る。イギリスでも、安全衛生対策における労使協議は重視されており、安全代表にかかる法 的保障のうち重要なものは、非労働組合員を代表する非正規安全代表にも適用される。安全 代表ではなくても、安全衛生活動に携わる被用者であれば、それゆえの不利益取扱いなどに ついて雇用権利法の保護を受ける。そもそも、国の法律や規則、行為準則、ガイドラインな どのルール形成にも労働者側の意見は反映されるが、このような事業場ごとの関与と協議の 仕組みが、国による法政策を展開するうえで毛細血管の役割も果たしていると解される。 は、彼国の検査官制度に特によく現れている。彼国の安全衛生法は、国と地方自治体の 双方が執行を担っており、そのうち自治体による法執行には、「主な管轄機関特定スキーム (Primary Authority Scheme)」と呼ばれる制度があり、広い地域に事業所を展開する企業 が、安全規制の監督を主導するパートナーとなり、リスク管理について最善の方法を合意で きる自治体を主な管轄機関として選択できる。選択された自治体は、その企業の事情をよく 知ったうえで他の自治体にアドバイスを与え、彼らの監督業務をリードする。他方、国の機 関である HSE は、後述するように、工場検査官のほか、爆発物検査官、鉱業採石検査官、 核施設検査官、アルカリ換気検査官など技術的な専門性に応じて検査官を任用し、一定期間 の研修とスクリーニングを経て就業させている。彼らの中には、民間企業で安全衛生関係業 務を経験し、民間団体が発行する安全衛生関係資格を持っているベテランが多く、民間企業 が支払う給与額を基準として魅力を感じさせる金額の報酬を年俸制(雇用期間は無期限の場 合が多い)で支給している。報告者がイギリスで実施した労使団体や専門家等へのインタビ ューで、彼らの専門性の高さを否定した者はおらず(別添資料6~8)、

また、インタビューの際、企業経営者や使用者団体は批判していたが、介入手数料制度(" Fee for Intervention" scheme)に象徴される HSE による活動資金確保の動きが特筆され る。この制度は、2012年安全衛生(手数料)規則(The Health and Safety (Fees) Regulations 2012)に基づき、同年10月1日から施行されており、安全衛生法規に違反し た者に検査、捜索、是正措置等の費用負担の義務を負わせるものである。

は、年間約£1億5000万(150円/£とすると、約225億円)にのぼる HSE の運営コスト(Health and Safety Executive : The Health and Safety Executive Annual Report and Accounts 2013/14 (HC228))によく示されているが、連合政権の意向で、20 10年に2011/2012年から2014/2015年にかけて4割の歳出削減方針 (Spending Review 2010 Settlement)が打ち出され、検査官の査察の対象も重大なリスク のある事業場に集中させ、人員を削減する方針が採られて現在に至っている。

総じて、組織による安全衛生の学習を促進する仕組みともいえる。

HSWA の解説書は、労働安全衛生管理の要素を、 組織の責任者による真摯で具体的な 関与、 構造的で計画的な取り組み、 適切な人的・物的資源が利用できる条件の整備、 全ての管理者による安全衛生の重視、 直面課題に応じた柔軟な対応、 安全衛生と組織の 生産性や競争力との一体視の6点としている。すなわち、「ルール・制度」と「人・組織の 意識・知識」の相互作用を想定した法社会学的課題であり、かつ安全衛生の専門知識ないし 専門家の支援を要する経営組織論的課題であると認識している。仕組みや技術の整備は重要 な課題だが、その策定と運用を担う人材が育成され、関係当事者間の有機的なコミュニケー ションが促進されなければ、仕組みや技術が膨大・複雑化する一方、安全衛生の実効性が挙 がらなくなることも示唆されていると解される。

HSWA は、ローベンス報告を基礎としており、元より安全衛生の自主管理、行為準則等のガイドラインによるベスト・プラクティスや標準的な行為規範への対話による誘導と、罰

則付きの一般条項を裏付けとした悪質な事業者に対する監督官の広範な執行権限等、リスク 管理政策のエッセンスを内包していた。EC 安全衛生枠組み指令発令以後の EC・EU での リスク管理政策の展開に応じて、リスク管理原則の国内法化やリスク調査等の文書化の要請 が生じたものの、元より実質的にその仕組みを運用していたため、比較的容易に対応できた 経緯もある。

とりわけ特徴的な行為準則は、実質的に「法でなく、法である」という多面的性格を持ち、 監督官による対話型の法執行を支える鍵となっていると解される。すなわち、性格的にはガ イドラインに過ぎないが、その違反は民刑事上の責任を推定させるため、監督官は、処罰の 威迫を背景にしつつ、事業者の安全衛生への取り組み状況をみながら、運用を図ることがで きる。

その他、以下の点が特筆される。

緊急時対応がリスク管理の原点かつ要点として規定されていること、

安全衛生に関わる者のコンピテンスの確保が行為準則に規定されていること、

監督官が技術的な専門性に応じて区分されて別個の枠で任用され、一定期間の研修とス クリーニングを経て就業するものの、一部の事件についての訴追権限を含め、法の執行権限 を持つ仕組みとなっていること、

法的なリスク管理義務違反に基づく刑事責任の認定に際しては、特にリスク調査の不充 分さ(:適切さや充分さの欠如)の具体化が求められるため、事後的な災害調査が鍵となり、 かつ行為準則が基準とされる傾向にあるほか、結果的に事後送検が中心とならざるを得ない 構造となっていること、

承認を受けた労働組合が選任するが、単に労働者の利益代表ではない安全代表が種々の 法的保護を受けて実際にも雇用者のリスク管理の支援者として機能していること、雇用者が 保有する安全衛生情報のみならず、監督官から情報提供を受けられる旨の規定があること、 その活動や教育訓練機会の保障をめぐる訴訟が多いこと、

安全委員会も雇用者によるリスク管理のレビューアーとして重要な機能を果たしているが、快適職場形成(welfare)に関する課題の取り扱いはマストとされていないこと、

安全衛生管理の一義的責任は雇用者にあるが、安全衛生を支援する適任者(関連資格を 保有していると適任と認められ易い)の選任が義務付けられ、その実現をもって雇用者が法 的義務を「果たそうとした」証左となり得るとされていること、

安全衛生に関する資格は民間団体が発行しており、危険有害物質や機械器具安全、安全 衛生理論やコミュニケーション、教育技法などが高度な専門知識と認識されていること、

イギリスの労働安全衛生法上、リスク管理の担保のために重視されているのは、(a)安全 代表等の活動保障に関する規定、(b)被用者(代表)との協議の実施、協議機関の設置など労 使間協議に関する規定、(c)被用者への情報提供に関する規定、(d)リスク管理自体を義務づ ける規定の履行確保であること、(b)(c)の違反には自由刑を含めた制裁が科され得る定めが あり、労使間協議を重視する意図がうかがわれるものの、実際の執行ではアドバイスを先行 すべき旨の公文書があり、罰則適用を最小限にとどめる意図もうかがわれること。

効果面では、**HSWA** 施行後、重大労災は3分の1程度に減少し、ヨーロッパでトップレベルにある旨のデータがあり、中小企業でも効果を挙げているとされるが、作業関連疾患対策では思わしい成果が挙がっていないとされている。

(2)EU~ 89年安全衛生枠組み指令関係~

リスク管理に関する原則や PDCA サイクルの構築を含め、その実効性を高めるための施 策が包括的に定められている。

そもそも EU(EC)が安全衛生政策を積極的に進めて来た背景には、GDP の 1.5-4%に達 する労働関連傷病による損失を防ぎ、域内産業の経済競争力の強化を図る狙いや、安全衛生 にかかる費用を均等にかけることにより加盟国間の競争条件の平等化を図る狙いがあった。 内容面では、以下の点が特筆される。

リスク管理責任は事業者が負い、特にリスク調査、労働者教育、情報提供、労働者との 協議、安全衛生活動を担当する適任者の選任と活動保障等が基本的義務とされていること、

労働者にも事業者の指示に従った適切な業務、危険の報告、事業者との協力等が「義務 づけられている」こと、

リスク管理原則として、リスクの除去が困難な場合の最小化(スリー・ステップ・メソ ッド) 作業の労働者への適合、労働をめぐる条件の変化に応じた調査等が規定されている こと、

指令のガイドラインに、リスク調査の目的は、職業リスクの除去のみでなく、組織づく りや労働者への情報提供、教育訓練の実施など、それを継続的に支援する仕組みづくりであ ることが明記されていること、

同ガイドラインで、法定要件と労働安全衛生の実効性確保の双方の充足が求められ、リ スク調査がその鍵となる旨が示されていること、

同じく、その事業場に応じた予見可能なリスク全てを網羅した管理を行うべき旨や、社 外工や訪問者などの外部者を意識したリスク調査を行うべき旨が示されていること、

同じく、事業場の特質に応じたリスク調査のためには、作業環境、仕事内容やその変化、 労働パターン等の調査が必要となる旨が示されていること、

同じく、(心理社会的、物理的な)職業性ストレス要因が調査対象とされるべき旨が示 されていること、

同じく、リスク調査の結果、リスクの可能性があるが、疾病障害をもたらす可能性がな い場合、「模範的措置を基準に適切な措置を講じるべき」とされていること、

同じく、雇用者は、(i)リスク調査方法に関する一般知識、(ii)その職場での応用展開能力、(iii)自身の能力の限界と他の支援を求める能力の3要件を充たす人物を実施者に指名し、リスクに関わる情報を可能な限り提供すべきとされていること、

同じく、雇用者がリスク調査の実施者に提供すべき情報源として、リスクに関わる職務

内容分析、労働者(代表)からの意見聴取、機械製造者等が提供するデータシート、過去の ヒヤリハット情報、安全衛生モニターの記録、健診から得られた匿名データ等が掲げられて いること、

同じく、リスク調査の結果には、労働者、安全衛生担当者、安全代表等のアクセスの保 障が求められる旨が示されていること。

(3) **EU**~ **OiRA**~

EUは2002年から約5年を期間とする労働安全衛生戦略を策定しており、2007~ 2012年の戦略が中小企業対策を重点の1つとし、リスク調査を促進するための簡易なツ ールの開発の必要性を示した。これを踏まえて **EU**-**OSHA**(欧州連合労働安全衛生庁)が開 発し、2012年から **WEB**上で提供しているツールが **OiRA**(**Online interactive Risk Assessment**)である。

特筆すべき点は以下の通り。

中小零細企業が、自らある程度自社事情に合ったリスク調査を実施できるよう設計され ている。

(i)無料で活用でき、経済的障壁がないこと、(ii)初期操作にあまり手間がかからず、時間 的障壁があまりないこと、(iii)業種ごとに分かれ、ある程度会社事情に応じたアレンジがで きるため、実際のニーズとの適合性があること、(iv)単純明快な質問文で構成されており、 分かり易いこと、(v)行動計画の作成を支援する標準的解決策が示されるなど、労力的障壁が あまりないこと、(vi)職場の内在リスクについて、「何がなぜリスクか」を含めて学びが得ら れること、(vii)関連法規制へのリンクが貼られた質問もあり、コンプライアンス誘導効果が あること、(viii)利用者登録に際してメールアドレスとパスワードしか求められないなど、匿 名性が高いこと。

準備:リスク調査の方法の調整 確認:業務上の潜在的リスク要因とそれにばく露する 者の確認 評価:対応の優先順位づけ 行動計画:評価を踏まえて確認されたリスクの除去 や制御の方法と手順を具体化する、という4段階のプロセスで構成されている。

EU 内の小国で活用される傾向にあり、大国では未だ中小企業でもあまり活用されていない。全58ツールのうち、ブルガリアのものが25で最多、その他キプロス、ベルギーなどが続く。

一例としてキプロスの理美容業界用の OiRA は、理美容師協会と EU-OSHA・労働監督 署が、作業関連皮膚疾患や筋骨格系障害等への対策のため、積極的な協議を重ねて策定され、 実施されている。構成の概略、 モジュールとサブ・モジュール、 具体的な内容(情報、 質問、文章)の順で合意が形成され、結果的に、その業界に関わる「何がなぜリスクか」等 に関する学びが得られ、典型的な対応策も示唆される構造となっている。

イギリスの雇用問題研究所(Institute for Employment Studies)が2015年にEU、 国の機関、労使団体、研究者等を対象にオンラインと電話インタビューにより実施した国際 的な調査から、以下の事柄が判明した。

約4分の3が、従前、自国に欠けていた適切な RA ツールを提供していると肯定 的に評価している。

しかし、普及自体はさほど進んでいないとの回答が約半数を占めた。

成功要因として、労使の支持、政府による支援が回答されたほか、ツールの簡易 性、アクセスの容易さ、ツールの質があると指摘されている。特に、回答者の約8割 が、**OiRA**のプラットフォームにつき「使い易い」と回答した点が特筆される。

自国への導入の際の障害要因としては、小規模零細企業における安全衛生文化の 欠落、労使の関心の低さ、導入後のモニタリングの不実施による情報や関心の不足、 IT 通信上の問題(システム障害、プリンタとの不適合など)などが挙げられた。

課題として、国の規制の改定に対応するためのアップデートの簡素化、自国の OIRA サイトからのアクセスを用意にする言語対応などが挙げられた。

ツール開発に要する期間は3ヵ月以上との回答が8割を占めた。

ある国の産業向けに開発されたツールは、他国の同じ産業にも転用できるとの回 答が7割以上を占め、逆に転用できない理由として法規制の違いを挙げる回答が多か った。

(4)アメリカ

アメリカ労働安全衛生法(OSHA)は、監督官による自己完結的な合法性監督と取締りに よる履行確保を原則としているが、実際の立入検査はリスクの程度等に応じて傾斜的に実施 されているし、規定上、使用者が立ち入りを拒絶する場所での監督官自身の判断による調査 の中止、労使の代表等による監督業務への立ち合い、被用者から法違反の申告を受けた場合 の事業者への申立書のコピーの提供等、インターラクティブなコンプライアンス支援の要素 も多分に含んでいる。

また、OSHAの立法と運用を支えるNIOSH(国立労働安全衛生研究所)では、特定目的の資金提供を受けて、基礎から応用にわたる幅広い研究が実施され、特定の問題に関する現実的解決策の提案も行われている。

そうした体制の下に、法の実効性の強化、限られた行政資源の重要課題への集中などのため、特に労使による自主的なリスク管理の推進を目指して労働安全衛生局が1982年に公表し、数次の改訂を重ねて現在に至っているのが、VPP(Voluntary Protection Plan)である。

この制度について特筆すべきことがらは以下の通り。

その基本的な目的は、(a)使用者による自主的取組の支援、(b)公労使による協働 の支援、(c)包括的安全衛生管理システムのベスト・プラクティスの発掘にあるが、併 せて有限な行政の人的資源を最もハザードが深刻な職場に注力させる狙いもあった。

参加事業所には、OSHAや関係規則の遵守が前提として求められるので、あくまで 法の枠内の制度といえる。

その法的根拠は、労使のイニシアティブによる改善実績を基礎とした対策等を求める OSHA 第2条(b)にあるとされているが、直接的には労働安全衛生局の内部規則に基づき運用されている。

VPP プログラムは、達成水準別に2種類(Star プログラム、Merit プログラム) 別途、既存の水準を充たしたうえで行われる開発的な取り組みを評価する Demonstration プログラムと併せて3種類に分かれている。本来は参加を通じて管理 水準を向上させる点に意義があるため、「何を学んだか」が重視されるが、他方で、参 加の承認自体が認証として信用付けになるようにも設計されている。

既存規格内の最高水準を目指す Star プログラムの認証は、(i)経営者のリーダー シップと被用者の関与、(ii)職場の分析評価、(iii)危険源の除去や管理、(iv)安全衛生に 関する教育訓練の4要素を持つ包括的安全衛生管理システムの構築、傷病率基準、過 去36カ月間に OSHA 違反がないこと等を充たすことで認められ、他の模範として の役割を期待される。Merit プログラムは、3年以内に Star プログラムの認証を受 けることを予定し、その基本的要素は充たし、現にかなり効果的な管理システムを構 築している事業所に認められる。

認証後に実施の保証を求められる事項の中には、TCIR(総合事故発生率)や DART Rate(重大業務災害率)等の数値の労働安全衛生局への報告も含まれている が、OSHA 関連法規則の遵守のほか、被用者への VPP の説明、安全衛生活動に関わ る被用者への差別的取扱いの回避、安全衛生関係データへの被用者によるアクセスの 確保など、結果として数値に繋がり得るアウトプットも含まれている。

当初の認証申請の際にも、従来の労災の記録のほか、構築済みの管理システムの内 容や、申請にかかる経営者の関与・労組の同意を書面化した文書をはじめ、社内の安 全規則、安全衛生委員会の開催「時間」などのアウトプット関連資料の提出が求めら れている。

認証に際しては、調査チームが構成され、応募者の安全衛生管理システムの長所 と短所の双方、事業所のリスク等に関する認識の有無、OSHAの規則の遵守状況等が 調査される。現地調査では、視察、諸種の書類や記録の確認、労使や社外工等への面 談等が行われる。

VPP 認証を受けた事業所には、合法性監督を目的とする計画的立入検査が免除 されるが(*労災保険料の減免を制度化している州はない)参加を希望する企業は、 むしろ認証へ向けた努力の過程で労使間の対話が進む等のソフト面の改善が業績に 与える影響を評価する傾向にある。

事業所の労働安全衛生の推進者には、公的な安全衛生監督官(アメリカ全土で約 2,200名)と民間のコンサルタントがおり、前者は後者の経歴を持つ者が公的訓 練機関である OTI(OSHA Training Institute)等で教育を受けて着任することが多い。 後者となるためには、労働安全衛生や工学、生物学等での学士レベルの基礎知識に加 えて、安全衛生法規、放射線、有害物質管理、リスク・コミュニケーション、呼吸器 保護など、産業保健分野の専門性を高めるための科目の履修が求められるが、従事す る業務により異なる。主に民間の被用者を対象とする公的教育訓練機関もあり、各地 域の大学等が運営主体となっている。

安全衛生関連の資格はイギリスと同様に民間団体から発行されているが、アメリカ産業衛生専門家評議会(ABIH)等の主要団体が発行する資格では、認証、更新共に学修、実務、実績への信用にわたる幅広く高度な要件が設定されている。

監督官が在職中にこうした資格を取得する例もあり、労働安全衛生局の教育訓練担 当者には、資格保有者が多い。

1994年に、主に VPP の現地調査に当たる労働安全衛生局の人的資源を補う ため、企業の安全衛生専門家を活用する目的で、SGE (Special Government Employee:特別政府職員)制度が設けられた。

概ね当該企業の労働安全衛生業務のリーダー的存在が該当し、VPP 認定企業から 選任され、政府ではなく、通常、当該企業から報酬を得て業務に当たる。自社の人員 を SGE に送り出す企業側のメリットは、他企業の安全衛生活動に関する知見を得ら れることと認識されている。

VPP 参加事業所の労災発生率の推移等は不明だが、公的な報告書によれば、その 適用事業所数は、1982年の開始以後、ほぼ着実に増加しており、かつ中小規模事 業所が約4割を占めている。前述の通り、現地でのインタビュー調査では、むしろソ フト面の改善が業績に与える効果が評価される傾向が示された。

VPP について指摘されている問題点として、地方局の重大災害対応記録の欠如 による不適切な認証状態の放置の可能性、認証前に実施すべき被用者の医療情報への アクセスの懈怠による不適切な認証の可能性、制度への参加により達成されるべき具 体的なビジョンや指標の欠如などがある。

実質的に大企業を中心とするトップランナー向けの VPP とは別に、物的・人的な資源を 欠く中小企業向けの支援的プログラムとして、現地コンサルテーション制度(on-site consultation)と安全衛生達成度認定プログラム(Safety and Health Achievement Recognition Program: SHARP)がある。

労働安全衛生局は、内部に専門の部門(中小企業支援部)を設け、これらの制度の運用に 当たっている。 現地コンサルテーション制度の特徴は、強権的な合法性監督ではなく、安全衛生 条件の改善のための「良き相談者」としての役割にあり、労働安全衛生局で訓練を受 けるが、監督官のような任用関係にはない約1,800名のコンサルタントが前線業 務を担当している。対象とする問題の選択は企業に委ねられ、無償で実施されるが、 従業員数250名以下の事業所に限られ、重大なリスクが発見されれば是正すること につき同意を求められる。

労働安全衛生局は、このコンサルティングに際して法違反を発見しても通告や制 裁を課すことはできない。こうした柔軟性を持つ対話型の性格が、企業にも好意的に 受け止められている。

SHARP は、現地コンサルテーションを受け、好例となる改善を達成した使用者 に認定され、計画的立入検査を1年間免除されるメリットもある。VPP は、先進的な 取り組みを行っている企業に認証されるのに対し、SHARP は、充分な資源を持たな い企業の改善努力を評価する点で異なる。

現地コンサルテーション制度は、使用者からも高い評価を受けており、これによ る事業所の改善実績は年間約28,000件に及んでいる。SHARPの認定を受けた 事業所も1,400に及んでおり、現地コンサルテーションを通じた安全衛生条件の 改善へ向けたインセンティブとして、一定の役割を果たしていると思われる。

3 今後の日本の法制度のあり方に関する社会調査の結果

過去2年間にわたる諸外国の関連法制度調査と専門家やステークホルダーへの聴き取り 調査の成果を踏まえ、妥当性のある法政策提言を行うこと等を目的として、日本の専門家と ステークホルダーが参画する研究会を開催して得られた意見を質問内容に反映させたうえ で、企業等で安全衛生業務に直接・間接に携わっている者を対象に、WEBによる社会調査 を実施した。

その結果、以下のような事柄が判明した。

回答者及び回答者所属先の属性

回答者を安全衛生業務関係者に絞ったところ、中高年代の男性の回答者が多かった。組織内での立場は、経営者、役員、人事・総務、ラインの管理職、経営企画職などの中枢ポストの回答者が65.4%を占めた。業種別では、製造業、卸売・小売業、建設業、医療・福祉、情報通信、公務の順で回答割合が高かった。また、所属先の企業規模(従業員数)では、99名以下で5割を超えており、中小企業関係者が、一般に認識されているよりも、少なくとも安全衛生法令には関心を持っている可能性が窺われた。

<u>また、安全衛生に関心を持ちやすい業種や企業規模の反映等の特徴がみられることから、</u> <u>本調査の信頼性もある程度裏付けられた。</u>

法制度に関する一般的な知識と評価

「よく知っている」と「おおむね知っている」を合せて約5割に達し、その回答をした者 は、現行の法制度について、おおむね、内容的には妥当だがより分かり易くする必要がある と評価していることが窺われた。

<u>法改正の方向性</u>

<u>法制度の簡素化には賛成回答が多かったが、おそらくは改定によるデメリット</u>厳格化さ れたり、既存の秩序を変える必要が生じる可能性を見通し、慎重な回答を選択する者も多 かった。

<u>安全衛生の実現方法を事業者の裁量に委ねる方向性については、反対はしないが、範囲を</u> 限定すべきと考える回答者が多かったと解される。

<u>企業規模による罰金額の増減については、回答者の多くが、設計と執行に合理性とバラン</u> スが保たれる限り賛成する趣旨と解される。

<u>安全衛生管理を怠った役員を国が強制的に解任させる制度の導入については、存外に賛成</u> が多かった(38.4%)ことから、少なくとも、経営トップ層による積極的な関与が重要 と考える回答者が多かったと察せられる。</u>

中小企業等の場合、(当初から完全ではなくても、)段階的な法遵守を認める方向性につい ては、概ね全ての企業規模関係者の回答で賛成が上回ったが、小規模事業と競争関係にあっ たり、小規模事業と足並みをそろえて法令遵守を図る必要があると解される中規模企業関係 者に慎重な回答が多かった。段階的法遵守制度の適用に際しての審査を安全・衛生コンサル タント等の民間の専門家に委ねる方向性についても、同様の回答の傾向がみられた。

リスクアセスメントとその後の対応の一般的な義務づけ、発注者、設計者等のリスクメー カーの責任強化、建設工事の発注者による発注先の安全衛生条件の審査の義務づけのいずれ についても、規制と運用に合理性とバランスが保たれる限り、反対はしない傾向が窺われた。

<u>リスクアセスメントの推進を目的とする労使協議、事業者から労働者への関連情報の提供</u> の義務づけ、労働者が知覚したリスクの事業者や行政への報告の義務づけについても、規制 と運用に合理性とバランスが保たれる限り反対しない傾向が窺われた。

<u>
一行政官に法の執行について広い裁量を与える方向性と、労災発生率が高い事業体に労災防</u> <u>
止団体の関与を強化する方向性に関する質問への回答からは、行政による強制的関与より</u> <u>
は、労災防止団体によるソフトな関与を望む者が若干多い傾向が窺われたが、前者について</u> <u>
も反対は約1割にとどまった。</u>

政策の方向性

<u>安全管理者の国家資格化については、賛成と「どちらともいえない」が共に4割程度で拮</u> 抗したが、クロス検索の結果、法知識に詳しい者ほど必要性を認める傾向が窺われた。

<u>企業のトップ層によるリーダーシップの推進策については、賛成が過半数に達したが、「どちらともいえない」が約3割いたため、この要素の重要性が関係者に充分に認識されていない可能性が窺われた。安全衛生の専門知識を持つ行政官の増員については、賛成と「どちらともいえない」が拮抗したことから、たとえ行政官に専門知識があっても、強制的関与は避</u>

けたいと考える者が多い実態が窺われた。

<u>中小企業支援策の方向性</u>

中小企業者と安全衛生の専門家を繋ぐウェブ上の検索サイトの設置については、賛成がほ ぼ半数に達したが、「どちらともいえない」が約4割に上った。クロス検索の結果、所属先 の規模が小さい回答者ほど賛成しない傾向が示されたため、事業体の規模が小さくなるほ ど、安全衛生の実現に専門家の関与が必要となること自体への認識が不充分である可能性が 窺われた。

中小企業によるリスクアセスメントの支援を目的としたウェブ上のツールの提供と人的 支援体制の整備についても、賛成が半数を超えたが、「どちらともいえない」が35.8% に上った。クロス検索の結果、所属先の規模が小さい回答者は、押しなべて賛成しない傾向 が示されたが、100~499名規模の回答者の約6割が賛成したことから、中小規模の事 業体では、概ねリスクアセスメントの必要性自体が認識されていないが、100~499名 規模の事業体では、比較的認識が進んでいる可能性が窺われた。

中小企業における安全衛生の今後の担い手については、上位回答が無償か廉価で利用できる公的機関であり、その次に、日常的に関わりが深いが、必ずしも安全衛生の専門家とは限らない土業(社会保険労務土)が入った。

<u>化学物質対策の相談先</u>

<u>所属先で化学物質を取り扱う作業があると回答した者に、所属先の従業員が化学物質にか</u> かるリスクを感じた場合の相談先を尋ねたところ、おそらくは機密保持の必要性などもあ り、基本的には内部で対処しようとするが、やむを得ない場合には、無償か廉価で利用でき、 機密が守られ易い公的機関を頼ろうとする傾向が窺われた。

__安全衛生文化醸成策の要点

<u>本調査のうち最重要項目である。結論的に、回答者のコンセンサスは以下の通りと察せられる。</u>

<u>すなわち、安全衛生文化の醸成に最も寄与するのは、明確な方針であり、それが法制度化</u> され、違反には制裁が下される条件が必要である。ここでいう明確な方針には、リスクアセ スメントの一般的な義務づけも含まれる。他方で、日本の既成の文化に根差した運動や教育 の推進も必要である。経営トップ層に安全衛生教育を行うことや、組織内の安全・衛生担当 者らに職務に必要な権限や知識の獲得機会を与えることも重要な意味を持つ。ISOによる 安全衛生マネジメント規格の策定も、産業の国際化を背景に、一定の圧力となるだろう、と。

安全衛生の民間人材の活用の可能性

アメリカの SGE (Special Government Employee:特別政府職員)制度に倣い、政府が 民間企業に雇用されている有能な安全衛生人材に対して、他社の安全衛生管理の状況を調査 し、必要に応じてアドバイスを与える公的な職務を委嘱したら、自社の費用負担となっても 進んで派遣に応じるか否かを尋ねたところ、「派遣する」が全体で23.8%に上り、10 ~49名規模に所属する回答者でも23.0%が「派遣する」と回答した。よって、実際に <u>制度が実施されれば、大手企業のみならず、派遣に応じるところは多いと察せられる。</u>

分担研究者

三柴 丈典

近畿大学法学部政策法学科・教授

井村 真己

沖縄国際大学法学部法律学科・教授

水島 郁子

大阪大学大学院高等司法研究科・教授

鈴木 俊晴

茨城大学人文学部社会科学科・准教授

研究協力者(あいうえお順)

稲垣 寛孝 元労働基準監督官、元労働基準監督署署長

- 梅崎 重夫 (独)労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター長
- 金原 清之 元労働基準監督官、元労働基準局長
- 酒井 直人 株式会社クボタ宇都宮工場副工場長
- 高岡 弘幸 中央労働災害防止協会マネジメントシステム審査センター、 元旭硝子
 - 豊澤 康男 (独)労働安全衛生総合研究所所長

A.研究目的

本研究の目的は、規定の複雑化・膨大化や 形式的コンプライアンスがもたらす弊害へ の対応、中小企業における遵法の促進と安 全衛生の強化、限られた行政資源の有効活 用等<u>を図り、安全衛生法政策の</u>実効性の維 持向上を図るための参考素材を提供するこ とにある。

具体的には、脱工業国であり、日本と同 様に体系的な安全衛生立法を持つ英米及び イギリスの立法に大きく影響したEU/E Cのリスク管理をめぐる最新の法政策事情 の背景、特徴、効果を調査した上で、わが 国への導入<u>の具体的な方法について検討し</u> た。に際しては、特に、事業者自らが職場 にある危険・有害性の評価を行い、その結果 に基づいて合理的な災害防止対策を選択で きる仕組み(いわゆる性能要件(分権)型規 制方式)に焦点を当て、その法的位置づけ、 実施体制、実施状況、受け止められ方等を明 らかにする<u>よう努めた</u>。

3年間の研究計画のうち最初の2年間は を中心課題とし、最終年度は を中心 課題と<u>した</u>。

B.研究方法

初年度に<u>は</u>、厚生労働省担当課との個別 的な協議を踏まえて主任研究者が以下のフ ォーマットを作成し、分担研究者に示した。 その後、2014年7月25日に実施され た厚生労働省担当課と当研究班との連絡会 議で、本研究プロジェクトの趣旨目的につ いて理解の共有を図ると共に、研究分担体 制及び分担研究者ごとのカウンターパート の決定、<u>調査対象</u>国ごとの重点的な調査課 題の抽出等を行った。これを踏まえ、各分担 研究者が、第一次資料のレビューに基づい て、フォーマットの項目について調査を実 施した<u>。その際、</u>研究目的に資する限り、国 情に応じた項目の変更を認めることとした。

なお、イギリスに限り、2014年9月に 先行的に **HSE** でのインタビュー調査を実 施した。

1)法制度の概要と特徴

英米の関連法制度の概要及び、法律、規 則、行為準則(code of practice)、ガイ ダンス等の法的位置づけ及び相互関係。 その他、日本の法制度と比較した場合の 特徴

 2)性能要件(分権)型規制方式への移行 状況

性能要件型の規制を体現する法政策 の導入状況

リスク管理の強制ないし推進のための 規定の整備状況その他、事業者自らが職 場にある危険・有害性の評価を行い、その 結果に基づいて合理的な災害防止対策を 選択できる仕組みに関わる法政策の導入 状況

リスク管理の法的位置づけ、実施状況の監督のありよう、違法性の判断基準 (特にリスク調査の結果を踏まえた合理 的措置の判断基準(ex.塗装ブースの有機 溶剤濃度が低い場合、局排を設置しなく ても許容されるか等))、労使協議や事業 所自治との関係

安全衛生面での優良企業を認証し、 優遇措置(労働監督の免除、労災保険料の 減免、表彰等)を講じる制度の有無及び有 る場合の内容

3)法の執行体制

監督官等の法の執行者の人員、権限、 任官の資格・基準、事業場査察等の頻度、 違反の摘発と対応状況等

リスク管理にかかる監督(指導)の実 際

4)事業場外資源

特に中小企業を対象にリスク管理の実 施を支援するための事業場外資源(安全 衛生の専門家、専門機関等)の有無、有る 場合の法的位置づけ、専門家の認証制度、 災害疾病発生時の法的責任の配分、実際 の活用状況等

5) 効果

1)~4)の制度ないしその運用がもた らした安全衛生上の効果(基本的には記 述統計ないしデルファイ調査となる予 定)

次年度は、上記フォーマットの内容に即 した文献調査を継続すると共に、イギリス、 アメリカにつき、関係行政機関、労使の団 体、専門家等を対象とするインタビュー調 査及びメールでの照会を行った。

また、日本の安衛法の特徴とそれが示唆 する予防政策のエッセンスを明らかにする ため、文献調査を実施した。加えて、日本の 安衛法の利点と課題、現場運用者の視点で の改善の方向性を明らかにするため、労働 安全衛生に詳しい元労働基準監督官4名へ のインタビュー調査を実施した。

最終年度は、2年間にわたる外国法制度 調査の示唆が日本で妥当性を持つかを調べ るため、専門家とステークホルダー(企業関 係者、安全衛生に関する研究者、元労働基準 監督官ら)が参画する研究会(略称:リスク アセスメント法政策研究会)を開催して意 見を求めたうえで、「今後の労働安全衛生法 政策に関する企業(団体)調査」と題する質 問票のドラフトを主任研究者が作成し、再 度、研究会委員への意見聴取を経て、大問3 1から成る最終案を完成させた。

<u>その後、WEB による社会調査(電子調査)</u> を専門に行う民間業者(ネオ・マーケティン <u>グ社 < http://www.neo-m.jp/ >)</u>を選定し、 <u>WEB上で回答可能な質問画面の作成、調</u> <u>査、単純集計、クロス集計等を行わせたう</u> <u>え、研究代表者がその結果を分析し、政策提</u> <u>言案を推敲した。</u>

C.研究結果

1 日本の法制度調査の結果

(1)日本の安衛法の特徴と示唆され る予防政策のエッセンス

【安衛法の特徴】

規制対象の多様性・多層性に象徴さ れる合目的性 行政による監督指導的・支援的役割 (2章、10章、8章、9章関係) 人的措置(ソフト面)の重視(3章、 6章関係) 危害防止基準の充実化とリスク・ア セスメントの強化(4章関係) 重点傾斜的規制(高リスクの作業や 要因に重点を置いた規制)
 健康への配慮と維持増進(7章)
 快適職場形成の努力義務としての規
 定(7章の2)
 専門家・専門機関の適格性確保、事業
 場による活用の促進や義務づけ
 定めぶりや規制趣旨の多様性、手続
 的規制への傾倒
 予防段階の包括性

【示唆される予防政策のエッセンス】

以上のような特徴を持つ現行安衛法が示 唆する予防政策のエッセンスを考察すれば、 以下の通り。

リスク創出者管理責任負担原則を志向 すべき。労使間では、一次的に事業者責任を 原則としつつ、二次的に労働者自身にも責 任を負わせるべき。他にリスク創出者がい る場合にも、労働者に対しては、予見・回避 可能性の範囲内で同人を使用する事業者に 一次的な責任を負担させるべき。重層的下 請関係下での混在作業などでは、元請や発 注者に管理責任を課すと共に、請負人間の 連携を促すべき。

国などによる重点傾斜的な計画設定、 高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわた る安全衛生研究とその成果の普及促進を図 るべき。国などの執行機関と労使その他の 関係者の対話や情報交換も促進し、リスク 関連情報の集中と分析ないし共有を図るべ き。

物的措置のほか、経営工学的知見を踏 まえた人的措置を重視すべき。特に、経営責 任者のイニシアティブ、管理・責任体系の整 備、教育、専門性(知識、経験、良識など) を持つ適任な支援者・担当者の選任、組織全 体の関与と意思統一を促す合議を重視すべき。

不確実性が高いリスクには、事業場ご とに適任者を選任し、専門家の支援を受け つつ、自主的な RA を実施させるべき。リ スク要因と有効な対応策が判明した場合に は具体的な危害防止基準(作為・不作為の内 容を特定する仕様基準)を設定し、遵守を確 保すべき。

予防政策は1次予防から3次予防まで 包括的に形成せねばならず、リスク管理で は、高いリスクを優先し、先ずは根本的で集 団的な対策を行い、残留リスクについて個 別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続 的に講じるべき。そのためにも、リスク関 連情報を持つ者(機械や有害物の譲渡者、建 設工事の発注者等)には、その情報をリスク に直接ばく露する者(労働者等)やそれに影 響を与える者(事業者等)に伝達させるべ き。

リスクのレベルが不明確な場合には、国 際機関や国が発信する情報、関係学会や産 業の認識のほか、当該事業場での客観事情、 専門家の意見(専門性)及び関係者の合議 (自律性・民主性)を踏まえて判定すべき。

労働者の高齢化、疲労・ストレスによる 健康障害の一般化などの日本的文脈を前提 に、たとえ比較法制度的にパターナリステ ィックな面があっても、職域でできる健康 の保持増進対策は積極的に推進すべき。そ の際、優先すべきは作業管理、作業環境管理 などの1次予防であり、2次・3次予防は、 医師・保健師など適任な専門家の関与を得 て、労使や関係者間で協議し、職場事情等に 応じてテーラーメードで実施すべき。事例 の集積による1次予防策へのフィードバッ クも求められる。その際、作業密度などの心 身への負荷要素を考慮した実働時間制限を 図るべき。

現に不調者が生じた場合には、疾病・治療 と就労の両立を図るための就業上の配慮に 努めるべき。また、消極的な健康障害の防止 と積極的な健康増進は一体的に捉えるべき。

不確実性の高いリスク対策は、法文上 は積極的・開発的な課題として理想的目標 を規定し、ガイドラインで詳細が規定され ることが多いので、民事過失責任法上、事案 の個別事情に応じて参酌すべき。

ハラスメントのような心理社会的危険 源を典型として、リスク要因は、(自然科学 のみならず)社会科学的にも認識すべき。労 災認定基準を含む補償法や安衛法による規 定(捕捉)は、そうした社会科学的認識の裏 付けとしても活用すべき。

(2)現行安衛法制度の利点と課題に 関するインタビュー調査の結果 - 元 監督官の声 -

日本の現行安衛法制度は、規則等も含め た体系全体としては、その綿密さや過去の 災害等を踏まえた実践的な有用性、事業者 への威迫・強制性などの点で優れている。

しかし、以下のような課題を抱えている。

安衛法本法を見ただけでは、具体的 になすべきことが分かり難い。

多くの規定に違反した状態にある 中小零細事業者が改善努力を行ない易 い、(特に有害物質対策などの衛生面で) 簡便かつ安価な方策が充分に用意され ておらず、そうした努力を行う事業者を 適正に評価する仕組みもない。 衛生面の対策の履行を適正に確保 できる監督官が少ない。実際の業務の質 量に照らし、監督官の絶対数の不足や、 管区ごとの配置にかかる偏在がある。

職場で新たに生じるリスクにあま ねく確実に対応できるようなリスク管 理型の仕組みになっていない。

災害発生率の集計に際して、災害の 重篤度が重視されていない。

そこで、以下のような改善策が望まれる。

中長期的展望として、法律本法とそ れに連なる法体系を分かり易く整理し、 法律本法をみれば、事業者らがなすべき 基本的な事柄が分かるようにする。

安全関係は具体的な基準を法律で 規制し、衛生関係では、法律では目的や 手続などを定めるにとどめ、その余はガ イドラインで誘導するような方式で性 能要件化を進める。安全関係でも、性能 要件化が適当なものは、衛生関係に倣 う。

ただし、性能の定義と達成度の審査を 適正に行える専門性を持った行政官(行 政資源)を確保する必要がある。

既存の仕様的な基準が組織の安全 衛生を確保するための砦や秩序のバッ クボーンになっている場合もあるので、 不用意に廃止されないよう留意する。

重層的下請け関係下で、発注者や元 請事業者の安全衛生責任を強化ないし 具体化する。特に、末端の自営業者など の管理を充分に行わせる。

発注先が法定の安全衛生要件を充た しているかを、発注に際して発注元に審 査させる方策も考えられる。 監督署を含めた安全衛生監督機関 と労使その他の関係者間における対話 型の安全衛生行政を進め、各事業場の事 情に応じた監督指導行政を推進する。監 督署は、高リスク事業場に特化し、災防 団体や労働基準協会などが安全衛生に 関する相談機能を果たすよう整理する 方法もあり得る。

監督署が持つ労働警察としての役 割は維持ないし強化する。

対象となる事業の規模や地域性な どを考慮した、実効性のある監督指導行 政の展開を図る。

中小零細事業者が改善努力を行な い易い簡便で安価な方策を用意すると 共に、(たとえ違法状態を残していて も、)そうした努力を行う事業者を適正 に評価する仕組みをつくる。

全国の管区で、事業所数や災害発生 率などに応じて監督官を配置する。

新人監督官に労働災害の現場調査 や死亡災害被災者の葬儀を体験させる など、濃密な学びの機会を提供する。

厚生労働省の WEB ページで、各企 業の安全衛生への取り組み状況を公表 する施策を推進する。

企業における安全衛生担当役員の 選任を促進する。

特に中小企業の安全衛生対策を進 めるうえで、**RST**トレーナーを活用す る。

安全管理者を国家資格化する。また、事業場ごとに安全・衛生管理者の職務と職責を明確化させると共に、活動に 必要な権限を付与させる。

安全衛生担当者や一般労働者への

安全衛生教育を強化する。特に、作業主 任者への技能講習、雇入れ時教育、危険 有害業務従事者への特別教育などを強 化する。

労働行政が持つ安全衛生関係情報 を、現場の責任者クラスの人物に積極的 に提供する。

災防団体が実施する研修を受講す ると労災保険料が下がる仕組みなどを 導入し、災防団体の活動の強化を図る。

2 外国の法制度調査の結果

(1)イギリス

【背景】

イギリス労働安全衛生法(HSWA)の基礎をなしたローベンス報告の骨子は、安衛法体系の一本化による遵法のための参照物の簡素化と規制目的の明確化、形式的コンプライアンスより適確かつ自主的な安全衛生活動の推進、行為準則を中心とする柔軟性のある規制、リスクの高い状況への強制的措置(禁止命令・改善命令等)の根拠づけ等)に集約される。

これらは、HSWA下でのリスク管理政策 の底流にあって、その実効性を失っていな い。というより、そもそもローベンス報告自 体がリスク管理の発想と親和的だったため 当然ともいえる。たしかに、その管理政策 も、PDCAサイクルの構築を含めたリスク 管理の原則を定め、詳細な関係ガイドライ ンを伴う89年 EC 労働安全衛生枠組み指 令の影響を受けたが、HSE 宛のインタビュ ーでも、実質的な変化は、従前より実施事項 の義務化が進んだことと、書面を用いてリ スク調査を行う必要が生じたことにとどま る旨のコメントが得られた(別添資料1問 2 参照)。

【特徴】

日本の関連法制度と比較して、**HSWA**を 中心とするイギリスの労働安全衛生法制度 が持つ特徴は、メリハリ(アメとムチ)

単純明快さ、 多角性・多面性、 自律性 と労使協議の重視、 専門性と柔軟性(法執 行機関とビジネスの親和性)、 それらを支 える物的・人的資源である。

は、安全・衛生・快適性の全てにわたり、 雇用者に限らず、リスクを生み出す者を名 宛人として実効性確保を求める罰則付きの 一般条項を置き、法違反に多額の罰金を科 す定めと運用を行う(2011/12年の) 平均金額は£30,000弱/件だったほ か、かつて **Balfour Beatty** 社が£1000 万(控訴審で£750万に減額された)にの ぼる罰金を命じられた例もある)と共に、適 切な管理を怠る役員への身体刑を定め、運 用する一方で、規制内容の単純化、規制方法 の柔軟化により、法の遵守を容易にすると 共に、遵守の方法については各雇用者にで きる限りの裁量を与えるほか、 で後掲す るスキームなど、事業活動を阻害しないた めの配慮が尽くされている点などに現れて いる。

は、HSWA が労使その他関係者の安全 衛生や快適性の確保のために設定している 要件そのもののほか、(a)その要件を補完す る規則、(c)履行を支援するガイダンス、(b) 両者の中間に位置する行為準則というルー ルの体系が明確である点などに表れている (とはいえ、行為準則の法的性格は、意図的 にグレーなものとされており、それゆえの メリット・デメリットや、生じている問題や 議論がある)。

は、そもそも安全衛生の実効性は、何か 1つの方策によってなし得るものではない という彼国での経験則の反映であり、法規 則の集積、現実的で均衡のとれた法執行、検 査官の専門性の高さ、事業場ごとの安全衛 生管理を監視・支援する安全代表制度、業務 プロジェクトのリーダーによる安全リーダ -シップ(職場に応じた標準の策定と信賞 必罰など)の涵養、安全意識を高め行動変容 を促す規格(BS:British Standard など) 専門的行政機関による災害疾病やヒヤリハ ット情報の確実な収集、建設業などにおけ るプロジェクトの設計者、発注者、関係請負 人などへの安全管理義務の賦課、民間レベ ルでの安全衛生に関する専門家の養成と適 格性認証、リスク管理等に適任者を選任す べき旨の法的要求、技術革新による設備・器 具自体の安全性の向上などの総合的な取り 組みの「厚み」に表れている。

は、労働組合により選任され、事業場ご との安全衛生を監視・支援する安全代表制 度や彼らの学習機会や活動に必要な情報 (雇用者・検査官が保有する情報を含む)の 獲得、諸活動の有給での保障、彼らが重要な いし主導的役割を果たす安全委員会制度な どに現れている。イギリスでも、安全衛生対 策における労使協議は重視されており、安 全代表にかかる法的保障のうち重要なもの は、非労働組合員を代表する非正規安全代 表にも適用される。安全代表ではなくても、 安全衛生活動に携わる被用者であれば、そ れゆえの不利益取扱いなどについて雇用権 利法の保護を受ける。そもそも、国の法律や 規則、行為準則、ガイドラインなどのルール 形成にも労働者側の意見は反映されるが、

このような事業場ごとの関与と協議の仕組 みが、国の策定する法政策を展開するうえ で毛細血管の役割も果たしていると解され る。

は、彼国の検査官制度に特によく現れ ている。彼国の安全衛生法は、国と地方自治 体の双方が執行を担っており、そのうち自 治体による法執行には、「主な管轄機関特定 スキーム (**Primary Authority Scheme**)」 と呼ばれる制度があり、広い地域に多店舗 展開する企業が、安全規制の監督を主導す るパートナーとなり、リスク管理について 最善の方法を合意できる自治体を主な管轄 機関として選択できる。選択された自治体 は、その企業の事情をよく知ったうえで他 の自治体にアドバイスを与え、彼らの監督 業務をリードする。他方、国の機関である HSE は、後述するように、工場検査官のほ か、爆発物検査官、鉱業採石検査官、核施設 検査官、アルカリ換気検査官など技術的な 専門性に応じて検査官を任用し、一定期間 の研修とスクリーニングを経て就業させて いる。彼らの中には、民間企業で安全衛生関 係業務を経験し、民間団体が発行する安全 衛生関係資格を持っているベテランが多く、 民間企業が支払う給与額を基準として魅力 を感じさせる金額の報酬を年俸制(雇用期 間は無期限の場合が多い)で支給している。 報告者がイギリスで実施した労使団体や専 門家等へのインタビューで、彼らの専門性 の高さを否定した者はおらず(別添資料6 ~ 8) 有益なアドバイスを期待して彼らの 来訪を歓迎すると述べた企業経営者もいた (別添資料8)。

また、インタビューの際、企業経営者や使 用者団体は批判していたが、介入手数料制 度("Fee for Intervention" scheme)に象 徴される HSE による活動資金確保の動き が特筆される。この制度は、2012年安全 衛生(手数料)規則(The Health and Safety (Fees) Regulations 2012)に基づき、同年 10月1日から施行されており、安全衛生 法規に違反した者に検査、捜索、是正措置等 の費用負担の義務を負わせるものである。

は、年間約£1億5000万(150円 / £とすると、約225億円)にのぼる HSE の運営コスト(Health and Safety Executive : The Health and Safety Executive Annual Report and Accounts 2013/14 (HC228))によく示されているが、 連合政権の意向で、2010年に2011 / 2012年から2014/2015年に かけて4割の歳出削減方針(Spending Review 2010 Settlement)が打ち出され、 検査官の査察の対象も重大なリスクのある 事業場に集中させ、人員を削減する方針が 採られて現在に至っている。

総じて、組織による安全衛生の学習を促 進する仕組みともいえる。

HSWA の解説書は、労働安全衛生管理の 組織の責任者による真摯で具体 要素を、 的な関与、構造的で計画的な取り組み、 適切な人的・物的資源が利用できる条件の 全ての管理者による安全衛生の重 整備、 直面課題に応じた柔軟な対応、 視、 安全 衛生と組織の生産性や競争力との一体視の 6点としている。すなわち、「ルール・制度」 と「人・組織の意識・知識」の相互作用を想 定した法社会学的課題であり、かつ安全衛 生の専門知識ないし専門家の支援を要する 経営組織論的課題であると認識している。 仕組みや技術の整備は重要な課題だが、そ の策定と運用を担う人材が育成され、関係 当事者間の有機的なコミュニケーションが 促進されなければ、仕組みや技術が膨大・複 雑化する一方、安全衛生の実効性が挙がら なくなることも示唆されていると解される。

ローベンス報告の骨子(安衛法体系の ー本化による遵法のための参照物の簡素化 と規制目的の明確化、 形式的コンプライ アンスより適確かつ自主的な安全衛生活動 の推進、 行為準則を中心とする柔軟性の ある規制、 リスクの高い状況への強制的 措置(禁止命令・改善命令等)の根拠づけ等) は HSWA 下の現行リスク管理政策の底流 にあり、実効性を失っていない。というよ り、そもそもローベンス報告自体がリスク 管理の発想と親和的だったことから、それ を土台とする HSWA も然りといえる。

すなわち、HSWA 自体及びその下でのリ スク管理政策には、 名宛人や保護対象の 範囲が広く、快適性という高い水準を求め つつ、罰則が付された一般的義務条項、 そ れを運用する専門機関や検査官に付与され る権限と広い裁量、 行為準則の多面的な 役割(ある面では強制規範的な基準、他面で はベスト・プラクティスを反映した柔軟な ガイドライン) コンプライアンスと安全 衛生の実効性の調整を図るための行政 - 労 使その他関係者間のコミュニケーションの 重視、 それを促進するための規制の内容 及び体系の分かり易さの促進、 の原動 力としての安全代表制度や安全委員会制度 といった特徴がみられる。被用者側に罰則 付きで一般的な安全衛生上の注意義務を定 めた法第7条が背景に存在する点も特徴的 である。

HSWA 違反に科される罰金額は、基本的

には違反の重大性に応じて決定されるが、 1999年に控訴院が治安判事裁判所等で の活用(参照)を予定したガイドラインを示 してから、かなり金額が上昇した。他の判例 (R v. Howe & Sons (Engineers) Ltd.[1999]2 Al1 ER 249,(1999)HSB 275) では、企業の経営者や株主などの利害関係 者に充分なメッセージ性を持つ必要がある ことも示されており、現在、企業の売上高に 罰金額を連動させる法案が検討されている。 また、**HSWA** 第37条や2007年法人故 殺罪法により、企業役員などは、企業体によ る法違反がその怠慢等により生じたと認め られる場合、身体刑や罰金刑を科され得る。 前者は、役員 (directors)、管理者 (managers) 秘書(secretaries)などの怠 慢等を対象とした処罰の規定を置き、後者 は、企業の重要な決定権を持つ上級管理者 (senior management)にも法人故殺罪の 適用が可能な旨を定めていることによる。 実際に、禁止通知の不遵守を根拠に禁錮刑 を命じられたり、執行猶予付の懲役刑を命 じられる例がある。また、1986年企業役 員解任法 (the Company Directors Disgualification Act 1986) 第2条には、 個々の企業役員が有罪とされた場合、裁判 所がその地位をはく奪できる旨の定めもあ る。

イギリスの規則は、法律の時代即応性な どを担保する役割を与えられ、法律の改廃 等の強い効力を持っている(とはいえ、議会 の承認を含めた煩雑な手続きの必要性から、 新たな規則の制定などには時間を要するこ ともあり、より策定が容易で迅速なガイダ ンス・ノートに代替される傾向にある。)。そ の意味でやや異色の性格を持つ99年労働 安全衛生管理規則は、89年 EC 安全衛生 枠組み指令や91年非典型労働者指令を含 めた複数の関連 EC 指令の国内法化の要請 を受け、5名以上の被用者を雇用する雇用 者にリスク調査を含めたリスク管理義務を 課している。これには、リスクにばく露して いる被用者(集団)の如何を含めた重要な結 果の記録、判明したリスクへの対策のため の条件整備、適任者の選任、情報提供、教育 訓練などが含まれ、以下のよう方針を採用 している。

リスク回避を第1としつつも、回避不 能なリスクには評価を実施したうえ、根本 的対応を志向しつつ、最小化を図るべきこ と(第4条関係)

仕事を個人に適応させるべきこと、また、個人対応より集団対応を旨とすべきこと(第4条関係)

技術、作業組織、労働条件、人間関係を 含め、労働環境と健康の関係に関する事項 を包括的にカバーすべきこと(第4条関係)

安全衛生に関わる者のコンピテンスの 確保が重要であるため、充分に図るべきこ と(第5条関係:L21第34項)

計画(体系的な設計図の作成)組織(関 係者の巻き込み)管理(監督体制と責任体 系の設定)監視(output と outcome の定 期的なチェック)見直し(1~4の改善) を基本的要素とすべきこと(第5条関係)

個々人の健康記録の収集は、適切な労 働衛生監査と取引関係にあること、適切な 労働衛生監査のためには個々の事業の条件 に依存して設計・遂行すべきこと(第6条関 係:L21第45項)

雇用者は、組織内部又は外部の安全衛 生アシスタント(外部の場合、安全衛生コン サルタント等)の選任により法的要件の遵 守を図るべきこと、組織外部より内部の者 の選任が優先されるべきこと、被選任者に 対して被用者の構成等の内部事情を含め、 活動に必要な情報や資源を提供すべきこと (第7条関係)

リスク管理において、緊急時対応は重要な意味を持つため、そうした場面に遵守 すべき手続を策定し、そこに予想されるリ スクの性格、対応措置等を記載し、実施責任 者を選任し、必要な権限を付与すると共に、 被用者の退避や、リスクが残存する状況下 での就業停止などを保障すべきこと。再発 防止策も講ずべきこと(第8条、第9条関 係)

リスク・コミュニケーションは、被伝達 者の教育、知識、経験を踏まえて実施すべき こと(第10条関係)

混在作業では、主たる雇用者がいる場 合、彼が安全衛生条件の整備を図り、他の雇 用者はそれを支援すべきこと。そうした者 がいない場合、コーディネーターの選任を 検討すべきこと(第11条関係)

社外工を受け入れる雇用者は、当該社 外工とその雇用者の双方に対して、リスク や管理措置に関する情報提供、適切な指示 等により当該社外工の安全衛生を図るべき であり、情報提供に際しては、"**permit-to**work システム(潜在的に危険有害性を孕む 作業のリスクを最小化するために開発され た文書による管理制度)"の活用も検討され るべきこと(第12条関係)

安全衛生教育は、労働者の教育、知識、 経験を踏まえ、職場リスクの変化に適応で きるよう、雇い入れ時を手始めに、定期的に 繰り返し、また必要に応じて臨時的に行う と共に、参加時間を勤務時間として取扱い、 賃金保障すべきこと(第13条関係)

被用者が作業活動に関連する職場の重 大な危険状況や安全衛生上の条件の不備に 気づいた場合、雇用者に伝達すべきこと。た だし、その懈怠によって雇用者自身の法的 義務が軽減されるわけではないこと(第1 4条関係)

有期雇用や派遣労働では、安全な作業 に必要な技能や資格、彼らの遂行する職務 に内在するリスクの伝達が重視さるべきこ と(これは、その雇用・就業形態ゆえに構造 的に生じ得るリスクへの対応と、無期雇用 であれば当然になされるべき対応の最低保 障の両面を求める趣旨と解される)。派遣で は、派遣元と派遣先の双方がそうした情報 を提供すべきこと(第15条関係)

母性に関わる安全衛生管理では、母体 とその子の双方の健康が顧慮されねばなら ず、職場に出産年齢の女性がいれば、母性を 顧慮したリスク調査がなされるべきこと (第16条関係)。母性リスク関連事案では、 性差別禁止法の適用可能性も問われること が多いが、「女性だからリスク調査・管理を 怠った」といえない限り同法の適用は困難 なこと、また、安全衛生管理規則の私法的効 果が原則的に否定されていることから、た とえ母性リスクの調査義務違反があっても、 それが個人の傷害や解雇等をもたらさない 限り法的救済が困難なこと。妊産婦の就労 の可否や条件、とりわけ夜間就労について は、専門性を持つ臨床医等の判断によるべ きこと。すなわち、ばく露管理的な保護ルー トも確保すべきこと(第18条関係)

若年労働者の安全衛生管理では、若年 労働者の人的問題(知識・経験不足、未熟さ など)のほか、身体的な脆弱性、発育阻害・ 後遺障害をもたらす要因などを顧慮した就 業制限を設けるべきだが、教育訓練上の必 要性、適任者による監督、適切なリスク管理 等の条件下では、雇用を妨げるべきでない こと(第19条関係)

行為準則には、規制における柔軟性、積極 性、即応性の担保が期待され、ローベンス報 告では、安全衛生規制の中心となるべき旨 が示されていた。しかし、その違背は、刑事 手続上法規則違反を推定させ、民事手続上 ネグリジェンスを推定させるため、実態を 重視したインターラクティブでコミュニカ ティブな運用が図られていると解される。 労使団体や専門家等には、法規則の遵守を 支援するための具体的手段を示すツールと しておおむね好意的に受け止められている が、現にそれを逸脱した事業場ごとの法運 用が合法と認められた例は少なく、調査に 際して実例を挙げられた方はいなかった。 すなわち、実質的には法規則、特に規則に近 い法規範性を帯びており(日本では解釈例 規に近い性格しいったん策定されると変更 にも煩雑な手続きを要するため、最近はガ イダンス・ノートにその役割が代替される 傾向にある。もっとも、そうなれば、ガイダ ンス・ノートの実質的な法規範性が高まる 可能性もある。

検査官制度は、工場検査官のほか、爆発物 検査官、鉱業採石検査官、核施設検査官、ア ルカリ換気検査官など技術的な専門性に応 じて区分されており、それぞれが別個の枠 で任用され、一定期間の研修とスクリーニ ングを経て職務適性を修得すると共に審査 され、就業する。一部の職種を除き、任用の 際に専門性を図るような難関試験は課され ない。日本でいえば、技官(技術官僚)が法 の執行権限を持つようなスタイルと思われ る。なお、イングランドとウェールズでは、 陪審に拠らない有罪判決を得るものにつき、 検査官が訴追の権限を有している。

彼国の HSWA 下でのリスク管理政策の 実効性確保に際しては、安全代表と安全委 員会が果たしている役割が極めて大きい。 両者共に労使間の協議を促す制度であり、 労使間の利害対立を前提とする団体交渉な どとは性格が異なるが、その役割の根幹は、 雇用者による安全衛生管理のチェックにあ る。この制度の機能の背景には、「自分の安 全は自分で守る」という自己責任意識、労使 の階級意識や労働組合の実質的な活動など があると考えられ、日本の法政策への反映 に際しては、それ独自の背景脈絡を考慮す る必要がある。

HSWA のような予防法と補償・賠償法の 関係は、切り分ければ、予防法の独自の発展 を促せるが、補償・賠償法による予防へのイ ンセンティブは下がる。逆に、連結すれば、 補償・賠償法への影響を慮り、予防法の発展 の障害となり得る。HSWA 以前は、両者を 連結する判例傾向が見られたが、ローベン ス報告の問題指摘を踏まえて両者を切り分 ける方針が採られ、HSWA の一般規定の私 訴権排除を定める法第47条第1項が設け られた。しかし、安全衛生規則については私 訴権を肯認する同条第2項及び当該規則自 体の定めがあった。もっとも、第1項が私訴 権排除を定める本法の一般規定についても、 「第1・2項の規定は本法の条項と無関係 な請求権に影響を与えない」とする第4項 の定めなどから、制定法上の義務違反に基

づく不法行為訴訟は可能である。リスク管

理に関する安全衛生管理規則は、同規則第 22条により原則として私訴権が排除され るが、2006年の規則修正(私訴権排除を 同規則が第三者保護に適用される場合に制 限する旨の第22条の修正)を受け、雇用者 と雇用関係にある被用者であれば、民事訴 訟で活用可能とする説もあり、もとより不 法行為法上の活用は排除されていない。安 全衛生規則についても、2013年の企業 及び規制改革法 (the Enterprise and Regulatory Reform Act) 第69条により、 HSWA 第47条が修正され、原則として私 訴権が排除されることとなったが、やはり 不法行為法上の活用は排除されていない。 さらに、民事証拠法第11条により、犯罪に 該当する HSWA 違反に際しては、ネグリジ ェンス不存在の立証責任が被告側に転換す るなど、予防法と補償・賠償法の切り分けは 不完全といえる。これを安全規定・衛生規 定・快適性規定の区分からみれば、(未だ調 査不足ながら)概ね後2者の私法的効果に 疑義が挟まれている状況と察せられる。

HSWAの一般規定違反に基づく民事上の 履行請求は原則として認められず、安全衛 生規則違反に基づく場合につき学説の争い があった(*2013年企業及び規制改革 法の施行以後、状況が変化したと思われる)。 同じく労務給付拒絶は、基本的な契約違反 と認められた場合に解雇を含めた不利益取 扱いからの法的救済を受けるが、HSWA違 反は直接の根拠とはなり得ない。なお、労働 安全衛生管理規則第8条には、雇用者を名 宛人として、緊急時の職場からの退避措置 と安全状態が確保されるまでの就業停止が 規定されており、これらを基本的な契約内 容と解して被用者の民事上の権利と構成す ることも可能と思われる。

リスク管理義務違反に基づく刑事責任の 認定に際しては、特にリスク調査の不充分 さ(:適切さや充分さの欠如)の具体化が求 められる。それを十全に行うには、司法実務 的に事後的な災害調査が鍵となることが多 い。また、何らかの被害を前提にしない刑事 罰の科刑は理論と実務の両面で困難なこと からも、事後送検が中心とならざるを得な い。

安全衛生管理規則第21条は、雇用者は、 HSWA 関連法規違反による刑事手続きにお いて、それが自身の被用者や安全衛生アシ スタントの作為・不作為によると主張して も抗弁にならない旨を明文化している。も っとも、HSE が発行するガイダンス・ノー トには、法の執行機関が、個々の事案の事情 を考慮して強制措置の適正さを確保する旨 が記載されており、雇用者が関係者の資質 を見極めるための合理的手続を尽くし、適 切な監督、就労条件の整備や資源の提供等 も行っていれば、減刑事情(免責事情)と して考慮される。

リスク管理義務違反に基づく民事責任の 認定については、生じた傷病が業務上であ り、リスク調査が実施されていれば当該傷 病を防止できたと解される場合、被災の予 見可能性ありとして、雇用者のネグリジェ ンスを認める旨の判例がある。

HSWA 第37条は、法人の安全衛生に関 する法規則違反が役員等の承諾もしくは黙 認下で行われたか、彼らの怠慢に起因する 場合の刑事両罰規定を設けている。実務上 も、労働安全衛生にかかるリスク管理の実 施責任者は役員(Director)及び役員会 (Board)と解されており、HSCと経営者

協会が共同して彼らのリーダーシップ行動 論に関するガイダンスを発行している。ま た、安全衛生担当役員の存在は、その課題の 重要性と戦略的な重要性が理解されている ことの象徴とする体系書の記載もある。そ の他、非常勤役員による安全衛生活動の監 査、安全衛生条件整備への投資、役員・職員 等が専門家から適切なアドバイスを受けら れる条件の確保、安全衛生に理解のある管 理職の選任、労働者(代表)を関与させるこ と、役員会による安全衛生活動の PDCA サ イクルの推進と監視等の必要性も指摘され ている。ただし、日本の会社法第429条の ような取締役個人の民事特別責任に関する 規定はなく、一般的なネグリジェンス訴訟 の被告とされることはあるが、支払い能力 の問題からも件数は多くないという。

安全代表制度は、HSWA の制定により初 めて設けられ、当時はイギリスでも画期的 な制度だった。選出母体である自主性を持 った労働組合の代表という側面を持つが (ただし、労働代表自身が当該組合の組合 員である必要はない)、基本的な役割は、職 場の安全衛生リスクの調査、労使間のコミ ュニケーション(協議)と協働を通じて、雇 用者が担う安全衛生管理の改善を支援する こと等にある。HSE 等の検査官との情報交 換やコミュニケーション、安全委員会への 参与も重要な役割の1つである。職場の同 僚を代表する職場代表 (shop steward)を 就任させると、安全ルール違反を犯した被 用者への対応を巡り利益相反に陥る場合も あるなど、適任者の基準については議論が あり、実際の状況に応じた柔軟な判断が必 要と解されている。

安全代表は、 職務の権利性(その職務は
権利であって義務ではなく、その職務の不 履行等を理由に民刑事法上の責任を負わな い) 不利益取扱いからの保護(その役割 や安全衛生に関する行動を理由に解雇その 他不利益な取扱いを受けない)という2つ の特権をもち(但し、の保護は安全衛生を 担当する被用者+ 全体に及ぶ)その職務 の実効性が図られている。加えて、雇用者 は、安全代表が法的役割を果たすうえで合 理的に必要となる便宜や支援を提供する義 務を負う。しかし、相応に責任をもった行動 を期待され、安全規則違反に関する外部へ の通報に際しても、先ず管理職の注意を促 すなど内部手続きを遵守せねばならない。

安全代表は、雇用者から協議を持ちかけ られる権利を有し、99年労働安全衛生管 理規則の制定により、77年安全代表等規 則第4A条が設けられ、新たに安全衛生ア シスタントの選任や(自身が代表する)被用 者への安全衛生関連情報の提供、同じく安 全衛生教育の計画等も協議対象とされるこ とになった。

その他に安全代表に保障される主な権利は以下の通り。

職場(workplace)の適当な部分の定期 的、臨時的な査察(77年安全代表等規則第 5条)(ただし、ここでいう職場は、雇用者 の設置施設内とは限らない)

HSWA 関連法規に基づき雇用者が記録 を義務付けられた書類の閲覧(個人の健康 情報等は含まれない)

職務遂行、教育訓練への参加のための 有給休暇の取得。なお、有給休暇が保障され る合理的な教育訓練内容、賃金保障等の便 宜の詳細は、概ね以下のように行為準則 (L146)に定められている。 (a)教育訓練課程は、TUC等の労働組合が 承認したものであることが望ましく、その 場合、雇用者の求めがあれば、そのシラバス を雇用者に提供せねばならない(*TUCは 独自に教育訓練課程を開設している)。とは いえ、労組の承認は絶対ではなく、「組合的 視点での安全」を含めて必要な要素を内包 していれば、雇用者が企業内の課程への参 加を主張しても良い。

(b)教育訓練課程は、安全代表としての職務遂行との関係で直接「必要な」ものに限られず、その職務遂行に照らして「合理的」であれば良い。その合理性は、当該安全代表 (雇用者)を基準に判断されねばならず、 雇用者が必要な資料に基づいて諾否を決したかなど、その判断のプロセスからも判断 される。

(c)選任後、速やかに基礎的な教育訓練が施されるべきであり、労働安全衛生に関する法的要件、職場にある危険源と低減措置、 雇用者の安全衛生方針と実施体制等が盛り 込まれる必要がある。危険源に関する知識 を深めるための特別訓練課程への参加も認 められる必要がある。

雇用者保有情報の入手(安全代表等規 則第7条第2項)と検査官保有情報の入手 (HSWA第28条第8項)。行為準則では、 前者の例として、労働安全衛生に関わる事 業計画、作業工程、職場で用いられる化学物 質関連情報、雇用者が届出義務を負う災害 疾病情報やその統計、雇用者が講じた安全 衛生措置とその効果等が挙げられている。 ただし、(a)個人情報、(b)雇用者の事業に著 しい被害をもたらすもの、(c)法的手続を目 的とするもの等に例外が設けられており、 特に(c)について争訟が生じ、作成の主な目 的が何かが判断基準となる旨の判例が出て いる。後者の規定は、検査官側の情報提供権 限を定めており、雇用者の管理施設や検査 官が雇用者に対して講じる予定の措置等が 想定されており、インターラクティブでコ ミュニカティブな遵法支援の方針が窺われ る。

承認を受けた労働組合の組合員ではなく、 法定の安全代表による代表を受けない者に ついても安全問題に関する労使間協議の枠 組みを適用するため、96年安全衛生(被用 者との協議)規則が、彼らのための非正規安 全代表制度を設け、協議すべき事項と共に、 活動上必要な安全衛生関連情報の提供、職 務遂行や教育訓練への参加にかかる賃金保 障、同じく正当な職務遂行を理由とする不 利益取扱いからの保護等を規定している。

イギリスでは、安全代表制度と共に、安全 委員会制度もリスク管理の推進に少なから ぬ役割を果たしている。同委員会は、2名の 組合選任安全代表からの書面による要請に よって雇用者により設置されるが、交渉や 協定ではなく、安全という労使の共通目的 のための協議を目的としており、その構成 は、基本的には雇用者に委ねられる。

HSWA は、安全委員会の基本的役割につ いて、主に雇用者が行う労働安全衛生のた めの措置のレビューと規定しているが(第 2条第7項)、行為準則において、個々の委 員会がその適用を受ける職場の特性を踏ま え、独自の役割を規定すべきとされている。 HSWA の体系書には、典型的職務として、 当該職場の災害疾病の傾向分析、安全代表 や行政から得られた情報の分析、安全衛生 に関するルールやシステムの開発支援、安 全衛生に関するコミュニケーションや情報 伝達状況の監視等が示されている。他方、快 適職場形成(welfare)に関する課題の取扱 いは、望ましいもののマストではないと記 されている。

委員会構成の原則は、 全関係当事者の 代表、 合理的範囲内でのコンパクトさの 2点である。行為準則で、管理職者側の代表 に、産業医、技術者など安全衛生に専門性を 持つ者を含めるべきことが定められている ほか、HSWAの体系書では、経営幹部や上 級管理職者など、委員会での協議や勧告を 検討、実施できる者の関与の必要性が強調 されている。

上述の通り、雇用者は、安全衛生管理規則 等により、リスク管理を支援する1名以上 の適任者の選任を義務付けられている。特 に、電離放射線規則や、建設業における計画 調整に関する規則等、法定要件の遵守に一 定の専門性を要する規則では、安全衛生監 督者(safety supervisors)かそれに相当す る適任者の選任が義務付けられ、適格性の 担保のため、経験や専門性のほか、職務遂行 上充分な時間、権限の保障が求められてい る。

安全衛生管理規則を筆頭に多くの法規則 が、適任者について「資格を持つ(qualified)」 又は「必要な教育訓練を受けた(trained)」 等の文言をもって、支援者として必要な知 識経験の担保を図ろうとしているが、20 00年圧力システムに関する安全規則のよ うな例外を除き、その具体化は図られてい ない。そもそも、雇用者は、適任者の選任に よっても自身の安全衛生に関わる立法及び コモン・ロー上の責任を免れるわけではな いし、支援の場面等により基準も多様なた め、無理な具体化が望ましいともいえない。 とはいえ、適任者の選任は、立法及びコモン・ロー上、雇用者が法的義務を「果たそうとした」証左にはなり得る。また、社会的に承認された資格の保有や教育訓練課程の修了は一定の証明力を持つ。

イギリスでは、日本とは異なり、労働安全 衛生に関する代表的な資格は民間団体が発 行している。代表的な資格発行団体として、 民間の公益団体である全国労働安全衛生試 験委員会(NEBOSH)があり、そこから資 格を得た者が一定期間の実務経験を積んだ 後に入会申請できる労働安全衛生協会 (**IOSH**)がある。資格は大別して免状 (certificate)と上級免状(diploma)に分 かれており、免状については、労働安全衛生 一般、建設安全、防火、環境管理、労働衛生 及び快適職場管理、石油・ガス操業等の分野 ごとの区分のほか、国内・国際による区分も ある。免状試験では、 安全衛生管理、 職 場の危険源、 安全衛生実務が審査される が、上級免状試験では、が「職場の危険有 害物質」に、が「安全衛生の理論と実務」 に代わるほか、「職場及び作業上の器具の安 全」のほか、「コミュニケーション技法と教 育訓練法」が加わる。危険有害物質や機械器 具安全に関する知識、安全衛生理論やコミ ュニケーションや教育技法は相応に高度な ものと認識されていることが分かる。

安全衛生アシスタントの所属について特 段の規制はなく、ほんらい組織や職場、製品 やリスク要因等に明るい内部者とすること が望ましいが、 実施すべき業務と目的、負 担する責任、タイム・スケジュールの明確 化、 職務状況のモニタリング、 候補者の 資格経験等に関する適切な審査等の条件を 充たす限り、外部コンサルタントとする方 が適当な場合も生じ得る。その場合、組織の 直面する課題についての再調査や契約期間 内での解決・再発防止の支援か、組織内部ス タッフへの対応策の伝達等が求められる。

イギリスでは、業務上のリスクに応じた 被用者の衛生管理(health surveillance)を 義務付ける規定はあるが、産業医の選任義 務の規定や、健診を含めて職域での医療サ ービスの提供を一般的に義務付ける規定は ない。しかし最近では、外部の労働衛生支援 サービスを活用し、労災職業病への迅速な 対応、採用前健診、職場の医学的危険源の調 査、福利厚生としての被用者への一般的へ ルスケアサービスの提供等を行わせる雇用 者が増加傾向にあり、中規模企業でも共同 的に活用される傾向にある。

イギリスの法制度上、リスク管理の担保 のために重視されているのは、 安全代表 の活動保障に関する規定、 被用者(の代 表)との協議の実施、協議機関の設置など協 議に関する規定、 被用者への情報提供に 関する規定、 リスク管理自体を義務付け る規定の履行確保である。

の核心は、安全代表の職務遂行と教育 訓練への所得保障にあり、履行確保は主に 雇用審判所が管掌する。また、(i)安全代表・ 安全委員会委員・安全衛生アシスタントの ほか、(ii)安全衛生を担当する全被用者につ いて、その立場に基づく活動やその立場を 得るための活動等を理由とする不利益取扱 いからの法的保護もリスク管理の推進にと って重要な要素と解されており、(i)につい ては、96年雇用権利法第44条第1項 (a)(b)(ba)、第100条第1項(a)(b)が、被用 者であることを条件に、あらゆる不利益と 解雇からの保護を定め、(ii)については、同 法第44条第1項(c)(d)(e)、第100条第1 項(c)(d)(e)が、雇用者に安全衛生上のリスク に注意を向けさせたこと、重大かつ切迫し た危険条件下で職場を退避したこと、同じ く自他の防衛措置をとったことを理由に、 あらゆる不利益と解雇からの保護を定めて いる。

これらの規定の関係判例も多く出ており、 中には「他人(other persons)」の防衛措置 を理由とする解雇保護に関連して、「他人」 に公衆一般が含まれると解釈した雇用上訴 審判所の判例もある。その他の著名な判例 は、概ね雇用者が不利益に取扱った被用者 の行動が、雇用権利法第100条その他の 関係法令が保護を図る安全代表等の被用者 の安全衛生関連活動に該当するか否かを審 査したものである。例えば、同僚労働者によ る乱暴な行動や言動を理由に職場から退避 し、身の安全が保障されるまで復職を拒否 した労働者を退職扱いとしたため不当解雇 との申し立てがなされたケースでは、雇用 権利法第100条第1項(d)所定の「危険 (**danger**)」には物理的危険のみならず、人 的な危険も含まれることを前提に、現にそ のような危険が存在したことや、原告から の申告にもかかわらず、被告が原告から関 連事情を聴取しなかったことを含め適切な 調査を怠ったこと等を根拠に、不当解雇と 認められた。また、未熟な搬送者とテールリ フトの物理的危険性について問題提起した ところ懲戒処分を受けたとして、被用者が 雇用保護(統合)法第22A条第1項(e)所 定の救済を求めたケースでは、同規定にい う「危険状況(dangeraou situation)」とは、 災害直前状況のみならず、重大災害を生じ かねない可能性が継続している状況(高リ

スク状態)を含むとして、当該懲戒処分の効 力を否定した。他方、ゴミ回収車の運転手 が、過積載となるリスクを確信して運転を 拒否したため解雇されたケースでは、過積 載のリスクへの確信は合理的だが、それへ の対応法は慣例(雇用者に電話連絡して対 応を図る等)に従っていないとして、その申 立が棄却された。

その他、98年公益通報者保護法(ホイッ スルブロワー法)は、法的義務違反や安全衛 生上の危険状況等の「保護対象となる開示」 への不利益取扱いを禁じているが、雇用者 以外への情報開示の保護に際しては、不利 益取り扱いを受けるか、証拠が隠滅される か、既に開示済みと信じていなければなら ず、情報開示先、問題の深刻さ、以前の雇用 者の対応、雇用者の設定した手続等の要素 も総合的に考慮される。

と に関する法規則の違反には、12 月以下の自由刑もしくは£20,000以 下の罰金又はその双方が課され得る定めと なっており、彼国の労働安全衛生面でのリ スク管理政策の展開に際して、労使間協議 がかなり重視されていることが窺われる。 もっとも、実際には、関連規定の執行に関す る文書により、アドバイスを先行させるべ きこと、仮に職場で特定されたリスクが協 議に関する規定違反に関わる可能性があっ ても、当該リスクに適応する規定違反によ る処置を中心とすべきことなどが示されて おり、罰則の適用を最小限にとどめようと の意図も窺われる。

リスク管理の担保には、民事契約法理も 貢献する。イギリスの契約法理では、雇用者 にその被用者の安全確保措置を講ずべき黙 示の条件があるとされ、被用者からの正当 な苦情への対応を含め、リスク調査や管理 を怠れば、基本的な契約違反となり、被用者 は辞職の末、雇用審判所に不当解雇を申し 立てられるとされている。

【効果】

HSE 宛のインタビューにおいて、HSWA に基づく法システムは、総じて実効的に機 能し、以下のような着実な成果を挙げて来 たとの回答が得られた。

別添資料2のスライド4枚目が示す通 り、ユーロスタット[欧州委員会内の統計 担当部局]の調べによれば、2011年の 重大な労働災害(交通労災を除く)<u>発生</u>率 は、労働者10万人当たり1を切り、オラ ンダとスロバキアに次いで3位の位置に ある。

また、74年の **HSWA** 施行後の(労働 者10万人当たりの)重大労災<u>発生</u>率の 推移をみると、施行当初3を超えていた ところ、2013/14会計年度には、自 営業者を併せても1を僅かに超えるレベ ルに減少している。

以上の傾向は、中小企業でも同様であり、 その背景には、部分的な仕様基準より目標 設定により自主的な管理と手法の開発を促 す方針、リスクを作り出す者に管理の責任 を負わせる方針など、イギリス法に顕著な 特徴があると解されるが、職業病や作業関 連疾患については、思わしい成果を挙げら れていないと回答された。

(2)EU~ 89年安全衛生枠組み

指令関係~

【背景】

EU(EC)が安全衛生政策を積極的に進め て来た背景には、GDPの1.5-4%に達する 労働関連傷病による損失を防ぎ、域内産業 の経済競争力の強化を図る狙いや、安全衛 生にかかる費用を均等にかけることにより 加盟国間の競争条件の平等化を図る狙いが あった。

具体的な政策展開の嚆矢は、1974年 の欧州理事会による「社会行動計画(Social Action Programme)」の中で、労働安全衛 生条件の向上を通じた労働者生活及び労働 条件の人間化(humanization)のためのプ ログラムの策定が謳われたことに遡る。

これに基づき、専門の諮問委員会が設置 され、77年には「安全標識(safety sign) に関する指令」(Council Directive 77/576/EEC)、78年には「塩化ビニルモノ マーにばく露する労働者の保護に関する指 令」(Council Directive 78/610/EEC)が発 令された。後者は既に、実質的にスリー・ス テップ・メソッド(先ずは本質的安全設計を 講じてリスクを最小化し、次にガードなど の付加防護策を講じ、残存リスクに対して、 情報提供、警報、マニュアルなどによる人的 対応を講じる方法)に相当する内容を盛り 込んでいた。

78年には、欧州(閣僚)理事会が初めて 安全衛生に関する5カ年の社会行動計画を 採択し、そこに危険有害物質対策や機械安 全、作業の改善などを盛り込み、80年に は、これに基づき、危険有害物に関する枠組 み指令(Council Directive 80/1107/EEC)) が発令された。この指令は、危険有害物質へ のばく露を「合理的に実行可能な限り (reasonably practicable)」回避すべき旨 を定め、中小企業への適用に配慮していた。 その後、アスベスト、騒音などに関する個別 の指令が発令された。86年には欧州単一 議定書(Single European Act(SEA))が 採択されてローマ条約118条(a)(後のア ムステルダム条約により137条にナンバ リング変更された)安全衛生問題について は、欧州(閣僚)理事会が全会一致ではなく 特定多数決方式(qualified majority)で意 思決定できることとなり、80年枠組み指 令以後の指令を発展的に一般化して策定さ れたのが、89年の枠組み指令である。

なお、ローマ条約118条(a)第2項は、 中小企業への適用を排除する旨を規定して いるが、具体的規模は明記されていない。

【特徴】

89年の「労働安全衛生の改善を促進す るための施策の導入に関する理事会指令」 は、その後の個別的な指令の発令の基礎と なったため、枠組み指令(Framework Directive)との別称を付されるようになっ た。

2002年より、EUレベルで約5年ごと にこの指令の運用にかかる中期戦略を策定 し、達成目標や重点取組課題等を定めるこ ととなっている。

本指令発令当時の EC 加盟各国は、法制 度整備の方法はその裁量に委ねられている が、92年までに国内法化の義務を負い(第 18条)、イギリス(99年)やドイツ(9 6年)のように期限を超過した国もあるが、 達成された。あくまで最低基準であるため、 それを上回る措置を妨げられない(第1条 第3項)、適用範囲は官民双方に及ぶ(第2 条第1項)。

本指令を基礎とする個別的な指令(娘指 令と呼ばれる)が多く発令されている。これ には、「職場の安全衛生の最低水準に関する 指令」(Directive 89/654)、「機械の使用法 に関する指令」(Directive 89/655)、「保護 具の使用法に関する指令」(Directive 89/656)、「腰痛防止に関する指令」 (Directive 90/269)、「ディスプレイ・スク リーンに関する指令」(Directive 90/270) などが含まれ、大別すると、職場環境改善関 係、(個人的な保護器具、VDT を含む)機械 器具の取扱い関係、危険有害物の取扱い関 係の3種に分かれる。いずれの指令でも、基 本的にスリー・ステップ・メソッドが採用さ れており、騒音に関する指令について、使用 者が当該方法を採用する義務を負う旨を明 言した判例(Joined Cases C-256/10 and C-261/10 Barcenilla Fernnandez v. Gerardo Garcia SL [2011] ECR I-000) もある。

労働安全衛生の確保は、あくまで事業者 の責任であり、リスク管理の責任も事業者 が負うとされている(第5条第1項、第6条 等)。

事業者に対してリスク調査(第6条、第9 条)労働者教育(第12条)情報提供(第 10条)協議(第11条)等を義務づける 一方、労働者側にも、指示に従った適切な業 務、危険の報告、事業者との協力等を義務づけている(第13条)。

労働者には、安全衛生に関わる協議、同じ く方針決定への参画、提案、当局への申立等 の権利が保障されている(第11条)。

第6条は、リスク調査に関して、以下のようなことがらを事業者に義務づけている。

(第2項)

・リスク回避が困難な場合の適正な評 価と最小化

・作業の労働者への適合(労働者の
 作業への適合)

・単調な作業の低減

・技術の進歩への対応

・技術、組織、作業条件、作業環境、 社会環境等を踏まえた包括的な対策

・労働者への適切な指示

(第3項)

・作業機器、化学物質、設備等の選定 の際のリスク調査

・新技術の導入等、安全衛生に関わる 条件変更が行われる場合の労働者(代 表)との協議

・労働者の安全衛生に関する知識や技 能を踏まえた業務の配分

(第4項)

・同一事業場で複数の事業体による協 同作業が実施される場合のリスク対策 における事業者同士もしくは他の事業 者の被用者との連携及びリスクの伝達 (第5項)

・労働安全衛生に関する措置の事業者負担(::被用者負担の禁止)

第9条も、リスク調査に関して、次のよう なことがらを事業者に義務づけている。

・特定の被用者集団がばく露している
 ものを含めた安全衛生上のリスク調査
 ・調査を踏まえて講ずべき措置の決定
 ・休業4日以上の被害を招いた労災一
 覧表の作成

事業者に対し、被用者又は外部の適任者 を、必要な人数分、安全衛生活動の担当者に 選任する義務を課すと共に、その活動を理 由とする不利益取扱いの禁止、職務遂行に 必要な時間や労働安全衛生上のリスク要因 に関する情報の提供、受任者が独自に負う リスク管理の責任等について規定している (第7条、第10条)。

第10条は、事業者に対し、 労働者やそ の代表に、その職場や職種に関する安全衛 生上のリスクやその防止措置等の情報を提 供すべきこと、 社外工など外部者の雇用 者にそうした情報を提供すべきこと、 安 全代表や安全衛生を担当する被用者に第9 条第1項(a)(b)所定のリスク調査や対応措 置、同(c)(d)所定の労災一覧表や調査報告書、 対応措置から得られる情報、監督機関から 得られる情報など、その職務の遂行に必要 な情報を提供すべきこと等を規定している。

第11条は、事業者に対し、労働者やその 代表との安全衛生問題に関する協議、彼ら の提案権や協議への参加権を保障するよう、 また、安全代表や安全衛生を担当する被用 者が、安全衛生に関する事項、安全衛生担当 者の選任、第9条や第10条に基づき記録 ないし提供されるべき情報、第7条第3項 所定の外部の適任者(*内部の被用者では リスク調査に基づく適切な対応策を講じに くい場合に選任される)、第12条所定の 個々の職場事情に応じた安全衛生教育等に つき、関与でき、協議を受けられるよう、加 えて、リスク要因の低減や除去等に関する 提案権を保障され、その活動を理由に不利 益取り扱いを受けず、却って所得保障を受 けられるよう、また管轄当局への申立権や 監督の際の意見の機会が保障されるよう規

定している。

89年枠組み指令を具体化するため、欧 州理事会よりリスク調査ガイドライン (Guidance on risk assessment at work、 以下、「リスク調査ガイドライン」という) が公表されており、ここで、リスク調査の目 的は、労働安全衛生の維持のために必要な 措置の効果的な実施(ア)職業リスクの除 去、イ)組織づくり、ウ)労働者への情報提 供、工)教育訓練の実施)にあるとされてい る。

リスク調査上の留意点には、 法令の要 求を考慮しつつ、労働安全衛生の実効をあ げること、そのため危険源を特定してリス クを評価すべきこと、 個々の職場の条件 に応じた最適な措置の選択のための情報を 得るべく調査を行うべきこと、 労働に関 わる全てのファクターを考慮すべきこと、

労働者(代表)の関与を確保すべきこと、

保護レベルを継続的に向上させるべきこ となど、**PDCA** サイクルの適正な構築と運 用の重要性が示されている。

また、リスクの除去が不可能な場合の最 小化原則、知識や技術など前提となる条件 に変化があった場合の再調査や対応策の見 直し、騒音を防ぐために換気を遮る二重窓 を設置する場合のように、リスク管理によ って新たなリスクを生じてはならないこと なども示されている。

リスク調査の要素として、 予見可能な あらゆるリスクを網羅すべきこと、 作業 場の性質に応じたリスク調査を実施すべき こと、 労働者(代表)を関与させるべきこ と、 社外工や顧客、訪問者などの外部者が 存在する可能性を考慮してリスク調査を行 うべきこと、の4点が示されている。 リスク調査のステップとして、 危険源 の特定、 当該危険源による潜在的リスク に晒されている者の特定、 リスクの量的・ 質的評価、 リスク除去の可能性の判断、 リスク除去が不可能な場合の最小化の検討、 の5段階が示されている。

より具体的な手順は、一般的に、 作業環 境の観測(通路、床面の状態、機械の安全性、 粉じんや煙、温度・湿度など)、 作業場で 行われている仕事の特定とそれに伴うリス クの描出、 同じく仕事内容の変化の観測 とそれに伴うリスクの探索・対応手続の策 定と運用、 労働パターンの考慮、 屋外労 働者にとっての天候などの外的要因の考慮、

職業性ストレスをもたらし得る心理社会 的、身体的要因と、それら相互並びに労働組 織や労働環境等との関係性の調査、新た な設備や物質等にかかるリスクの調査シス テムの設定等となるとされている。すなわ ち、リスク調査には条件依存的な面と普遍 的な面の双方があると解されている。

これらの手順の履行に際しては、 法令 の要求、 公表済みのガイダンスや基準(行 為準則、国の技術的ガイドライン、業界基準 など)、 指令第6条第2項に定めるリスク 防止の一般原則(リスクの除去を第一とし て、不可能な場合には最小化すべきこと、個 別的対応より集団的対応を図るべきこと等) の遵守が求められている。

リスク調査では、調査の対象となる個々 の活動同士の相互作用の有無を確認する必 要があること、リスク管理の方法論がある 程度確立したリスクと、そうではなく個別 的で緻密な考察が必要なリスクに区分する ことが求められている。また、どのような方 法を採用する場合にも、その作業場で働く 当事者の意見具申や参加が不可欠とされて いる。

リスク調査後の対応に際しては、リスク のコントロール度合、リスク低減措置の有 無や選択肢、優先順位、労働者以外への影響 等に基づき評価を実施し、リスクが国の基 準等に照らして許容水準内にある場合には 調査を終了して良いとされている。

他方、リスクの存在が認められるかうか がわれる場合に求められる対応との関係は、 以下の通り。

(a)現状でリスクが大きく管理も不充 分な場合:迅速に暫定的措置を決定し講 じると共に、長期視点で調査を実施する (b)現状でリスク管理が不充分か、将来 的なリスクの増大が予想される場合:第 1に除去、困難な場合には最小化の原則 を適用する

(c)リスクの可能性があるが、疾病障害 をもたらす証拠がない場合:模範的措置 を基準に適切な措置を講じる

(d) リスクは管理されているが指令第 6条第2項所定の一般原則に沿っていな い場合:リスクを除去するか当該一般原 則へ適応させる

雇用者は、リスク管理の一環として、以下 のような内容を盛り込むアクションプラン (行動計画)を策定するよう求められてい る。

調査の委任を含めた体制づくりとコ ーディネート 調査に適任な人物の指名とそれに際 しての労働者の代表からの意見聴取 調査担当者への情報、訓練、資源の 提供

調査担当者同士の交流の促進 労働者の関与の保障

適宜リスク調査の改訂を行えるよう な条件整備

調査結果に対応する措置を講じられ るようにすること

対応措置の効果の持続性を監視する こと

調査結果と対応措置の労働者(代表) への伝達

調査の実施主体として、 雇用者自身、 雇用者の指名を受けた被用者、 外部の専 門機関の3種が想定されているが、その最 終決定者はあくまで雇用者とされている。

実施者には、(a)リスク調査方法に関する 一般的知識、(b)その事業場での応用展開能 力(安全衛生問題の特定、優先順位づけ、リ スクの除去や低減策の提案、効果測定など)、 (c)自身の能力の限界の認識と他の支援を求 める能力、の3要件が求められている。たと えば、化学的なリスクへの対応を電気エン ジニアが求められた場合など、単独では役 割を果たし得ない場合には、協働で業務に 当たる必要が生じる。いずれにせよ、雇用者 自身が受任者の能力の限界を把握しておく 必要が指摘されている。

高度な調査が求められる場合には、リス クの論理的分析、シュミレーション等に基 づく適切な評価能力が求められている。

リスク調査を含めた管理(調査の手配、調 査に基づく対応策の実施、実施状況の監視 等)の一義的責任は雇用者が負い、小規模事 業場では1名、大企業等では専門性を有す る複数の受任者による実施が望ましいとされている。

リスク調査の実施者には、以下のような 情報の提供が求められている。

既知の危険源とリスク
業務上使用する材料、設備、技術
業務のプロセスと組織
危険源へのばく露の可能性と頻度
危険源へのばく露がもたらし得る結
果
職場のリスクに関する法的基準と要
求事項
法的基準がないリスクに関する好対

応事例

情報源については、以下のようなものが 列挙されている。

リスクに関わる職務内容の分析 労働者(代表)からの意見聴取 機械の製造者や販売者が提供するデ ータシート等 安全衛生に関する専門機関や専門家 安全衛生に関する雑誌やデータベー ス 国その他公的機関が発信する情報 当該事業場等でのヒヤリハット情報 や過去の災害データの統計的分析 明文化された地域的な慣行やマニュ アル 監視データや測量記録 健診から得られた匿名データ 関連する科学技術に関する知識 欧州等が定めた基準

リスク調査の結果については、以下のような事項の記録が求められている。また、記録作成の際の労働者の関与と、彼らないし 安全衛生担当者や安全代表による当該記録 へのアクセスの保障も求められている。

リスク調査を踏まえた対応策については、 その実効性が監視され、調査の改善に活用 されるべきこと、そのようにして、リスク調 査が絶えず更新されるべきことが示されて いる。

【効果】 調査未了

(3) E U ~ OiRA 関係~ 【背景】

EUは、2002年から約5年を計画期間 とする労働安全衛生戦略を策定しており、 同戦略2007-2012は、職場の変化への法の 枠組みの適応のほか、中小企業による規制 の履行支援や簡素化など、中小企業対策を 重点の1つとした。その達成手段の1つと して、リスク調査を促進するための簡易な ツールの開発が挙げられた。それに資する 実用的なツールとして開発されたのが、 EU-OSHA(欧州連合労働安全衛生庁)が2 012年から WEB 上で提供している OiRA(Online interactive Risk Assessment) である。

続く労働安全衛生戦略 2014-2020 は、重 要課題の1つとして現行安全衛生規制の履 行改善を挙げ、それに関係する戦略目標と して、「加盟国のエンフォースメントの強化」 (例:監督署の役割の拡大)「現行規制の簡 素化」と並んで挙げられたのが、「小規模・ 零細企業に対する実用的な支援の提供」で ある。これは、こうした企業のリスク管理能 力の向上が、規制の履行支援に繋がるとの 考えから設けられた目標であり、OiRA は、 それに資する実用的なツールとして言及さ れた。

労働安全衛生戦略 2007-2012 が公表され て以後、多くのリスク調査ツールが開発さ れたが、多くは国内産業向けであった。 OiRA は、EU 全体をカバーするツールとし て、ISSA (国際社会保障協会)発行のリス ク・アセスメント・ガイドブックなどと並ぶ 存在となっている。

【特徴】

OiRA は、開設されている WEB プラット フォームとそこで提供されているツール双 方に共通する名称であり、その背景を踏ま え、中小零細企業が、自ら自社の事情に合っ たリスク調査を行えるように設計されてい る。

端的に言えば、以下の6点が利点といえる。

経済的障壁がないこと(無償であること)

時間的障壁があまりないこと(初期操 作の手間がかからず、内容も平易なため、 僅かな時間で実施できる)

実際のニーズとの適合性があること (業種ごとに対応しており、ある程度会 社事情に応じたカスタマイズができるよ うになっている)

分かり易いこと(なるべく専門用語を 避け、質問文は簡潔かつ文法構造も単純 化されている。他方、質問文とは別に説明 文も設けられている)

労力的障壁があまりないこと(行動計 画の作成等に際して、標準的解決策が示 され、選択か若干のアレンジで作成でき る)

学習効果が高いこと(その業界、業種に 内在するリスクについて、何がなぜリス クかを含めて学びを得られる)

コンプライアンス誘導効果があること (質問によっては関連法規制へのリンク が貼られており、適宜参照できるように なっているが、それが目立ち過ぎないよ うにしている)

匿名性が高いこと(利用者登録に際し てメールアドレスとパスワードの入力し か求められない)

以下の段階的プロセスで構成されている。

準備:リスク調査の方法を調整する。 確認:業務上の潜在的リスク要因と、 それにばく露する者を確認する。 評価:対応の優先順位をつける。 行動計画:評価を踏まえ、確認された リスクの除去ないし制御の方法と手順を 具体化する。

2015年1月時点で58ツールが提供 され、うち25はブルガリア、これにキプロ ス、ベルギー、ラトビアが続き、EUレベル のツールは5種類にとどまっていた。20 16年1月現在では、90ツールが提供さ れ、うち33がブルガリア、7がギリシャ、 6がベルギーとスロベニアである。

一例として、キプロスの理美容業界用の OiRA が挙げられる。同業界では、理美容師 の7割以上が作業関連皮膚疾患にり患し、 8割以上が筋骨格系障害にり患しているこ となどを踏まえ、安全衛生水準の向上に前 向きな理美容師協会と EU-OSHA 及び労働 監督署との協議を通じ、OiRA の計画につい て慎重に合意を形成しながら実施に移され た。具体的には、 構成の概略、 モジュー ルとサブ・モジュールの数と内容、 具体的 な内容(情報、質問、文章)の順で決定され ていった。

結果的に、理美容品、皮膚の保護、 店内レイアウトとメンテナンス、 設置物 と仕事時の姿勢、 理美容用品と衣服、 メ ンタルヘルスと健康、 人事と予防の7つ のモジュールと、それらに関する具体的な 質問が並ぶ構成となり、まさに「何がなぜり スクか」を含めた学びが得られ、かつ典型的 な対応策も示唆されるようになっている。

【効果】

イギリスの雇用問題研究所(Institute for
 Employment Studies)が2015年にEU、
 国の機関、労使団体、研究者等を対象にオン
 ラインと電話インタビューにより実施した

国際的な調査から、以下の事柄が判明した。

約4分の3が、従前、自国に欠けて いた適切な RA ツールを提供していると 肯定的に評価している。

しかし、普及自体はさほど進んでいな いとの回答が約半数を占めた。

成功要因として、労使の支持、政府 による支援が回答されたほか、ツールの 簡易性、アクセスの容易さ、ツールの質 があると指摘されている。特に、回答者 の約8割が、**OiRA**のプラットフォーム につき「使い易い」と回答した点が特筆 される。

自国への導入の際の障害要因として は、小規模零細企業における安全衛生文 化の欠落、労使の関心の低さ、導入後の モニタリングの不実施による情報や関心 の不足、IT 通信上の問題(システム障害、 プリンタとの不適合など)などが挙げら れた。

課題として、国の規制の改定に対応 するためのアップデートの簡素化、自国 の **OiRA** サイトからのアクセスを用意に する言語対応などが挙げられた。

ツール開発に要する期間は3ヵ月以 上との回答が8割を占めた。

ある国の産業向けに開発されたツー ルは、他国の同じ産業にも転用できると の回答が7割以上を占め、逆に転用でき ない理由として法規制の違いを挙げる回 答が多かった。

キプロスでも、OIRAの登録利用者数は増加傾向にあり、上記の理美容業界用のOIRA については、約500人を被験者とするパ

イロットテストで大変肯定的な反応を得て いた。

フランスでも導入の動きがあるが、政府 による財政支援と人的手当が前提になると 解されている。

(4)アメリカ

【背景】

そもそもアメリカ労働安全衛生法 (OSHA)の履行確保は、労働長官による安 全衛生基準の改廃、監督官による立入検査、 法違反の発見、是正措置、罰則の適用(*た だし、刑事罰の適用には特定的な安全衛生 基準違反が求められる)を中心とする強制 的手法(いわば監督取締中心主義)を基本と してきた。緊急対応、申告対応に続く計画的 な立入検査の優先順位は、OSHAの地域局 が事業や傷病率などを基準に策定するプロ グラムに従って決定される。労使の協力を 得る方が実効性があがるなど例外的な場合 を除き、監督の事前告知は禁止されている。

とはいえ、実際の立入検査は、リスクの高 い事業所等に対して優先的に行われている。 また、規定上、使用者が特定の場所への立ち 入りや特定の記録の調査などを拒否した場 合、監督官は、それらを中止することができ (ただし、たとえ企業機密(trade secret) 等に関する事業者の権利でも、監督官自身 が必要と判断すれば、その行使を遮って監 督業務を行うことはできる)、その後の対応 は、地域局長(Area Director)と地域法務 官(Regional Solicitor)の協議に委ねられ る。また、監督官は、検査の終了後に明白な 法違反があれば、非公式に助言を行うこと ができ、事業者側は、違法状況に関する情報 を求めることができる。 労使の代表や一部の安全衛生の専門家は 監督官の監督業務に同席でき、被用者代表 に関する争いがあったり判別できない場合、 監督官が決定権限をもつ。

・被用者が、法違反について、地域局長や 監督官への申告権を持つ点は日本と同様だ が、申告を受けた地域局長らは、当該法違反 に関する詳細を整理して被用者代表らの署 名を得たうえ、申告者らの個人名を伏せ、当 該申立書のコピーを事業者に提供せねばな らないとされている点は異なる。

監督官が急迫した危険(imminent
 danger)の存在を認めた場合、事業者に通知し、当該事業者はそれを除去する義務を
 負うが、果たされない場合には、法第13
 (a)条に基づき民事訴訟を提起できる。

アメリカの労働安全衛生法制の起案と運 用を支える重要な研究機関として NIOSH (National Institute for Occupational Safety and Health:国立労働安全衛生研究 所)があることはよく知られているが、その 研究は基礎から応用まで幅広く行われ、特 定の問題に関する現実的解決策の提案も多 く行われている。労働に関連した災害疾病 による社会的コストの大きさ(2007年 度の推計で約2500億ドル:120円/ ドルで3兆円)を踏まえ、連邦政府から特定 目的の資金提供を受けている。

以上の通り、アメリカにおける近年のリ スク管理型法政策の展開の前提には、立入 検査を中心とする監督取締中心主義を採る OSHA があるが、そこにも、一定程度は、 インターラクティブでコミュニカティブな コンプライアンス支援の要素が含まれてい たといえよう。

アメリカの労働安全衛生法に基づく自主

的リスク管理を促す政策の要は、自主的予 防プログラム(VPP: Voluntary Protection Plan)であり、1982年に労働安全衛生 局(Occupational Safety and Health Administration)が公表した「合法性監督 の補助及び安全で衛生的な労働条件の実現 のための自主的プログラム(Voluntary Programs to Supplement Enforcement and to Provide Safe and Healthful Working Conditions)」と題する素案(以下、

「素案」という)を基礎として公示され、その後数次の改訂を経て、現行は2009年版となっている。

その起源は、1979年にカリフォルニ ア州サン・オノフレ原子力発電所建設工事 の際に、労使の合同委員会で安全衛生監督 を実施した経験にあるとされている。

その制度趣旨について、官報に以下の記 載がある。

労働安全衛生の基準を遵守する使用者 にとって、労働安全衛生局から求められ る OSHA に関連する行政規則、および一 般的義務条項のいずれも不可欠である。 しかし、規則およびその強制は、労使双 方の日常的な業務遂行の経験および労働 安全衛生への関与により得られる労働の プロセス、物質および危険への理解に代 わるものではない。これらの知識は、危 険を早急に評価し位置づける能力との組 み合わせにより、労使にとって、OSHA で は利用できない方法による自主的な労働 安全衛生の確保を可能ならしめる。

労働安全衛生局の安全衛生管理システムに関する経験上、労働者保護については、

包括的で体系的なアプローチに価値

があることが明らかである。・・・特定の 職場および状況の必要性に応じて仕立て られた安全衛生管理システムこそが労働 安全衛生局の政策となる。

要するに、OSHAの「趣旨」を実現し、 「実効性」を確保するためにも必要な取り 組みと位置付けられていた。また、有限な行 政の人的資源を最もハザードが深刻な職場 に注力させるという狙いもあった。

【特徴】

VPPの基本的な趣旨は、 使用者の自主 的な努力の支援、 公労使による協働の支 援、 包括的かつ協働的な安全衛生管理シ ステムのベスト・プラクティスの発掘と展 開にある。

参加事業所には、OSHAや関係規則の遵 守が前提として求められるので、あくまで 法の枠内の制度といえる。

法的根拠は、OSHA 第2条(b)にあると解 されている。具体的には、労使による包括的 で実効的な労働安全衛生プログラムの策定 と改善を奨励すべしとする同条(b)(1)等が 該当する。実際の運用は、労働安全衛生局が 策定した内部規則に拠っている。

労働安全衛生の管轄権は、OSHA 第21 条に基づき、連邦法と同水準を確保できる 限り、州が保有することを認められ、現に2 6州がその認可を受けている。これらの州 の中には VPP も州法で規定しているとこ ろがある。

VPP プログラムは、現在、達成水準別に、
(i)Star プログラム、(ii)Merit プログラムの
ほか、(i)の要件を充たしたうえで独自のプ
ロ グ ラ ム 開 発 の 評 価 ・ 推 進 を 図 る

(iii)Demonstration プログラムの3種で構成されており、事業所単位での参加を基本とする。あくまでプログラムであるため、参加を通じて管理の水準を向上させる点に本来の意義があるが(従って、管理システムを通じて「何を学んだか」が重視されることになる)、参加の承認(:プログラムのスタートラインに立つこと)が認証(recognition)として信用付けにもなるように設計されている。

このうち(i)は、最高ランクにあり、卓越し た安全衛生プログラムの要件を充たした事 業者にのみ認められるもので、(ii)は、原則 として3年内に(i)の認証を受けることが予 定され、現にかなり効果的なプログラムを 構築している事業者に認められる。(iii)は、 前二者とは別に独自の実験的プロジェクト を展開している事業場に例外的に認定され る。(iii)は、(i)の要件を充たしたうえで、別 途、実験的なプロジェクトを展開している 場合に認定されるもので、(i)の要件の変更 をもたらす場合もある。

いずれも、安全衛生管理システムのみで なく、その前提となる**OSHA**の一般原則(安 全衛生条件の確保を一般的に定める一般的 義務条項と特定的な安全衛生基準の履行: 5条など)の遵守が求められる。

(i)を認証される事業者は、VPPの構成要件である以下の4つの要素を持つ包括的安全衛生管理システムを構築して12か月以上継続的に実施し、傷病率の基準も満たしている必要があり、他の模範としての役割を期待される。過去の労働安全衛生局の立入検査で未解決部分がないこと、召喚や通知に異議を申し立てていないこと、過去36カ月間に故意のOSHA違反がないことも

求められる。

 1)経営者のリーダーシップと被用者の 関与
 (小項目に、安全衛生管理システムの年 次評価を含む)
 2)職場分析評価
 (小項目に、被用者自身による日常的な
 事故調査や危険報告システム、危険分析
 に関する書面での報告を含む)
 3)危険源の除去や管理
 (小項目に、認定を受けた専門家の活用、
 個別的なヘルス・ケア、懲戒制度、緊急事 態への準備と対応を含む)
 4)安全衛生に関する教育訓練

(ii)を認証される事業者は、(i)の要件の小 項目の未達成等の不備があるが、基本的要 素は充たしており、書面による安全衛生管 理システムを保有かつ実施し、3年以内に (i)の要件を達成する見込みがあって、その ための目標設定と管理を行う者である。

事業所に団体交渉単位がある場合、参加 申請に際して、当該交渉単位による支持の 署名等がない申請は認められない。

事業者が VPP 認証に当たって、認証後の 実施の保証を求められる事柄は以下の通り。

・OSHAの遵守と、安全衛生上の問題の解決
 ・認証審査段階の現地調査で指摘された事柄の是正
 ・全被用者へのVPPに関する説明
 ・安全衛生活動に関わる被用者への差

別的取扱いの回避

・被用者による安全衛生管理システム

上のデータへのアクセスの確保

・ TCIR(Total Case Incidence Rate:
 総合事故発生率)、 DART Rate(Days
 Away and/or Job Transfer Incidence
 Rate:業務災害による休業及び/又は作業転換率)、 被用者の労働時間数、 過去1年間の平均雇用者数、 安全衛生管理システムによる自己調査の結果、 事業所での成功事例等に関する資料の年ごとの労働安全衛生局への提出

*なお、建設業の場合、TCIR や DART Rate の報告に際して非正規労働者(臨時 雇い、独立自営業者)のデータも含めな ければならない。また、建設物が完成す る直前に自己評価を行い、その結果を報 告せねばならない。

他方、認証の申請に必要な書類には、以下 のようなものがある。

・安全衛生管理システムの内容を書面
 化した文書
 ・経営者の関与と組合の同意を示す書
 面
 ・従来の労災の記録
 ・社内の安全規則と緊急時用の手続
 ・被用者からの報告と雇用者側の対応
 の記録
 ・安全衛生委員会の開催「時間」
 ・被用者の安全教育訓練プログラムへ
 の参加記録
 ・産業衛生に関するモニタリングの記録
 ・利用可能な資源

認証に際しては、リーダーと安全衛生の 専門家等から成る調査チームが現地に赴き、 応募者の安全衛生管理システムの長所と短 所、システムの実際の実施状況、事業所のリ スクや対処すべきシステム上の欠陥に関す る認識の有無、OSHAの規則の遵守状況等 が調査される。現地調査では、平均4日ほど を費やし、視察、諸種の書類や記録の調査、 労使や独立自営業者等への面談等が行われ る。

Star プログラムの場合、いったん認証さ れると、年次報告書を提出し、30~60か 月ごとに労働安全衛生局が行う再評価をク リアすれば、無制限に継続される。Merit プ ログラムは、原則として、3年以内にStar プログラムに移行しなければ終了する。

VPP 認証を受けた事業所には、安全衛生 管理システムの実効性の検証を主眼とする 再認定のための現地調査は行われるが、合 法性監督を目的とする計画的立入検査 (programmed inspection)が免除される。 しかし、これを実質的なメリットと捉える 企業は少なく、労働安全衛生局の認識では、 労災保険料の減免を制度化している州もな い。実際に、こうした目先の利益を求めるに はハードルが高すぎ、認証取得を図る企業 は、その過程で労使間の対話が進む等のソ フト面の改善が業績に与える影響を評価す る傾向にある。

事業所の労働安全衛生の主な推進者には、 公的な監督者としてアメリカ全土に約2, 200名配置されている安全衛生監督官 (Compliance Safety and Health Officer) と、民間の専門家としての安全衛生コンサ ルタントがおり、前者は後者の経歴を持つ 者が労働安全衛生局の訓練機関である OTI (**OSHA Training Institute**)での教育を受けて着任することが多いとされる。

一般的に安全衛生コンサルタントに必要 とされる資格は、労働安全衛生又は関連分 野(工学、生物学、科学など)での学士号及 びインターン等での実務経験だが、産業衛 生や保健物理学(放射線からの防護を主な 専門とする学問領域)などの特に高い専門 性が求められる領域での業務には、修士号 が求められる気合もある。この場合に履修 が求められる主な科目として、安全衛生法 規のほか、放射線、有害物質管理、リスク・ コミュニケーション、呼吸器保護などが挙 げられる。

安全衛生に関する主な公的教育訓練機関 には、OTI(OSHA Training Institute)と OTIEC (OSHA Training Institute Education Center)があり、前者は日本で いう労働大学校のような役割(主に監督官 等の行政官向けの教育訓練)後者は同じく 労働災害防止団体や産業保健総合支援セン ターのような役割(主に民間の被用者向け の教育訓練)を果たしているが、前者は定員 に空きがあれば民間人も受け入れる。また、 後者は各地域の大学等が運営主体となって いる。

安全衛生の専門性を証する資格はイギリ スと同様に民間団体から発行されているが、 アメリカ産業衛生専門家評議会(ABIH: American Board of Industrial Hygiene)や 公認安全専門家評議会(BCSP: Board of Certified Safety Professionals)などの主要 団体が発行する資格では、認証、更新共に厳 しい要件が設定されている。たとえば、前者 が発行する CIH (Certified Industrial Hygienist)の認証を受けるには、以下のよ うに、学修、実務、実績への信用にわたる幅 広い要件を充たしたうえ、試験に合格せね ばならない(資格取得後の更新に際しても、 最新の専門知識に関するコースワークの履 修と試験合格が求められる)。

大学で生物学、化学、工学を専攻する か、日本ではJABEE(日本技術者教育認定 機構)の技術者教育認定制度などに相当す る ABET 認定プログラム(ABET-Accredited Program)の認証を受けた産業 衛生か安全のコースを履修し、学士号を取 得したうえ、化学、数学、工学等に関する6 0単位(うち15単位は大学院レベルの水 準にあるもの)以上を科目履修すること。

産業衛生につき、基礎、毒物学、計測管 理を半数以上含む200時間程度のコース ワーク(:一定の教育目標の達成のため、科 目や分野横断的に体系的なカリキュラムを 履修すること)をこなすこと。

産業衛生業務を原則として4年以上担 当すること、及び化学、物理、生物、エルゴ ノミクスのうち2つ以上の実務経験を持つ こと。

IH、上司等の書面による業務実績に関 するクレジット。

監督官が在職中にこうした資格を取得す る例もあり、労働安全衛生局の教育訓練担 当者には、資格保有者が多いという。

1994年に、主に **VPP**の現地調査に当 たる労働安全衛生局の人的資源を補うため、 企業の安全衛生専門家を活用する目的で、

SGE(**Special Government Employee**:特 別政府職員)制度が設けられた。

彼らは、VPP 認定企業から選任され、政 府ではなく、通常、当該企業から報酬を得て 業務に当たる。登録要件として、フルタイム 雇用、実際の安全衛生活動や安衛法令適用 の経験、コミュニケーションスキルなどが 求められ、概ね当該企業の労働安全衛生業 務のリーダー的存在が該当する。

自社の人員を SGE に送り出す企業側の メリットは、他企業の安全衛生活動に関す る知見を得られることと認識されている。

実質的に大企業を中心とするトップラン ナー向けの VPP とは別に、物的・人的な資 源を欠く中小企業向けの支援的プログラム として、現地コンサルテーション制度(onsite consultation)と安全衛生達成度認定プ ログラム(Safety and Health Achievement Recognition Program: SHARP)がある。

労働安全衛生局は、内部に専門の部門(中 小企業支援部)を設け、これらの制度の運用 に当たっている。

現地コンサルテーション制度の特徴は、 強権的な合法性監督ではなく、あくまで安 全衛生条件の改善のための「良き相談者」と しての役割にあり、労働安全衛生局で訓練 を受けるが、監督官のような任用関係には ない約1,800名のコンサルタントが前 線業務を担当している。対象とする問題の 選択は企業に委ねられ、無償で実施される が、従業員数250名以下の事業所に限ら れ、重大なリスクが発見されれば是正する ことにつき同意を求められる。

一般的には、開始会議(opening conference) 実地検証(Walk-through)

終了会議(closing conference) リスク 管理(Abatement and Follow-through)の プロセスを経て、企業は職場の様々なリス クやその除去方法等に関する知識を知るこ とで、経営改善を図ることができると解さ れている。コンサルタントは、特定したリス クやその除去方法等につき書面で使用者に 報告するが、併せて自らリスクを特定し、除 去する方法も伝える。

労働安全衛生局は、このコンサルティン グに際して法違反を発見しても通告や制裁 を課すことはできない。こうした柔軟性を 持つ対話型の性格が、企業にも好意的に受 け止められている。

SHARP は、現地コンサルテーションを 受け、好例となる改善を達成した使用者に 認定され、計画的立入検査を1年間免除さ れるメリットもある。VPP は、先進的な取 り組みを行っている企業に認証されるのに 対し、SHARP は、充分な資源を持たない企 業の改善努力を評価する点で異なる。

【効果】

VPP 参加事業所の労災発生率の推移、同 じく労災保険料支出の推移等の可視化でき るデータは入手できなかった。現地でのイ ンタビュー調査では、ソフト面の改善が業 績に与える効果が評価される傾向が示され た。

VPP 適用事業所数の推移は、会計検査院 (General Accounting Office:GAO)が2 009年に連邦議会に提出した「労働安全 衛生局による自主管理型安全衛生プログラ ム:監督業務の改善によるプログラムの質 的改善(OSHA's Voluntary Pro-tection Programs: Improved Oversight and Controls Would Better Ensure Program Quality)」と題する報告書(以下、「GAO報 告書」という)に記載されており、1982 年の開始以来、ほぼ着実に増加している。2 008年時点では、2200事業所弱が認 証を受け、2013年には約2500事業 所まで増加したという。

また、2008年時点では従業員数10 0名以下の中小事業所が約4割を占めてお り、近年もその傾向は続いていると思われ る。

ただし、GAO 報告書によれば、VPP に は、以下のような問題点から、プログラム通 りのシステムが運営されていない可能性が 指摘されている。

VPP 認証事業所で重大災害が発生した 場合に実施される地方局による対応の記録 が義務づけられておらず、労働安全衛生局 (本局)が不適切な認証状態を見逃してい る可能性がある。

ほんらい、VPP の認証前には、申請事 業所の傷病発生率を確認するため、その被 用者の医療情報にアクセスすべきこととな っているが、実際には2割程度しか実施さ れておらず、相対的に傷病率の高い事業所 が認証されている可能性がある。

VPP 参加の効果にかかる具体的な政策 目標を欠いている。労働安全衛生局は傷病 率の低減を強調するが、そもそも適切な測 定の指標と手法を欠いている。

他方、現地コンサルテーション制度は、そ の柔軟な性格ゆえか、使用者からも高い評 価を受けており、これによる事業所の改善 実績は年間約28,000件に及んでいる。 労働安全衛生局によれば、同局には監督取 締り機関としてのイメージが強いため、同 制度に関するパンフレットにはあえて同局 の名前を出さないなどの工夫を凝らしてい るという。

SHARP の認定を受けた事業所は1,400に及んでおり、現地コンサルテーションを通じた安全衛生条件の改善へ向けたイ

ンセンティブとして、一定の役割を果たしていると思われる。

【近年の展開】

VPPの法制化をめざし、超党派の議員が 幾度か法案を連邦議会に提出しているが、 委員会採決にすら至っていない。

VPPは本来的に自発性を前提とする制度 なので、法制化には無理があり、けっきょく 労働安全衛生局の予算獲得目的としか理解 されないとの指摘がある。

<u>3 今後の日本の法制度のあり方に</u> 関する社会調査の結果

過去2年間にわたる諸外国の関連法制度 調査と専門家やステークホルダーへの聴き 取り調査の成果を踏まえ、妥当性のある法 政策提言を行うこと等を目的として、日本 の専門家とステークホルダーが参画する研 究会を開催して得られた意見を質問内容に 反映させたうえで、企業等で安全衛生業務 に直接・間接に携わっている者を対象に、 WEBによる社会調査を実施した。

その結果、以下のような事柄が判明した。

回答者及び回答者所属先の属性

回答者を安全衛生業務関係者に絞ったと ころ、中高年代の男性の回答者が多かった。 組織内での立場は、経営者、役員、人事・総 務、ラインの管理職、経営企画職などの中枢 ポストの回答者が65.4%を占めた。業種 別では、製造業、卸売・小売業、建設業、医 療・福祉、情報通信、公務の順で回答割合が 高かった。また、所属先の企業規模(従業員 数)では、99名以下で5割を超えており、 中小企業関係者が、一般に認識されている よりも、少なくとも安全衛生法令には関心 <u>を持っている可能性が窺われた。</u>

<u>また、安全衛生に関心を持ちやすい業種</u> <u>や企業規模の反映等の特徴がみられること</u> <u>から、本調査の信頼性もある程度裏付けら</u> <u>れた。</u>

法制度に関する一般的な知識と評価

<u>「よく知っている」と「おおむね知っている」を「おおむね知っている」を合せて約5割に達し、その回答をした者は、現行の法制度について、おおむね、内容的には妥当だがより分かり易くする必要があると評価していることが窺われた。</u>

<u>法改正の方向性</u>

<u>法制度の簡素化には賛成回答が多かった</u> が、おそらくは改定によるデメリット 厳 格化されたり、既存の秩序を変える必要が 生じる可能性 を見通し、慎重な回答を選 択する者も多かった。

安全衛生の実現方法を事業者の裁量に委 ねる方向性については、反対はしないが、範 囲を限定すべきと考える回答者が多かった と解される。

<u>企業規模による罰金額の増減については、</u> <u>回答者の多くが、設計と執行に合理性とバ</u> <u>ランスが保たれる限り賛成する趣旨と解さ</u> <u>れる。</u>

<u>安全衛生管理を怠った役員を国が強制的</u> に解任させる制度の導入については、存外 に賛成が多かった(38.4%)ことから、 少なくとも、経営トップ層による積極的な 関与が重要と考える回答者が多かったと察 せられる。</u>

中小企業等の場合、(当初から完全ではな くても、)段階的な法遵守を認める方向性に ついては、概ね全ての企業規模関係者の回 答で賛成が上回ったが、小規模事業と競争 関係にあったり、小規模事業と足並みをそ <u>ろえて法令遵守を図る必要があると解され</u> <u>る中規模企業関係者に慎重な回答が多かっ</u> た。段階的法遵守制度の適用に際しての審 査を安全・衛生コンサルタント等の民間の 専門家に委ねる方向性についても、同様の 回答の傾向がみられた。

リスクアセスメントとその後の対応の一 般的な義務づけ、発注者、設計者等のリスク メーカーの責任強化、建設工事の発注者に よる発注先の安全衛生条件の審査の義務づ けのいずれについても、規制と運用に合理 性とバランスが保たれる限り、反対はしな い傾向が窺われた。

リスクアセスメントの推進を目的とする 労使協議、事業者から労働者への関連情報 の提供の義務づけ、労働者が知覚したリス クの事業者や行政への報告の義務づけにつ いても、規制と運用に合理性とバランスが 保たれる限り反対しない傾向が窺われた。

一行政官に法の執行について広い裁量を与 える方向性と、労災発生率が高い事業体に 労災防止団体の関与を強化する方向性に関 する質問への回答からは、行政による強制 的関与よりは、労災防止団体によるソフト な関与を望む者が若干多い傾向が窺われた が、前者についても反対は約1割にとどま った。

<u>政策の方向性</u>

<u>安全管理者の国家資格化については、賛</u> <u>成と「どちらともいえない」が共に4割程度</u> で拮抗したが、クロス検索の結果、法知識に 詳しい者ほど必要性を認める傾向が窺われ た。

<u>企業のトップ層によるリーダーシップの</u> <u>推進策については、賛成が過半数に達した</u> <u>が、「どちらともいえない」が約3割いたた</u> め、この要素の重要性が関係者に充分に認 識されていない可能性が窺われた。安全衛 生の専門知識を持つ行政官の増員について は、賛成と「どちらともいえない」が拮抗し たことから、たとえ行政官に専門知識があ っても、強制的関与は避けたいと考える者 が多い実態が窺われた。

中小企業支援策の方向性

中小企業者と安全衛生の専門家を繋ぐウ ェブ上の検索サイトの設置については、賛 成がほぼ半数に達したが、「どちらともいえ ない」が約4割に上った。クロス検索の結 果、所属先の規模が小さい回答者ほど賛成 しない傾向が示されたため、事業体の規模 が小さくなるほど、安全衛生の実現に専門 家の関与が必要となること自体への認識が 不充分である可能性が窺われた。

中小企業によるリスクアセスメントの支援を目的としたウェブ上のツールの提供と 人的支援体制の整備についても、賛成が半数を超えたが、「どちらともいえない」が3 5.8%に上った。クロス検索の結果、所属 先の規模が小さい回答者は、押しなべて賛 成しない傾向が示されたが、100~49 9名規模の回答者の約6割が賛成したこと から、中小規模の事業体では、概ねリスクア セスメントの必要性自体が認識されていないが、100~499名規模の事業体では、 いが、100~499名規模の事業体では、 比較的認識が進んでいる可能性が窺われた。 中小企業における安全衛生の今後の担い 手については、上位回答が無償か廉価で利

用できる公的機関であり、その次に、日常的 に関わりが深いが、必ずしも安全衛生の専 門家とは限らない土業(社会保険労務土)が 入った。

化学物質対策の相談先

<u>所属先で化学物質を取り扱う作業がある</u> と回答した者に、所属先の従業員が化学物 質にかかるリスクを感じた場合の相談先を 尋ねたところ、おそらくは機密保持の必要 性などもあり、基本的には内部で対処しよ うとするが、やむを得ない場合には、無償か 廉価で利用でき、機密が守られ易い公的機 関を頼ろうとする傾向が窺われた。

___安全衛生文化醸成策の要点

<u>本調査のうち最重要項目である。結論的</u> に、回答者のコンセンサスは以下の通りと 察せられる。

<u>すなわち、安全衛生文化の醸成に最も寄</u> <u>与するのは、明確な方針であり、それが法制</u> <u>度化され、違反には制裁が下される条件が</u> <u>必要である。ここでいう明確な方針には、リ</u> <u>スクアセスメントの一般的な義務づけも含</u> <u>まれる。他方で、日本の既成の文化に根差し</u> <u>た運動や教育の推進も必要である。経営ト</u> <u>ップ層に安全衛生教育を行うことや、組織</u> <u>内の安全・衛生担当者らに職務に必要な権</u> <u>限や知識の獲得機会を与えることも重要な</u> <u>意味を持つ。ISOによる安全衛生マネジ</u> <u>メント規格の策定も、産業の国際化を背景</u> に、一定の圧力となるだろう、と。

安全衛生の民間人材の活用の可能性

アメリカの SGE (Special Government Employee:特別政府職員)制度に倣い、政 府が民間企業に雇用されている有能な安全 衛生人材に対して、他社の安全衛生管理の 状況を調査し、必要に応じてアドバイスを 与える公的な職務を委嘱したら、自社の費 用負担となっても進んで派遣に応じるか否 かを尋ねたところ、「派遣する」が全体で2 3.8%に上り、10~49名規模に所属す る回答者でも23.0%が「派遣する」と回 <u>答した。よって、実際に制度が実施されれ</u> <u>ば、大手企業のみならず、派遣に応じるとこ</u> <u>ろは多いと察せられる。</u>

DおよびE.考察および結論

【調査結果の概要】

1 日本の法制度調査の結果

(1)日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス

【安衛法の特徴】

規制対象の多様性・多層性に象徴さ
れる合目的性
行政による監督指導的・支援的役割
(2章、10章、8章、9章関係)
人的措置(ソフト面)の重視(3章、
6 章関係)
危害防止基準の充実化とリスク・ア
セスメントの強化(4章関係)
重点傾斜的規制(高リスクの作業や
要因に重点を置いた規制)
健康への配慮と維持増進(7章)
快適職場形成の努力義務としての規
定(7章の2)
専門家・専門機関の適格性確保、事業
場による活用の促進や義務づけ
定めぶりや規制趣旨の多様性、手続
的規制への傾倒
予防段階の包括性

【示唆される予防政策のエッセンス】

以上のような特徴を持つ現行安衛法が示 唆する予防政策のエッセンスを考察すれば、 以下の通り。

リスク創出者管理責任負担原則を志向

すべき。労使間では、一次的に事業者責任を 原則としつつ、二次的に労働者自身にも責 任を負わせるべき。他にリスク創出者がい る場合にも、労働者に対しては、予見・回避 可能性の範囲内で同人を使用する事業者に 一次的な責任を負担させるべき。重層的下 請関係下での混在作業などでは、元請や発 注者に管理責任を課すと共に、請負人間の 連携を促すべき。

国などによる重点傾斜的な計画設定、 高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわた る安全衛生研究とその成果の普及促進を図 るべき。国などの執行機関と労使その他の 関係者の対話や情報交換も促進し、リスク 関連情報の集中と分析ないし共有を図るべ き。

物的措置のほか、経営工学的知見を踏 まえた人的措置を重視すべき。特に、経営責 任者のイニシアティブ、管理・責任体系の整 備、教育、専門性(知識、経験、良識など) を持つ適任な支援者・担当者の選任、組織全 体の関与と意思統一を促す合議を重視すべ き。

不確実性が高いリスクには、事業場ご とに適任者を選任し、専門家の支援を受け つつ、自主的な RA を実施させるべき。リ スク要因と有効な対応策が判明した場合に は具体的な危害防止基準(作為・不作為の内 容を特定する仕様基準)を設定し、遵守を確 保すべき。

予防政策は1次予防から3次予防まで 包括的に形成せねばならず、リスク管理で は、高いリスクを優先し、先ずは根本的で集 団的な対策を行い、残留リスクについて個 別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続 的に講じるべき。そのためにも、リスク関 連情報を持つ者(機械や有害物の譲渡者、建設工事の発注者等)には、その情報をリスクに直接ばく露する者(労働者等)やそれに影響を与える者(事業者等)に伝達させるべき。

リスクのレベルが不明確な場合には、国 際機関や国が発信する情報、関係学会や産 業の認識のほか、当該事業場での客観事情、 専門家の意見(専門性)及び関係者の合議 (自律性・民主性)を踏まえて判定すべき。

労働者の高齢化、疲労・ストレスによる 健康障害の一般化などの日本的文脈を前提 に、たとえ比較法制度的にパターナリステ ィックな面があっても、職域でできる健康 の保持増進対策は積極的に推進すべき。そ の際、優先すべきは作業管理、作業環境管理 などの1次予防であり、2次・3次予防は、 医師・保健師など適任な専門家の関与を得 て、労使や関係者間で協議し、職場事情等に 応じてテーラーメードで実施すべき。事例 の集積による1次予防策へのフィードバッ クも求められる。その際、作業密度などの心 身への負荷要素を考慮した実働時間制限を 図るべき。

現に不調者が生じた場合には、疾病・治療 と就労の両立を図るための就業上の配慮に 努めるべき。また、消極的な健康障害の防止 と積極的な健康増進は一体的に捉えるべき。

不確実性の高いリスク対策は、法文上 は積極的・開発的な課題として理想的目標 を規定し、ガイドラインで詳細が規定され ることが多いので、民事過失責任法上、事案 の個別事情に応じて参酌すべき。

ハラスメントのような心理社会的危険 源を典型として、リスク要因は、(自然科学 のみならず)社会科学的にも認識すべき。労 災認定基準を含む補償法や安衛法による規 定(捕捉)は、そうした社会科学的認識の裏 付けとしても活用すべき。

(2)現行安衛法制度の利点と課題に関す るインタビュー調査の結果 - 元監督官の声 -

日本の現行安衛法制度は、規則等も含め た体系全体としては、その綿密さや過去の 災害等を踏まえた実践的な有用性、事業者 への威迫・強制性などの点で優れている。

しかし、以下のような課題を抱えている。

安衛法本法を見ただけでは、具体的 になすべきことが分かり難い。

多くの規定に違反した状態にある 中小零細事業者が改善努力を行ない易 い、(特に有害物質対策などの衛生面で) 簡便かつ安価な方策が充分に用意され ておらず、そうした努力を行う事業者を 適正に評価する仕組みもない。

衛生面の対策の履行を適正に確保 できる監督官が少ない。実際の業務の質 量に照らし、監督官の絶対数の不足や、 管区ごとの配置にかかる偏在がある。

職場で新たに生じるリスクにあま ねく確実に対応できるようなリスク管 理型の仕組みになっていない。

災害発生率の集計に際して、災害の 重篤度が重視されていない。

そこで、以下のような改善策が望まれる。

中長期的展望として、法律本法とそ れに連なる法体系を分かり易く整理し、 法律本法をみれば、事業者らがなすべき 基本的な事柄が分かるようにする。

安全関係は具体的な基準を法律で 規制し、衛生関係では、法律では目的や 手続などを定めるにとどめ、その余はガ イドラインで誘導するような方式で性 能要件化を進める。安全関係でも、性能 要件化が適当なものは、衛生関係に倣 う。

ただし、性能の定義と達成度の審査を 適正に行える専門性を持った行政官(行 政資源)を確保する必要がある。

既存の仕様的な基準が組織の安全 衛生を確保するための砦や秩序のバッ クボーンになっている場合もあるので、 不用意に廃止されないよう留意する。

重層的下請け関係下で、発注者や元 請事業者の安全衛生責任を強化ないし 具体化する。特に、末端の自営業者など の管理を充分に行わせる。

発注先が法定の安全衛生要件を充た しているかを、発注に際して発注元に審 査させる方策も考えられる。

監督署を含めた安全衛生監督機関 と労使その他の関係者間における対話 型の安全衛生行政を進め、各事業場の事 情に応じた監督指導行政を推進する。監 督署は、高リスク事業場に特化し、災防 団体や労働基準協会などが安全衛生に 関する相談機能を果たすよう整理する 方法もあり得る。

監督署が持つ労働警察としての役 割は維持ないし強化する。

対象となる事業の規模や地域性な どを考慮した、実効性のある監督指導行 政の展開を図る。

中小零細事業者が改善努力を行な

い易い簡便で安価な方策を用意すると 共に、(たとえ違法状態を残していて も、)そうした努力を行う事業者を適正 に評価する仕組みをつくる。

全国の管区で、事業所数や災害発生 率などに応じて監督官を配置する。

新人監督官に労働災害の現場調査 や死亡災害被災者の葬儀を体験させる など、濃密な学びの機会を提供する。

厚生労働省の WEB ページで、各企 業の安全衛生への取り組み状況を公表 する施策を推進する。

企業における安全衛生担当役員の 選任を促進する。

特に中小企業の安全衛生対策を進 めるうえで、**RST**トレーナーを活用す る。

安全管理者を国家資格化する。ま た、事業場ごとに安全・衛生管理者の職 務と職責を明確化させると共に、活動に 必要な権限を付与させる。

安全衛生担当者や一般労働者への 安全衛生教育を強化する。特に、作業主 任者への技能講習、雇入れ時教育、危険 有害業務従事者への特別教育などを強 化する。

労働行政が持つ安全衛生関係情報 を、現場の責任者クラスの人物に積極的 に提供する。

災防団体が実施する研修を受講す ると労災保険料が下がる仕組みなどを 導入し、災防団体の活動の強化を図る。

2 外国の法制度調査の結果

(1)イギリス

日本の関連法制度と比較して、HSWA(イ

ギリス労働安全衛生法典)を中心とするイ ギリスの労働安全衛生法制度が持つ特徴は、

メリハリ(アメとムチ) 単純明快さ、 多角性・多面性、自律性と労使協議の重 視、専門性と柔軟性(法執行機関とビジネ スの親和性) それらを支える物的・人的 資源である。これらの背景には、ILO187 号条約が示唆する政労使が安全衛生を重視 する文化がある。

は、安全・衛生・快適性の全てにわたり、 雇用者に限らず、リスクを生み出す者を名 宛人として実効性確保を求める罰則付きの 一般条項を置き、法違反に多額の罰金を科 す定めと運用を行う(2011/12年の) 平均金額は£30,000弱/件だったほ か、かつて **Balfour Beatty** 社が£1000 万(控訴審で£750万に減額された)にの ぼる罰金を命じられた例もある)と共に、適 切な管理を怠る役員への身体刑を定め、運 用する一方で、規制内容の単純化、規制方法 の柔軟化により、法の遵守を容易にすると 共に、遵守の方法については各雇用者にで きる限りの裁量を与えるほか、 で後掲す るスキームなど、事業活動を阻害しないた めの配慮が尽くされている点などに現れて いる。

は、HSWA が労使その他関係者の安全 衛生や快適性の確保のために設定している 要件そのもののほか、(a)その要件を補完す る規則、(c)履行を支援するガイダンス、(b) 両者の中間に位置する行為準則というルー ルの体系が明確である点などに表れている (とはいえ、行為準則の法的性格は、意図的 にグレーなものとされており、それゆえの メリット・デメリットや、生じている問題や 議論がある)。

は、そもそも安全衛生の実効性は、何か 1つの方策によってなし得るものではない という彼国での経験則の反映であり、法規 則の集積、現実的で均衡のとれた法執行、検 査官の専門性の高さ、事業場ごとの安全衛 生管理を監視・支援する安全代表制度、業務 プロジェクトのリーダーによる安全リーダ -シップ(職場に応じた標準の策定と信賞 必罰など)の涵養、安全意識を高め行動変容 を促す規格(BS:British Standard など) 専門的行政機関による災害疾病やヒヤリハ ット情報の確実な収集、建設業などにおけ るプロジェクトの設計者、発注者、関係請負 人などへの安全管理義務の賦課、民間レベ ルでの安全衛生に関する専門家の養成と適 格性認証、リスク管理等に適任者を選任す べき旨の法的要求、技術革新による設備・器 具自体の安全性の向上などの総合的な取り 組みの「厚み」に表れている。

は、労働組合により選任され、事業場ご との安全衛生を監視・支援する安全代表制 度や彼らの学習機会や活動に必要な情報 (雇用者・検査官が保有する情報を含む)の 獲得、諸活動の有給での保障、彼らが重要な いし主導的役割を果たす安全委員会制度な どに現れている。イギリスでも、安全衛生対 策における労使協議は重視されており、安 全代表にかかる法的保障のうち重要なもの は、非労働組合員を代表する非正規安全代 表にも適用される。安全代表ではなくても、 安全衛生活動に携わる被用者であれば、そ れゆえの不利益取扱いなどについて雇用権 利法の保護を受ける。そもそも、国の法律や 規則、行為準則、ガイドラインなどのルール 形成にも労働者側の意見は反映されるが、 このような事業場ごとの関与と協議の仕組 みが、国による法政策を展開するうえで毛 細血管の役割も果たしていると解される。

は、彼国の検査官制度に特によく現れ ている。彼国の安全衛生法は、国と地方自治 体の双方が執行を担っており、そのうち自 治体による法執行には、「主な管轄機関特定 スキーム (**Primary Authority Scheme**)」 と呼ばれる制度があり、広い地域に事業所 を展開する企業が、安全規制の監督を主導 するパートナーとなり、リスク管理につい て最善の方法を合意できる自治体を主な管 轄機関として選択できる。選択された自治 体は、その企業の事情をよく知ったうえで 他の自治体にアドバイスを与え、彼らの監 督業務をリードする。他方、国の機関である HSE は、後述するように、工場検査官のほ か、爆発物検査官、鉱業採石検査官、核施設 検査官、アルカリ換気検査官など技術的な 専門性に応じて検査官を任用し、一定期間 の研修とスクリーニングを経て就業させて いる。彼らの中には、民間企業で安全衛生関 係業務を経験し、民間団体が発行する安全 衛生関係資格を持っているベテランが多く、 民間企業が支払う給与額を基準として魅力 を感じさせる金額の報酬を年俸制(雇用期 間は無期限の場合が多い)で支給している。 報告者がイギリスで実施した労使団体や専 門家等へのインタビューで、彼らの専門性 の高さを否定した者はおらず(別添資料6 ~ 8) 有益なアドバイスを期待して彼らの 来訪を歓迎すると述べた企業経営者もいた (別添資料8)。

また、インタビューの際、企業経営者や使 用者団体は批判していたが、介入手数料制 度("Fee for Intervention" scheme) に象 徴される **HSE** による活動資金確保の動き が特筆される。この制度は、2012年安全 衛生(手数料)規則(**The Health and Safety** (**Fees**) **Regulations 2012**)に基づき、同年 10月1日から施行されており、安全衛生 法規に違反した者に検査、捜索、是正措置等 の費用負担の義務を負わせるものである。

は、年間約£1億5000万(150円 / £とすると、約225億円)にのぼる HSE の運営コスト(Health and Safety Executive : The Health and Safety Executive Annual Report and Accounts 2013/14 (HC228))によく示されているが、 連合政権の意向で、2010年に2011 / 2012年から2014/2015年に かけて4割の歳出削減方針(Spending Review 2010 Settlement)が打ち出され、 検査官の査察の対象も重大なリスクのある 事業場に集中させ、人員を削減する方針が 採られて現在に至っている。

総じて、組織による安全衛生の学習を促 進する仕組みともいえる。

HSWA の解説書は、労働安全衛生管理の 組織の責任者による真摯で具体 要素を、 的な関与、構造的で計画的な取り組み、 適切な人的・物的資源が利用できる条件の 整備、 全ての管理者による安全衛生の重 視、 直面課題に応じた柔軟な対応、 安全 衛生と組織の生産性や競争力との一体視の 6点としている。すなわち、「ルール・制度」 と「人・組織の意識・知識」の相互作用を想 定した法社会学的課題であり、かつ安全衛 生の専門知識ないし専門家の支援を要する 経営組織論的課題であると認識している。 仕組みや技術の整備は重要な課題だが、そ の策定と運用を担う人材が育成され、関係 当事者間の有機的なコミュニケーションが 促進されなければ、仕組みや技術が膨大・複 雑化する一方、安全衛生の実効性が挙がら なくなることも示唆されていると解される。

HSWA は、ローベンス報告を基礎として おり、元より安全衛生の自主管理、行為準則 等のガイドラインによるベスト・プラクテ ィスや標準的な行為規範への対話による誘 導と、罰則付きの一般条項を裏付けとした 悪質な事業者に対する監督官の広範な執行 権限等、リスク管理政策のエッセンスを内 包していた。EC 安全衛生枠組み指令発令以 後の EC・EU でのリスク管理政策の展開に 応じて、リスク管理原則の国内法化やリス ク調査等の文書化の要請が生じたものの、 元より実質的にその仕組みを運用していた ため、比較的容易に対応できた経緯もある。

とりわけ特徴的な行為準則は、実質的に 「法でなく、法である」という多面的性格を 持ち、監督官による対話型の法執行を支え る鍵となっていると解される。すなわち、性 格的にはガイドラインに過ぎないが、その 違反は民刑事上の責任を推定させるため、 監督官は、処罰の威迫を背景にしつつ、事業 者の安全衛生への取り組み状況をみながら、 運用を図ることができる。

その他、以下の点が特筆される。

緊急時対応がリスク管理の原点かつ要 点として規定されていること、

安全衛生に関わる者のコンピテンスの 確保が行為準則に規定されていること、

監督官が技術的な専門性に応じて区分 されて別個の枠で任用され、一定期間の研 修とスクリーニングを経て就業するものの、 一部の事件についての訴追権限を含め、法 の執行権限を持つ仕組みとなっていること、 法的なリスク管理義務違反に基づく刑 事責任の認定に際しては、特にリスク調査 の不充分さ(:適切さや充分さの欠如)の具 体化が求められるため、事後的な災害調査 が鍵となり、かつ行為準則が基準とされる 傾向にあるほか、結果的に事後送検が中心 とならざるを得ない構造となっていること、

承認を受けた労働組合が選任するが、 単に労働者の利益代表ではない安全代表が 種々の法的保護を受けて実際にも雇用者の リスク管理の支援者として機能しているこ と、雇用者が保有する安全衛生情報のみな らず、監督官から情報提供を受けられる旨 の規定があること、その活動や教育訓練機 会の保障をめぐる訴訟が多いこと、

安全委員会も雇用者によるリスク管理 のレビューアーとして重要な機能を果たし ているが、快適職場形成(welfare)に関す る課題の取り扱いはマストとされていない こと、

安全衛生管理の一義的責任は雇用者に あるが、安全衛生を支援する適任者(関連資 格を保有していると適任と認められ易い) の選任が義務付けられ、その実現をもって 雇用者が法的義務を「果たそうとした」証左 となり得るとされていること、

安全衛生に関する資格は民間団体が発 行しており、危険有害物質や機械器具安全、 安全衛生理論やコミュニケーション、教育 技法などが高度な専門知識と認識されてい ること、

イギリスの労働安全衛生法上、リスク 管理の担保のために重視されているのは、 (a)安全代表等の活動保障に関する規定、(b) 被用者(代表)との協議の実施、協議機関の 設置など労使間協議に関する規定、(c)被用 者への情報提供に関する規定、(d)リスク管 理自体を義務づける規定の履行確保である こと、(b)(c)の違反には自由刑を含めた制裁 が科され得る定めがあり、労使間協議を重 視する意図がうかがわれるものの、実際の 執行ではアドバイスを先行すべき旨の公文 書があり、罰則適用を最小限にとどめる意 図もうかがわれること。

効果面では、HSWA施行後、重大労災は 3分の1程度に減少し、ヨーロッパでトッ プレベルにある旨のデータがあり、中小企 業でも効果を挙げているとされるが、作業 関連疾患対策では思わしい成果が挙がって いないとされている。

(2)EU~ 89年安全衛生枠組み 指令関係~

リスク管理に関する原則やPDCAサイク ルの構築を含め、その実効性を高めるため の施策が包括的に定められている。

そもそも EU(EC)が安全衛生政策を積 極的に進めて来た背景には、GDPの1.5-4%に達する労働関連傷病による損失を防 ぎ、域内産業の経済競争力の強化を図る狙 いや、安全衛生にかかる費用を均等にかけ ることにより加盟国間の競争条件の平等化 を図る狙いがあった。

内容面では、以下の点が特筆される。

リスク管理責任は事業者が負い、特に リスク調査、労働者教育、情報提供、労働者 との協議、安全衛生活動を担当する適任者 の選任と活動保障等が基本的義務とされて いること、

労働者にも事業者の指示に従った適切 な業務、危険の報告、事業者との協力等が 「義務づけられている」こと、

リスク管理原則として、リスクの除去

が困難な場合の最小化(スリー・ステップ・ メソッド)、作業の労働者への適合、労働を めぐる条件の変化に応じた調査等が規定さ れていること、

指令のガイドラインに、リスク調査の 目的は、職業リスクの除去のみでなく、組織 づくりや労働者への情報提供、教育訓練の 実施など、それを継続的に支援する仕組み づくりであることが明記されていること、

同ガイドラインで、法定要件と労働安 全衛生の実効性確保の双方の充足が求めら れ、リスク調査がその鍵となる旨が示され ていること、

同じく、その事業場に応じた予見可能 なリスク全てを網羅した管理を行うべき旨 や、社外工や訪問者などの外部者を意識し たリスク調査を行うべき旨が示されている こと、

同じく、事業場の特質に応じたリスク 調査のためには、作業環境、仕事内容やその 変化、労働パターン等の調査が必要となる 旨が示されていること、

同じく、(心理社会的、物理的な)職業 性ストレス要因が調査対象とされるべき旨 が示されていること、

同じく、リスク調査の結果、リスクの可 能性があるが、疾病障害をもたらす可能性 がない場合、「模範的措置を基準に適切な措 置を講じるべき」とされていること、

同じく、雇用者は、(i)リスク調査方法に 関する一般知識、(ii)その職場での応用展開 能力、(iii)自身の能力の限界と他の支援を求 める能力の3要件を充たす人物を実施者に 指名し、リスクに関わる情報を可能な限り 提供すべきとされていること、

同じく、雇用者がリスク調査の実施者

に提供すべき情報源として、リスクに関わ る職務内容分析、労働者(代表)からの意見 聴取、機械製造者等が提供するデータシー ト、過去のヒヤリハット情報、安全衛生モニ ターの記録、健診から得られた匿名データ 等が掲げられていること、

同じく、リスク調査の結果には、労働 者、安全衛生担当者、安全代表等のアクセス の保障が求められる旨が示されていること。

(3) EU~ OiRA~

EU は2002年から約5年を期間とす る労働安全衛生戦略を策定しており、20 07~2012年の戦略が中小企業対策を 重点の1つとし、リスク調査を促進するた めの簡易なツールの開発の必要性を示した。 これを踏まえて **EU-OSHA**(欧州連合労働 安全衛生庁)が開発し、2012年から **WEB** 上で提供しているツールが **OiRA** (**Online interactive Risk Assessment**)で ある。

特筆すべき点は以下の通り。

中小零細企業が、自らある程度自社事 情に合ったリスク調査を実施できるよう設 計されている。

(i)無料で活用でき、経済的障壁がない こと、(ii)初期操作にあまり手間がかからず、 時間的障壁があまりないこと、(iii)業種ごと に分かれ、ある程度会社事情に応じたアレ ンジができるため、実際のニーズとの適合 性があること、(iv)単純明快な質問文で構成 されており、分かり易いこと、(v)行動計画 の作成を支援する標準的解決策が示される など、労力的障壁があまりないこと、(vi)職 場の内在リスクについて、「何がなぜリスク か」を含めて学びが得られること、(vii)関連 法規制へのリンクが貼られた質問もあり、 コンプライアンス誘導効果があること、 (viii)利用者登録に際してメールアドレスと パスワードしか求められないなど、匿名性 が高いこと。

準備:リスク調査の方法の調整 確認: 業務上の潜在的リスク要因とそれにばく露 する者の確認 評価:対応の優先順位づけ

行動計画:評価を踏まえて確認されたリ スクの除去や制御の方法と手順を具体化す る、という4段階のプロセスで構成されて いる。

EU内の小国で活用される傾向にあり、 大国では未だ中小企業でもあまり活用され ていない。全58ツールのうち、ブルガリア のものが25で最多、その他キプロス、ベル ギーなどが続く。

一例としてキプロスの理美容業界用の OiRA は、理美容師協会と EU-OSHA・労働 監督署が、作業関連皮膚疾患や筋骨格系障 害等への対策のため、積極的な協議を重ね て策定され、実施されている。 構成の概 略、 モジュールとサブ・モジュール、 具 体的な内容(情報、質問、文章)の順で合意 が形成され、結果的に、その業界に関わる 「何がなぜリスクか」等に関する学びが得 られ、典型的な対応策も示唆される構造と なっている。

活用の効果に関する具体的なデータの 存否は不明だが、一例として、上記のキプロ スの理美容業界用の **OiRA** については、約 500人を被験者とするパイロットテスト で大変肯定的な反応を得ていた。

(4)アメリカ

アメリカ労働安全衛生法(OSHA)は、監

督官による自己完結的な合法性監督と取締 りによる履行確保を原則としているが、実 際の立入検査はリスクの程度等に応じて傾 斜的に実施されているし、規定上、使用者が 立ち入りを拒絶する場所での監督官自身の 判断による調査の中止、労使の代表等によ る監督業務への立ち合い、被用者から法違 反の申告を受けた場合の事業者への申立書 のコピーの提供等、インターラクティブな コンプライアンス支援の要素も多分に含ん でいる。

また、OSHA の立法と運用を支える NIOSH(国立労働安全衛生研究所)では、 特定目的の資金提供を受けて、基礎から応 用にわたる幅広い研究が実施され、特定の 問題に関する現実的解決策の提案も行われ ている。

そうした体制の下に、法の実効性の強化、 限られた行政資源の重要課題への集中など のため、特に労使による自主的なリスク管 理の推進を目指して労働安全衛生局が19 82年に公表し、数次の改訂を重ねて現在 に至っているのが、VPP (Voluntary Protection Plan)である。

この制度について特筆すべきことがらは 以下の通り。

その基本的な目的は、(a)使用者によ る自主的取組の支援、(b)公労使による協 働の支援、(c)包括的安全衛生管理システ ムのベスト・プラクティスの発掘にある が、併せて有限な行政の人的資源を最も ハザードが深刻な職場に注力させる狙 いもあった。

参加事業所には、**OSHA**や関係規則の 遵守が前提として求められるので、あく まで法の枠内の制度といえる。

その法的根拠は、労使のイニシアテ ィブによる改善実績を基礎とした対策 等を求める OSHA 第2条(b)にあるとさ れているが、直接的には労働安全衛生局 の内部規則に基づき運用されている。

VPP プログラムは、達成水準別に2 種類(Star プログラム、Merit プログラ ム)別途、既存の水準を充たしたうえで 行われる開発的な取り組みを評価する Demonstration プログラムと併せて3 種類に分かれている。本来は参加を通じ て管理水準を向上させる点に意義があ るため、「何を学んだか」が重視される が、他方で、参加の承認自体が認証とし て信用付けになるようにも設計されて いる。

既存規格内の最高水準を目指す Star プログラムの認証は、(i)経営者のリ ーダーシップと被用者の関与、(ii)職場の 分析評価、(iii)危険源の除去や管理、(iv) 安全衛生に関する教育訓練の4要素を 持つ包括的安全衛生管理システムの構 築、傷病率基準、過去36カ月間に OSHA違反がないこと等を充たすこと で認められ、他の模範としての役割を期 待される。Merit プログラムは、3年以 内にStar プログラムの認証を受けるこ とを予定し、その基本的要素は充たし、 現にかなり効果的な管理システムを構 築している事業所に認められる。

認証後に実施の保証を求められる 事項の中には、TCIR(総合事故発生率) や DART Rate(重大業務災害率)等の数 値の労働安全衛生局への報告も含まれ ているが、OSHA 関連法規則の遵守のほ か、被用者への VPP の説明、安全衛生活 動に関わる被用者への差別的取扱いの 回避、安全衛生関係データへの被用者に よるアクセスの確保など、結果として数 値に繋がり得るアウトプットも含まれ ている。

当初の認証申請の際にも、従来の労災 の記録のほか、構築済みの管理システム の内容や、申請にかかる経営者の関与・ 労組の同意を書面化した文書をはじめ、 社内の安全規則、安全衛生委員会の開催 「時間」などのアウトプット関連資料の 提出が求められている。

認証に際しては、調査チームが構成 され、応募者の安全衛生管理システムの 長所と短所の双方、事業所のリスク等に 関する認識の有無、OSHAの規則の遵守 状況等が調査される。現地調査では、視 察、諸種の書類や記録の確認、労使や社 外工等への面談等が行われる。

VPP 認証を受けた事業所には、合法 性監督を目的とする計画的立入検査が 免除されるが(*労災保険料の減免を制 度化している州はない)、参加を希望す る企業は、むしろ認証へ向けた努力の過 程で労使間の対話が進む等のソフト面 の改善が業績に与える影響を評価する 傾向にある。

事業所の労働安全衛生の推進者に は、公的な安全衛生監督官(アメリカ全 土で約2,200名)と民間のコンサル タントがおり、前者は後者の経歴を持つ 者が公的訓練機関である OTI(OSHA Training Institute)等で教育を受けて着 任することが多い。後者となるために は、労働安全衛生や工学、生物学等での 学士レベルの基礎知識に加えて、安全衛 生法規、放射線、有害物質管理、リスク・ コミュニケーション、呼吸器保護など、 産業保健分野の専門性を高めるための 科目の履修が求められるが、従事する業 務により異なる。主に民間の被用者を対 象とする公的教育訓練機関もあり、各地 域の大学等が運営主体となっている。

安全衛生関連の資格はイギリスと 同様に民間団体から発行されているが、 アメリカ産業衛生専門家評議会(ABIH) 等の主要団体が発行する資格では、認 証、更新共に学修、実務、実績への信用 にわたる幅広く高度な要件が設定され ている。

監督官が在職中にこうした資格を取 得する例もあり、労働安全衛生局の教育 訓練担当者には、資格保有者が多い。

1994年に、主に VPP の現地調 査に当たる労働安全衛生局の人的資源 を補うため、企業の安全衛生専門家を活 用する目的で、 SGE (Special Government Employee : 特別政府職員) 制度が設けられた。

概ね当該企業の労働安全衛生業務の リーダー的存在が該当し、VPP 認定企業 から選任され、政府ではなく、通常、当 該企業から報酬を得て業務に当たる。自 社の人員を SGE に送り出す企業側のメ リットは、他企業の安全衛生活動に関す る知見を得られることと認識されてい る。

VPP 参加事業所の労災発生率の推 移等は不明だが、公的な報告書によれ ば、その適用事業所数は、1982年の 開始以後、ほぼ着実に増加しており、か つ中小規模事業所が約4割を占めてい る。前述の通り、現地でのインタビュー 調査では、むしろソフト面の改善が業績 に与える効果が評価される傾向が示さ れた。

VPP について指摘されている問題 点として、地方局の重大災害対応記録の 欠如による不適切な認証状態の放置の 可能性、認証前に実施すべき被用者の医 療情報へのアクセスの懈怠による不適 切な認証の可能性、制度への参加により 達成されるべき具体的なビジョンや指 標の欠如などがある。

実質的に大企業を中心とするトップラン ナー向けの VPP とは別に、物的・人的な資 源を欠く中小企業向けの支援的プログラム として、現地コンサルテーション制度(onsite consultation)と安全衛生達成度認定プ ログラム(Safety and Health Achievement Recognition Program: SHARP)がある。

労働安全衛生局は、内部に専門の部門(中 小企業支援部)を設け、これらの制度の運用 に当たっている。

現地コンサルテーション制度の特徴 は、強権的な合法性監督ではなく、安全 衛生条件の改善のための「良き相談者」 としての役割にあり、労働安全衛生局で 訓練を受けるが、監督官のような任用関 係にはない約1,800名のコンサルタ ントが前線業務を担当している。対象と する問題の選択は企業に委ねられ、無償 で実施されるが、従業員数250名以下 の事業所に限られ、重大なリスクが発見 されれば是正することにつき同意を求め られる。

労働安全衛生局は、このコンサルテ ィングに際して法違反を発見しても通告 や制裁を課すことはできない。こうした 柔軟性を持つ対話型の性格が、企業にも 好意的に受け止められている。

SHARP は、現地コンサルテーショ ンを受け、好例となる改善を達成した使 用者に認定され、計画的立入検査を1年 間免除されるメリットもある。VPP は、 先進的な取り組みを行っている企業に認 証されるのに対し、SHARP は、充分な資 源を持たない企業の改善努力を評価する 点で異なる。

現地コンサルテーション制度は、使 用者からも高い評価を受けており、これ による事業所の改善実績は年間約28, 000件に及んでいる。SHARPの認定 を受けた事業所も1,400に及んでお り、現地コンサルテーションを通じた安 全衛生条件の改善へ向けたインセンティ ブとして、一定の役割を果たしていると 思われる。

3 今後の日本の法制度のあり方に 関する社会調査の結果

過去2年間にわたる諸外国の関連法制度 調査と専門家やステークホルダーへの聴き 取り調査の成果を踏まえ、妥当性のある法 政策提言を行うこと等を目的として、日本 の専門家とステークホルダーが参画する研 究会を開催して得られた意見を質問内容に 反映させたうえで、企業等で安全衛生業務 に直接・間接に携わっている者を対象に、 WEB による社会調査を実施した。

<u>その結果、以下のような事柄が判明した。</u>

回答者及び回答者所属先の属性

回答者を安全衛生業務関係者に絞ったと ころ、中高年代の男性の回答者が多かった。 組織内での立場は、経営者、役員、人事・総 務、ラインの管理職、経営企画職などの中枢 ポストの回答者が65.4%を占めた。業種 別では、製造業、卸売・小売業、建設業、医 療・福祉、情報通信、公務の順で回答割合が 高かった。また、所属先の企業規模(従業員 数)では、99名以下で5割を超えており、 中小企業関係者が、一般に認識されている よりも、少なくとも安全衛生法令には関心 を持っている可能性が窺われた。

<u>また、安全衛生に関心を持ちやすい業種</u> <u>や企業規模の反映等の特徴がみられること</u> <u>から、本調査の信頼性もある程度裏付けら</u> <u>れた。</u>

<u>法制度に関する一般的な知識と評価</u> 「よく知っている」と「おおむね知ってい る」を合せて約5割に達し、その回答をした 者は、現行の法制度について、おおむね、内 容的には妥当だがより分かり易くする必要 があると評価していることが窺われた。

法改正の方向性

<u>法制度の簡素化には賛成回答が多かった</u> が、おそらくは改定によるデメリット 厳 格化されたり、既存の秩序を変える必要が 生じる可能性 を見通し、慎重な回答を選 択する者も多かった。

安全衛生の実現方法を事業者の裁量に委 ねる方向性については、反対はしないが、範 囲を限定すべきと考える回答者が多かった と解される。

<u>企業規模による罰金額の増減については、</u> 回答者の多くが、設計と執行に合理性とバ ランスが保たれる限り賛成する趣旨と解さ <u>れる。</u>

<u>安全衛生管理を怠った役員を国が強制的</u> に解任させる制度の導入については、存外 に賛成が多かった(38.4%)ことから、 少なくとも、経営トップ層による積極的な 関与が重要と考える回答者が多かったと察 せられる。</u>

中小企業等の場合、(当初から完全ではなくても、)段階的な法遵守を認める方向性については、概ね全ての企業規模関係者の回答で賛成が上回ったが、小規模事業と競争関係にあったり、小規模事業と足並みをそろえて法令遵守を図る必要があると解される中規模企業関係者に慎重な回答が多かった。段階的法遵守制度の適用に際しての審査を安全・衛生コンサルタント等の民間の専門家に委ねる方向性についても、同様の回答の傾向がみられた。

リスクアセスメントとその後の対応の一 般的な義務づけ、発注者、設計者等のリスク メーカーの責任強化、建設工事の発注者に よる発注先の安全衛生条件の審査の義務づ けのいずれについても、規制と運用に合理 性とバランスが保たれる限り、反対はしな い傾向が窺われた。

リスクアセスメントの推進を目的とする 労使協議、事業者から労働者への関連情報 の提供の義務づけ、労働者が知覚したリス クの事業者や行政への報告の義務づけにつ いても、規制と運用に合理性とバランスが 保たれる限り反対しない傾向が窺われた。

行政官に法の執行について広い裁量を与 える方向性と、労災発生率が高い事業体に 労災防止団体の関与を強化する方向性に関 する質問への回答からは、行政による強制 的関与よりは、労災防止団体によるソフト <u>な関与を望む者が若干多い傾向が窺われた</u> <u>が、前者についても反対は約1割にとどま</u> った。

政策の方向性

<u>安全管理者の国家資格化については、賛</u> <u>成と「どちらともいえない」が共に4割程度</u> <u>で拮抗したが、クロス検索の結果、法知識に</u> <u>詳しい者ほど必要性を認める傾向が窺われ</u> <u>た。</u>

<u>企業のトップ層によるリーダーシップの</u> <u>推進策については、賛成が過半数に達した</u> <u>が、「どちらともいえない」が約3割いたた</u> <u>め、この要素の重要性が関係者に充分に認</u> <u>識されていない可能性が窺われた。安全衛</u> <u>生の専門知識を持つ行政官の増員について</u> <u>は、賛成と「どちらともいえない」が拮抗し</u> <u>たことから、たとえ行政官に専門知識があ</u> <u>っても、強制的関与は避けたいと考える者</u> <u>が多い実態が窺われた。</u>

中小企業支援策の方向性

中小企業者と安全衛生の専門家を繋ぐウ ェブ上の検索サイトの設置については、賛 成がほぼ半数に達したが、「どちらともいえ ない」が約4割に上った。クロス検索の結 果、所属先の規模が小さい回答者ほど賛成 しない傾向が示されたため、事業体の規模 が小さくなるほど、安全衛生の実現に専門 家の関与が必要となること自体への認識が 不充分である可能性が窺われた。

中小企業によるリスクアセスメントの支援を目的としたウェブ上のツールの提供と人的支援体制の整備についても、賛成が半数を超えたが、「どちらともいえない」が35.8%に上った。クロス検索の結果、所属先の規模が小さい回答者は、押しなべて賛成しない傾向が示されたが、100~49

<u>9名規模の回答者の約6割が賛成したこと</u> から、中小規模の事業体では、概ねリスクア セスメントの必要性自体が認識されていな いが、100~499名規模の事業体では、 比較的認識が進んでいる可能性が窺われた。

中小企業における安全衛生の今後の担い 手については、上位回答が無償か廉価で利 用できる公的機関であり、その次に、日常的 に関わりが深いが、必ずしも安全衛生の専 門家とは限らない土業(社会保険労務土)が 入った。

__化学物質対策の相談先

<u>所属先で化学物質を取り扱う作業がある</u> と回答した者に、所属先の従業員が化学物 質にかかるリスクを感じた場合の相談先を 尋ねたところ、おそらくは機密保持の必要 性などもあり、基本的には内部で対処しよ うとするが、やむを得ない場合には、無償か 廉価で利用でき、機密が守られ易い公的機 関を頼ろうとする傾向が窺われた。

安全衛生文化醸成策の要点

<u>本調査のうち最重要項目である。結論的</u> <u>に、回答者のコンセンサスは以下の通りと</u> <u>察せられる。</u>

すなわち、安全衛生文化の醸成に最も寄与 するのは、明確な方針であり、それが法制度 化され、違反には制裁が下される条件が必 要である。ここでいう明確な方針には、リス クアセスメントの一般的な義務づけも含ま れる。他方で、日本の既成の文化に根差した 運動や教育の推進も必要である。経営トッ プ層に安全衛生教育を行うことや、組織内 の安全・衛生担当者らに職務に必要な権限 や知識の獲得機会を与えることも重要な意 味を持つ。ISOによる安全衛生マネジメ ント規格の策定も、産業の国際化を背景に、 <u>一定の圧力となるだろう、と。</u>

安全衛生の民間人材の活用の可能性

アメリカの SGE (Special Government Employee:特別政府職員)制度に倣い、政 府が民間企業に雇用されている有能な安全 衛生人材に対して、他社の安全衛生管理の 状況を調査し、必要に応じてアドバイスを 与える公的な職務を委嘱したら、自社の費 用負担となっても進んで派遣に応じるか否 かを尋ねたところ、「派遣する」が全体で2 3.8%に上り、10~49名規模に所属す る回答者でも23.0%が「派遣する」と回 答した。よって、実際に制度が実施されれ ば、大手企業のみならず、派遣に応じるとこ ろは多いと察せられる。

【考察及び結論】

<u>外国法制度調査とその結果を踏まえた専</u> 門家らによる討議、社会調査を経て導かれ た、日本の法政策への提言は以下の通り。

1 一般的提言

以下のリスク管理(本報告書において、 「リスクアセスメントとその結果に基づく 適切な対応」を意味する。以下同じ)の6要 素を各事業場で展開させるため、多面的で 専門的かつ柔軟な労働安全衛生行政の推進 が求められる。

 (a)組織の責任者による真摯で具体的な

 関与

 (b)構造的で計画的な取り組み

 (c)適切な人的・物的資源が利用できる

 条件の整備

 (d)全ての管理者による安全衛生の重視

 (e)直面課題に応じた柔軟な対応

<u>(f)</u>安全衛生と組織の生産性や競争力と <u>の一体視</u>

これは、組織的な安全衛生の学習と取り 組みの促進であり、事業場ないし社会全体 における安全衛生文化の醸成とほぼ同義な ので、行政による高権的な介入に加え、何よ り経営者の自発的な関与を必要とする。従 って、明確な目標設定と戦略、漸進的な取り 組みが求められる。

このうち戦略面では、高齢者を焦点とし た安全衛生行政の推進が考えられる。現在、 日本では、世界的にも最速のスピードで高 齢化が進行しており、平均寿命の上昇、年金 財政のひっ迫など様々な事情から、高齢労 働力の活用は、国の重要課題となっている。 法制度面でも、高年齢者雇用安定法による 65歳定年制の施行等の措置が講じられて いるため、経営者らにとっても重要課題と なって来ている。他方、高齢者は、若年者に 比べ、転倒、つまずきなどの労働災害に遭遇 したり、難治性の身体疾患にり患する割合 が高い。そこで、彼・彼女らを焦点とした対 策の推進が求められる。そして、その実施に より、一般的な安全衛生水準の向上も図ら れ得る。

<u>言うまでもなく、安全衛生管理は、法令遵</u> <u>守の視点のみでは完成しない。そもそも</u> 区々多様であり、ますます複雑多層化する 職場のリスクとの関係では、法令に過不足 が生じ得る。そこで、行政及び(個々の)行 政官には、専門性の強化を前提に、法制度的 に裁量を強化すべきと解される。それによ り、結果的には安全衛生の実現方法にかか る事業者の裁量も一定範囲で拡大するため、 実質的には性能要件型の規制ともなり得る。 <u>立法技術的には、イギリス(UK)のよう</u> に、安全衛生や快適職場形成を包括的に義 務づける罰則付きの一般的義務条項を定め、 その具体化を下位の規則や個々の監督官に よる個別的な命令に委ねる方策と、ドイツ のように、法律本法の一般的義務条項には 罰則を付さず、それを具体化する規則や 個々の監督官による個別的な命令に、罰則 による強制力を付与する方策があるが、日 本の事情に応じた方策が求められる。

日本の場合、罰則付きの法規定を新設す る場合、一般的に、立案の過程から罪刑法定 主義の要請を充たす厳格な定め方が求めら れるうえ、安全衛生立法について、それを覆 すだけの社会的支持があるとも言えないの で、イギリス的な方策は採り難い。かといっ て、法律本法に罰則に関する定めを置かず、 下位の規則や個別的な命令に罰則を設ける ドイツ的な方策も採り難い。結局、安全衛生 法の業法(法目的の達成のため、行政が事業 者に対し、一定の裁量をもって監督指導を 行う根拠を提供する法)としての性格を強 化する方策が妥当であろう。

先ず、法律本法は、できる限り目標が明確 な基本原則を示し、罰則を付すよう図るべ きではあるが、現実的には労使を含めた関 係者間の調整の必要性、対象となるリスク の多様性や不確実性などから困難を伴う。 そこで、特にリスク創出者に対するリスク 回避措置の義務づけ等、重要な原則を義務 化する努力は継続しつつも、それが叶わな い限り、安衛法の基本原則、体系等を示した 大綱を設ける、従前以上に詳細部分の具体 化を厚生労働省令等に委任し、原則を明確 に示す規定を設ける等の方策が求められよ う。なお、努力義務規定にも、強制規範への 布石、行政における予算の獲得や体制づく り、関係業界や産業社会への啓発、民事裁判 への影響など様々な意味があるので、強制 規範形成への関係者の合意が得られない場 合等には活用されるべきと思われる。努力 義務規定より1ランク上と認識されている 配慮義務規定は、規制対象となるリスクの 多様性や不確実性との関係などから結果責 任を問えないが、手続的な措置を求める趣 旨で有意義と解されるが、対策の必要性の 高い対象に関するものであれば、事業者側 に安全衛生の証明責任を課し、事情に応じ た具体的な要件が手続的に明らかにするよ うにすることや、望ましい措置の詳細を実 施省令(法の委任を直接受けず、法の実施を 目的として策定される省令) で示すこと等 を前提に、罰則を付す努力が求められよう。 罰則を伴わない義務規定も、アナウンス効 果のほか、罰則付きの義務規定への布石と しての意味は大きい。

施行令や規則(政省令)については、現在 の法制度の下でも、折々の事情に応じて行 政が主導し、適宜、罰則付きで策定されてい るので、それを根拠づける法律条文を大き く修正する必要はないと思われる。ただし、 法律と政省令の関係については、再考の価 値がある。安衛法令では、罰則付きの政省令 は原則として法律の委任を受けているが、 そうした政省令が、親法の解釈を完全に「き 束」してしまうとなると、構造的に過不足が 生じ得る。確かに罰則を付す場合には、罪刑 法定主義の要請を拒み難いが、刑法典(明治 40年4月24日法律第45号)自体も精 神的犯罪を含め、抽象的な定めを多く盛り 込んでいる以上、人の命や健康に関わる安 衛法令でそれが許されない理由はない。現 に、「労働者に危険を及ぼすおそれのある」 場合に囲いの設置を求めている安衛則第1 01条のように、不確定法概念(解釈に幅の ある抽象的な文言)を持ち込んだ規定もあ る。よって、政省令側での定め方に一定の抽 象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事 業者側に安全性の証明責任を課す、専門官 による判定を行うなどの手続き面での規定 により、要件を個別的に特定していく必要 があると解される。望ましい仕様の詳細は、 法の履行を支援するガイドラインの役割と しつつ、悪質さが窺われる対象者には、その 定めも参考に執行を図るのが妥当と解され る。

次に、個々の監督官による具体的な命令 については、現行法第98条第1項に列挙 された条項の違反にする場合には、それら <u>を具体化する個別の規則違反に該当しない</u> 場合も含まれる旨の規定を同条に加えるか、 行政解釈で示すことが望まれる。また、現行 法第99条に新たに1項を追加し、第1項 で要件とされた「労働災害発生の急迫した 危険があり、かつ、緊急の必要があるとき」 に当たらない場合(特に法第28条の2の 違反が認められる場合等)にも、複数の専門 官の判断により一定の危険(許容できない 危険)があると認められる場合等には、労災 防止上必要な措置を勧告又は要請できる旨 に加え、当該勧告又は要請を受けた者が、そ れを遵守せず、かつ、監督署長が専門家の意 見を聞き、一定の危険(許容できない危険) が残存していると認めた場合には、労災防 止上必要な措置を命じられる旨を規定する 等の方策が考えられる。

<u>なお、安衛法の業法としての性格を強化</u> すると、その分だけ、政省令の制定や、個別

的な命令の発令を行わずに被害が生じた場 合に、国の規制権限不行使の責任が問われ るリスクが高まる可能性がある。よって、質 的に重要だが、不確実性が拭えないリスク 等については、現にそうされているように、 現行法令上、健康保持増進対策ないし快適 <u>職場形成を含め、</u>努力義務規定などとされ ているものの履行を支援するためのガイド ラインで対策を規定し、周知することとし、 それをもって足りる旨を法律本文に定めて 実施する等の方策も考えられる。労働災害 防止協会による労災防止規程(労働災害防 止団体法第2章第3節)の策定に委ねる方 策もあり得るが、同協会は、ドイツの労災保 険組合のように強制加入ではなく、法律上 は可能だが実際には規程違反に対する制裁 も設けられていない(最高でも「警告」にと どまる)ため、現状のままでは、規制権限不 行使の免責事由とはなり難いし、策定、運用 共に困難であろう。

他方、様々な制約から、当初から十全な法 令遵守が困難な中小規模の事業体について は、罰則等による威迫を含め、労災防止へ向 けた明確な方向づけと共に、その実現を図 る事業者らに対しては、低リスクな違反事 項の是正につき、一定の猶予も必要となる。 現状でも、監督指導の実際において、そうし た事業者らに形式的で不均衡な法執行(是 正勧告書の発布や送検)はしていないはず だが、イギリス(Enforcement Policy Statement,

<u>http://www.hse.gov.uk/pubns/hse41.pdf)</u> やアメリカ (Field Operations Manual (FOM).

<u>https://www.osha.gov/OshDoc/Directive p</u> df/CPL_02-00-160.pdf)のように、そうした 状況に応じ、柔軟性のある取扱いを明文化 することで、監督官による措置の斉一化を 図る方策もあり得よう。その際、猶予の前提 として、労働基準協会や労災防止団体など が専門的な研修を行い、認証した安全・衛生 コンサルタントや社会保険労務士などに監 査を行わせ、猶予の必要性を証明させる方 策を講じれば、安全衛生の専門性の高い人 材の育成にも繋がる可能性があると思われ る。

また、労働者の危険有害物へのばく露の ように特に不確実性の高いリスクへの対応 に際しては、以下のような対策のメニュー (安全衛生インフラ)を増やし、そのいずれ かがヒット(:効果を発揮)するように図る 必要がある。もっとも、この方策にも相応の 費用を要するため、結局、上述した産業界や 社会全体における安全衛生文化の醸成とそ のための戦略が求められよう。

<u>ア 法規則の集積 (accumulation of</u> good regulation) <u>イ 現実的で均衡のとれた法執行</u>

<u>(effective and proportionate</u> <u>enforcement)</u>

<u>ウ 検査官 (inspector)の専門性の高</u> <u>さ、</u>

<u>工 事業場ごとの安全衛生管理を監</u> <u>視・支援する安全代表制度(system of</u> safety representative)

<u>オ 業務プロジェクトのリーダーによ</u> る安全リーダーシップ(職場に応じた標 <u>準の策定と信賞必罰など)の涵養、</u>

<u>カ 安全意識を高め、行動変容を促す</u> <u>規格(BS: British Standard など)</u> キ 専門的な行政機関(Health and

 Safety Executive: HSE)による災害疾

 病やヒヤリハット情報の確実な収集、

 ク 建設業におけるプロジェクトの設

 計者、発注者、関係請負人などに安全管

 理義務を課すこと、

 ケ 民間団体による安全衛生に関する

 専門家の養成と適格性認証、

 コ 法令でリスク管理のために適任者

 を選任するよう定めること、

 サ 技術革新による設備・器具自体の安

 全性の向上

2 個別的提言

(1)法令関係

<u>ア 安全管理者の国家資格化、各種国家</u> 資格の更新制度の導入を契機とする安全衛 生の専門家(安全衛生人材)の育成及び能力 の向上

上記のような法規制に実効性を持たせる うえで、安全衛生の専門家(安全衛生人材) の育成や能力の向上は、極めて重要な意味 を持つ。リスク管理との関係では特に、各事 業体の事業の性質に応じて必要な専門性を 持つ者と協働する体制を整備して運用でき る者の育成が求められる。その出発点とし て、安全管理者の国家資格化、各種国家資格 の更新制度の導入が求められよう。また、学 習の対象にも動機づけにもなり得る安全衛 生関係情報(職場のハザード、リスク、有効 な対応策など)の共有を図る必要もある。

安全衛生人材の質量は、行政・民間の双方 で充実化させる必要があるが、いずれも事 業者による専門性の重視と応分の費用負担 育成費を含む人件費や、外部専門家の委 託費などが出発点となる。そして、事業者 に高額な費用を負担させるには、それを当 <u>然視させる安全衛生文化の醸成と、それを</u> <u>支援する戦略が求められる。</u>

イ リスク最小化原則(排除できるリス クは排除し、それが困難なリスクは最小化 すべきとする原則であり、3ステップ・アプ ローチ (先ずはリスク調査をして集団的措 置を中心に本質的な排除・低減策を講じ、そ れが叶わない場合に個別的、人的措置等を 実施する方策)に代表される)や、その原則 とも深くかかわるリスク創出者管理責任負 担原則(リスクの管理責任は、製造者、設計) 者、発注者等のリスク創出者が負担すべき とする原則)など、イギリスなどで採用され ている予防上の重要な原則については、法 律本法や大綱に規定する必要があると思わ れる。なお、重層的下請関係下での発注者や 元請事業者の安全衛生責任の強化及び具体 化を図るため、発注先が法定の安全衛生要 件を充たしているかを、発注に際して発注 元に審査させる方策も考えられる。

ウ 事業体の役員の責任強化

<u>事業体の役員の業務が労働安全衛生に及</u> ぼす影響の大きさや、現にそれゆえに企業 の取締役個人の民事責任を認める判例が複 数登場して来ていること、イギリスでは既 にそうした法制度が採用され、実際の運用 もされていること、何より事業体ごとの安 全衛生文化の醸成には、トップ層による安 全衛生への責任的関与を図る必要があるこ と等に基づき、現行法上の違反行為者への 刑事制裁規定とは別に、安全衛生の運営を 担う事業体の役員が、内部統制システムの 管理を怠ったことにより重大な労働災害を 発生させた場合、それゆえに刑事制裁を科 す旨の規定の新設について検討しても良い と思われる。 <u>エ 一定条件を充たす対象にかかる規制</u> の性能基準化

リスクの要因と実効的な対策が明確な対 象には、仕様的な危害防止基準(仕様基準: なすべきこと・なすべきでないことを特定 的に定める基準)で規制を行い、そうでない 対象には、できる限り、性能基準(達成すべ き目的のみを特定し、達成の手段は名宛人 の合理的な裁量に委ねる基準)で規制を行 うのが適当と解される。具体的には、リスク 要因が不確実な場合、実効的対策が不確実 か、 場所的、条件的、将来的に より実効 性の高い対策があり得る場合などが該当し よう。性能基準を採用する場合にも、強制力 を持たず、基準の履行を支援するガイドラ インは充実化させる必要があり、独自の方 法で求められる性能を達成できない名宛人 は、それに従う限り違法を問われないこと とする 違法性の判断基準ではなく、合法 性の判断基準として用いる 方策が妥当と 思われる。

すると、必然的に、安全関係では仕様基準 が中心になり、衛生や快適職場形成関係で は性能基準が中心になると察せられるが、 既に仕様基準が採用されている規制を性能 基準に改める場合には、既存の仕様基準が 個々の事業体の安全衛生を確保するための 砦や秩序のバックボーンになっている場合

<u>例えば、当該規制にかかる定期的な検査</u> が行われ、その結果が安全衛生関係部署に 伝達されることになっている場合など も あるので、不用意に廃止されないよう留意 する必要がある。

オ 新たに中小企業を対象とした遵法の 猶予制度(段階的遵法の許可制度)を設ける 場合には、各基準を定める法令本文に、「事 <u>業の性質上可能な限り」等の文言を加える</u> 方法もあり得るが、膨大な改正作業を要す るため、当該制度に関する1条を別途加え る方法の方が現実的と解される。

また、そうした法制度の新設に際しては、 併せてリスクアセスメントの普及促進を図 るため、アメリカの SHARP (Safety and Health Achievement Recognition **Program**:安全衛生達成度認定プログラム) のように、中間指標を設けてその達成を積 極的に評価すると共に、彼国の現地コンサ ルテーション制度(民間の安全衛生人材が 政府のクレジットを得て他社を訪問し、安 全衛生についてアドバイスを与えること等 <u>を内容とする制度) EU の OiRA (Online</u> Interactive Risk Assessment) 等に倣い、 WEB 上のツールの設定と人的な支援を組 み合わせる必要がある。前述した通り、中小 企業等の改善努力の証明は、労働安全・衛生 コンサルタントや公的機関での研修と認定 を受けた社会保険労務士等に行わせ、行政 が審査する方法を講じることにより、前者 と中小企業の接点を創り、後者に安全衛生 知識をもたらす等の副次的効果を期待でき る。

<u>カ</u>労災発生率が高いか重大労災が生じ た事業体(の事業者)に対する労災防止団体 の関与の強化

日本の労災防止団体法の立法者が起案に 際して参考にしたドイツやフランスの労災 防止団体制度は、強制加入制度を採用して おり、なおかつ労災保険も司っているため、 保険金拠出を減らすためには予防活動に尽 力するという構造的圧力に晒されており、 安全衛生講習の受講者数も日本とは比較に ならないほど多い。そうした条件下、日本で は、労災による死傷者数(被災による休業日 数4日以上の件数)は、昭和35年をピーク に4分の1程度に減少しているが、依然と して約900名弱の死亡災害、11万件強 の休業日数4日以上の死傷災害が発生して いる(厚生労働省「労働災害発生状況」平成 28年速報値 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukij un/anzeneisei11/rousai-hassei/))。そこで、 労災発生率が高いか重大労災が生じた事業 体(の事業者)に対する労災防止団体等の関 与の強化を図る必要があると解される。

<u>労災防止団体は、既に、現行法第99条の</u> 2、第99条の3に基づく「労働災害防止業務従事者及び就業制限業務従事者に対する 労働災害再発防止講習」の指定講習機関(指定条件等の詳細は、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」を参照されたい)となっているので、先ずはその履行の徹底を図る必要があろうが、概ね数時間の講習にとどまるので、 重大労災が発生した場合に適用される安衛 法第78条以下の安全管理特別指導事業場 (「トクアン」)や衛生管理特別指導事業場 (「トクエイ」)の指定制度と連続するよう に、より継続的かつ体系的な関与が求めら れよう。

<u>キ</u>総合的な化学物質対策の推進(化学 物質対策の多チャンネル化)

<u>有害物などハザードやリスクの評価に不</u> 安定性や相対性を伴い、未知の物質(新規物 <u>質)や混合物も次々に登場し、事業体の企業</u> 秘密に関わり、それでも産業として有効活 用が避けられないものによるリスクへの対 策では、対策の幅を拡大し - 複数の対策メ ニューを用意して - 、そのいずれかがヒッ ト(:効果を発揮)するようにする必要があ る。具体的には、タテ(サプライチェーンの 上流から下流に至るリスク情報の共有やリ スク低減策の実施)・ヨコ(GHSなどの国 際的なハザード(ないしリスク)に関する情 報の共有)・タカサ(現場でのばく露実態等 の調査・分析)の3方向での展開を法政策的 に図る必要があると解される。

<u>ク</u>労働者によるリスク情報の報告の義 務づけ

関係者間でのリスク情報の共有(いわゆ るリスク・コミュニケーション)の徹底のた め、ECの安全衛生枠組み指令に倣い、労働 者に自ら認識したリスク情報の事業者や行 政への報告を法令で義務づける方策も考え られる。

たしかに、にわかに実効性を担保するこ とは難しいが、社会啓発や、行政による監督 指導への根拠づけ、民事裁判への影響など の効果が見込まれる。

<u>ケ</u>産業医や産業保健スタッフによる難 治性疾患り患者や病前性格者らの就業支援 機能の強化

高齢化が急速に進み、医療や社会保障関係の支出が増える中、産業保健の役割が重要性を増している。とりわけ個々の事業場で産業保健をリードすべき産業医は、ただ不調者の就労判定を行うだけではなく、主治医を含む様々な関係者と協働しつつ、適切な就業調整により彼・彼女らの就業を支援すること(:就労判定可能性の拡大)等を通じて、労使に貢献せねばならない。

<u>そのため、その勧告の実効性の強化が図られる必要がある。たとえば、現行法第65</u> <u>条の4の作業時間規制では、目下、規則(省</u> <u>令)で潜水業務と高圧室内業務のみが対象</u> とされているが、産業医面談を通じた就業 上の配慮として就業制限がなされる場合に は、その対象業務にも本条の適用を及ぼす ことで、実質的に心理社会的リスクを含め た多様なリスクを同条の適用範囲に入れる ことができると思われる。

(2) 政策関係

<u>ア 公使の共働による「安全衛生経営」の</u> <u>推進</u>

目下、経済産業省により、「健康経営」と いうキーワードを用いた政策が図られてい るが、本来的には、安全衛生全般を重要な経 営課題として、経営者のリーダーシップに より推進させる必要がある。イギリスでは、 HSC(Health and Safety Commission)と経 営者協会が共同して彼らのリーダーシップ 行動論に関<u>するガイダンス(HSE, Leading</u> health and safety at work -Actions for directors, board members, business owners and organisations of all sizes-,2013.) を発行しており、安全衛生担 当役員の選任は、安全衛生の戦略的重要性 に関する企業の理解の象徴である("The presence on the board of a health and safety director can be a strong signal that the issue is being taken seriously and that its strategic importance is understood." HSE,p4.)との認識も示されている。

<u>そこで、日本でも、適当な条件が整った時期に、行政と経営者団体が共働し、「高齢化時代の安全衛生経営」など適当なキーワードを用い、経営層による労働安全衛生推進のリーダーシップに関するガイダンスを発行し、安全衛生担当役員の選任を誘う方策が望まれる。</u>

<u>イ 厚生労働省の労働保険の適用状況検</u> <u>索サイトの充実化</u>

<u>厚生労働省の労働保険の適用事業場検索</u> サイトに、先ずは安全衛生表彰やあんぜん プロジェクトへの参加等の情報も掲載し、 その後掲載情報を増やすことで、安全衛生 への取り組みの動機付けを図る。

<u>ウ 労働監督行政体制の見直し</u>

<u>実効的な労働監督行政のためには、各管</u> 区の事業場数や地域性などを考慮する必要 がある。そこで、少なくとも、事業場数と災 害発生率に応じた監督官の配置を行うこと が望まれる。

<u>工事業場内の安全衛生人材のステータ</u> ス向上の推進

事業場内のリスク管理の展開には、それ を主導し、管理できる安全衛生人材が必要 だが、そうした人材の事業場内、ひいては社 会的なステータスが高まり、高い処遇を受 ける条件が整わなければ、志望者は増えず、 養成機関も成り立たない。

そのサイクルを逆回転させるには、やは
 り経営トップ層への意識付けが重要な意味
 を持つ。そこで、元に帰って、1で述べた高
 齢者を焦点とした安全衛生行政戦略や、2
 (1)イウで述べた基本的な法原則の確立
 と厳格かつ柔軟な執行などが求められよう。
 オ 外部の安全衛生人材の検索用WEB
 サイトの設置

特に中小企業者から外部の安全衛生人材 (安全・衛生コンサルタント等)へのアクセ スを容易にするため、検索用のWEBサイ トを設置する。検索情報として、大まかな住 所、業務受託の可否、得意業務、過去の業務 経験、標準報酬などが考えられる。

カ 民間の安全衛生人材の活用

アメリカで、VPP の現地調査に当たる SGE(特別政府職員:Special Government **Employee**)や、主に中小企業をターゲット <u>にした現地コンサルテー</u>ション制度を担う 政府と任用関係にないコンサルタントを参 考にして、専門官ポスト(産業安全専門官及 び労働衛生専門官規程(昭和47年9月3 0日労働省令第46号))等に、専門分野ご とに、相応の条件で民間の安全衛生人材を 任用すると共に、派遣元企業が人件費を負 担して自社が雇用する安全衛生人材を、政 府からの委嘱を受けて他社の安全衛生事情 を視察のうえ、アドバイスさせる制度を設 ける方策が考えられる。その際、コンサルタ ントは、たとえ法違反が発見されても、官公 署に通告する義務を負わないが、重大なリ スクが発見されれば是正することに同意を 得るようにする必要があろう。

___キ 中小企業対策の推進体制の創設

2(1)オに記載したような中小企業対策 を実施するため、可能であれば、厚生労働省 の安全衛生部内に中小企業担当班等を設置 する。

<u>ク</u>安全・衛生委員会制度の実効性の強 化

<u>事業場におけるリスク管理を監視し、推</u> 進するという重要な役割を持つ安全・衛生 委員会の実効性を高めるため、業務執行や 安全衛生対策につき実質的な権限を持つ担 当役員の参加、決議事項の実施等を制度的 に担保する。

______安全衛生教育の強化

既に法制度化されている作業主任者への
 技能講習、危険有害業務従事者への特別教
 育、一般従業員の雇入れ時教育などを充実
 化すると共に、未だ法制度化されていない

経営のトップ層(総括安全衛生管理者等) 一般従業員層への一般的な安全衛生教育の 実施を図る。労働災害防止団体が実施する 研修を受講すると労災保険料が下がる仕組 みなどの導入なども考えられる。

<u>コ 安全衛生研究の推進</u>

<u>労働安全衛生総合研究所等の研究機関が、</u> 基礎研究と応用研究の両面で充分な研究成 果を挙げられるよう、充分な予算の配分と 安定的雇用の確保を図る。なお、基礎研究面 を疎かにすると、研究者にとって、研究所と しての魅力を保ちにくく、優秀な研究者の 維持獲得が難しくなることに留意する必要 がある。

F.研究発表

Takenori Mishiba, Risk assessment from a legislative perspective : The relationship between characteristics of laws and policies and the concept of risk in various countries, international workshop on occupational safety and health, National Institute of Occupational Safety and Health, Japan, 16th Feb.2017.

G.知的所有権の取得状況 該当せず。

H.**引用文献** 各分担研究報告書を参照されたい。